

平成25年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	9	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情			
	10	火	休 会			
	11	水	本会議（2日目） ・一般質問（6人）			
	12	木	本会議（3日目） ・一般質問（2人） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会			
	13	金	常任委員会			
	14	土	休 会			
	15	日	休 会			
	16	月	休 会			
	17	火	常任委員会			
	18	水	休 会			
	19	木	常任委員会			
	20	金	休 会			
	21	土	休 会			
	22	日	休 会			
	23	月	休 会			
	24	火	休 会			
	25	水	休 会			
	26	木	休 会			
	27	金	休 会			
	28	土	休 会			
	29	日	休 会			
	30	月	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	
10.	1	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	2	水	本議会（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 決算特別委員会設置 ・ 陳情 ・ 発委 ・ 報告 ・ 議員の派遣 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会 		

平成25年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成25年 9月 9日

閉会 平成25年10月 2日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案58	さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について	25.09.09	25.10.02	原案可決	総務厚生
59	さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
60	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
61	さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
62	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	2 常任
63	平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	総務厚生
64	求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について	〃	25.09.09	可決	—
65	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
66	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第5号)	25.10.02	25.10.02	原案可決	—
67	平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について	〃	継続審査		決算
68	平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃		〃
69	平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
70	平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃		〃
71	平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
72	さつま町副町長の選任について	〃	25.10.02	同意	—
陳情3	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について	25.09.09	〃	採択	文教経済
4	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発委 2	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について	25. 10. 02	25. 10. 02	原案可決	
3	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	
4	道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	
報告 9	平成24年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	報告済	
10	平成24年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	
議員派遣の件		〃	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	〃	

平成25年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月9日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について	5
（提案理由説明）	
議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	5
（提案理由説明）	
議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	5
（提案理由説明）	
議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
陳情について	9
散 会	10
○9月11日（第2日）	
一般質問表	11
会議を開催した年月日及び場所	13
出欠席議員氏名	13
出席事務局職員	13
出席説明員氏名	13

本日の会議に付した事件	1 4
開 議	1 5
一 般 質 問	1 5
森山 大議員	1 5
日高町政 2 期目の課題について	
川口 憲男議員	2 6
介護保険事業について	
東 哲雄議員	3 4
農業振興の施策について	
消防本部の体制について	
町道の管理について	
桑園 憲一議員	4 5
農業公社設立構想について	
国産木材の利用を促進するための「木材利用ポイント制度」について	
上久保澄雄議員	5 2
地域活動の推進と条件整備等について	
県外在住者等からの提案制度の創設について	
米丸 文武議員	5 9
町道における今後の管理のあり方について	
延 会	6 7

○9月12日（第3日）

一般質問表	6 9
会議を開催した年月日及び場所	7 0
出欠席議員氏名	7 0
出席事務局職員	7 0
出席説明員氏名	7 0
本日の会議に付した事件	7 1
議案付託表	7 2
開 議	7 4
一 般 質 問	7 4
木下 賢治議員	7 4
薩摩中央高校の維持振興について	
入学志願者を増やす環境づくりについて	
岩元 涼一議員	8 3
地域活性化策の検討状況について	
竹林整備支援事業について	
議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について	9 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について	9 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	9 1

(総括質疑・委員会付託)	
議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	9 1
(総括質疑・委員会付託)	
議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第4号)	9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ...	9 6
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	9 6
○10月2日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	9 7
出欠席議員氏名	9 7
出席事務局職員	9 7
出席説明員氏名	9 7
本日の会議に付した事件	9 8
開 議	9 9
議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について	9 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について	9 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	9 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について	9 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第4号)	9 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ...	9 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第5号)	1 1 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について	1 1 1
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	1 1 1
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について	1 1 1
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	1 1 1
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	1 1 1
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	

議案第72号	さつま町副町長の選任について	117
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第3号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について	118
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第4号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について	120
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第2号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案)の提出について	121
	(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第3号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書(案)の提出について	122
	(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第4号	道州制導入に断固反対する意見書(案)の提出について	123
	(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第9号	平成24年度健全化判断比率の報告について	124
	(内容説明・質疑)	
報告第10号	平成24年度資金不足比率の報告について	124
	(内容説明・質疑)	
議員派遣の件		125
	(決定)	
閉会中の継続審査・調査について		125
	(決定)	
閉	会	125

平成25年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成25年9月9日

平成25年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成25年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
企 画 課 長	湯下 吉郎 君	教委総務課長	上野 俊市 君
福 祉 課 長	王子野 建男 君	社会教育課長	岩元 義治 君
介護保険課長	中村 慎一 君	文化課長	橋ノ口 賢二 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	農政課長	平田 孝一 君
町民課長	前田 淳三 君	建設課長	三浦 広幸 君
総務課長	紺屋 一幸 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
財政課長	下市 真義 君	商工観光課長	赤崎 敬一郎 君
工事検査室長	小永田 浩 君	企業誘致対策室長	湯下 吉郎 君
税務課長	松尾 英行 君		
消 防 長	高木 卓朗 君		
環 境 課 長	貴島 晃人 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について
- 第 6 議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について
- 第 7 議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 8 議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 9 議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 第12 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第13 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第3回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、岩元涼一議員及び8番、新改幸一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの24日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月2日までの24日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについてはお手元に配付してありますので、口頭報告は省略します。
監査委員から例月出納検査、学校給食センター及び学校備品監査の実施結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところであります。
この中で、7月9日と8月2日に行われました川内川改修促進期成会及び川内川上下流改修促進

期成会によります要望活動に関します事項と、7月11日の薩摩西郷梅生産組合の6次産業化推進事業計画認定報告及び7月18日に行いました高校振興対策に関する鹿児島県教育長要望活動並びに7月23日に行いました県立公園整備促進に関する県知事要望活動などにつきまして、補足して御報告をいたします。

まず、7月9日と8月2日に行われました川内川の改修促進期成会及び上下流改修促進期成会によります要望活動についてであります。

御案内のように、本町を貫流します川内川は梅雨期の集中豪雨、あるいは台風時期の豪雨のたびに流域住民に洪水に対する不安を増幅させ、各地において浸水被害をたびたび引き起こしてまいったところがございます。特に、平成18年の県北部豪雨災害においては、新町さつま町が誕生して間もないときに発生をいたしました大規模な災害として、今もなお、記憶に新しいところがございます。

平成19年度から進められました川内川の河川激特事業も本年3月に見事に完成をいたしまして、治水安全度の向上が図られたところがございます。近年の全国的な大規模な自然災害の発生状況を見ますと、これまで以上に自然災害に対する住民の不安というのは高まっておりますので、より一層の治水安全度の向上が求められるところがございます。このようなことから、川内川流域の市町及び県が結束をいたしまして、川内川の河川管理を行っております国土交通省九州地方整備局及び川内川河川事務所へそれぞれ赴きまして、治水安全度のさらなる向上へ向けた要望活動を行ってきたところでもあります。

本町におきましては、鶴田ダムの再開事業の早期完成、これが説明にありましたとおり、平成27年度が2年間延長して平成29年度までということになっておりますが、その早期完成及び内水対策というのが、今後の大きな課題でございますので、排水機場の早期整備、それからこういったこと等を踏まえて安全性の向上を図る護岸整備、あるいは以前から要望が出されております川原、時吉の環境整備、虎居まで含めた市街地部上流の時吉を含めた環境整備等についても、これまでも要望いたしておりますけれども、特にまた、これも挙げまして要望を行っております。

次に、薩摩西郷梅の生産組合6次産業化推進事業の計画認定報告についてでございます。

7月の11日に6次産業化法に基づきます農林漁業経営の改善を図るため、農林水産物等の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動としまして、薩摩西郷梅生産組合の事業計画が、本年6月3日付で農林水産大臣の認定を受けたところがございます。

6次産業化の推進につきましては、私のマニフェスト政策としましても取り組みを進めているところがございますが、この地域資源を活用した事業計画が認定をされまして、本格的な事業推進が、これからまた進められるということで大いに期待をいたしているところがございます。法人化も組織をされておりますので、これについてはモデルとして、6次産業化の、これから梅に限らず、いろいろと輪が広がっていくことを期待をいたしております。町といたしましても、この梅の関係につきましては積極的に支援を進めてまいりたいと考えておりまして、今回の補正でも、その準備のための予算もお願いをいたしているところがございます。

次に、高校振興対策に関する鹿児島県教育長要望活動についてであります。

本町における唯一の高等学校であります薩摩中央高等学校の振興発展を図るために薩摩中央高等学校振興対策協議会を設置をいたしております。高校振興に対するさまざまな対策をこれまで行ってきたところでありますが、新聞紙上でもおわかりのとおり、当高校への進学希望者数というのは年々減少をいたしまして、募集定員に満たない状況が続いております。

県の教育委員会におきましては、再編を含む募集定員の策定を年度ごとに検討をいたしており

まして、既に26年度についても説明がされておりますけれども、本町にある地元高校としまして、現状に対する危機的な意識を、やはり全町民で持っていただきまして、この現状を打開する必要があると思っております。

そういうことで、一昨年に続きまして、今回も、私と教育長、それから議会議長、同窓会長、県議も一緒でございますが、ともども、県教育長に対しまして削減などの拙速な対応を行わないように要望を行ってきたところでございます。

最後に、7月23日に実施をいたしました県立北薩広域公園の整備促進に関する県知事の要望活動でございます。

北薩広域公園につきましては、平成14年にふるさとゾーン、約42ヘクタールが開園をいたしました。体験工房、キャンプ場、運動公園等を活用した催しが年間を通して開催をされております。今のところ、年間約16万人が来園をする公園になっております。

しかし、公園の全体構想になっておりますテーマゾーン、歴史ゾーンの整備というのが、鹿児島県で全国フラワーパークのイベントがございましたので、そういった経費等もございまして、しばらく停滞をしたところでございますけれども、当公園の早期の全体的完成が待望されているところでございます。既にテーマゾーンについては、また新たに着工は始まっておりますけれども、さらなる促進を図るために、今回、直接、町議会議長、井上県議一緒に知事へ具体的な項目を挙げまして要望を行ってきたところでございます。知事の御回答とされましても、前向きな考え方がお示しをされたところでございます。

なお、8月の21日は、川西薩の地域振興協議会におきましても、この北薩広域公園の整備促進を初め、北薩横断道路、地方バス路線維持対策、地域医療確保対策などについての知事要望を行ってまいったところでございますが、この北薩広域公園の利用促進については、町におきましても、学生スポーツ合宿のメッカとして、運動公園の活用とか、あるいはキャンプ場の利用促進に積極的に関与をいたしてきております。

また、地元ボランティア団体によります本の読み聞かせ会とか、いろんな活動も開催をされておりまして、多くの町民の皆さんにも親しまれる施設となっているかと思っております。今後、さらなる利用促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」、日程第6「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」、日程第7「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第8「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第9「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第10「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第5「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」から、日程第10「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第58号から議案第63号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」であります。

さつま町高齢者ふれあい館は、現在、設置目的に沿った利用実態がなく、今後の利活用も見込まれないことから、本施設を廃止しようとするため提案するものであります。

次に、「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」であります。

これは、県の家畜導入事業補助制度の変更に伴いまして、助成制度の拡大を図るために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、子育て環境の充実を図るため、子供にかかる医療費の助成対象を中学生まで拡充しようとするに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」であります。

これは、町内全域において、事業者の新たな設備投資及び事業規模の促進が図られますよう本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正につきましては、マニフェストに基づく新たな政策事業や既存事業の拡充などを柱に編成をいたしたところであります。

また、東日本大震災の復興財源としての職員給与の減額措置を含む職員等の人件費の減額分も計上いたしております。

このほか、林業振興費に関する経費及び道路新設改良費、道路・橋梁・河川災害復旧費、道路維持費、ふれあい交流施設等費、農地・農業用施設災害復旧費、保育所運営費、介護保険対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,939万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億5,858万8,000円とするものであります。

次に、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、償還金及び一般会計繰出金に要する経費を補正するため提案するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,114万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,514万8,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○福祉課長（王子野建男君）

それでは、「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」その内容を御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（平田 孝一君）

続きまして、「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（下市 真義君）

それでは続きまして、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、9月12日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

しばらく休憩します。再開はおおむね10時45分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（舟倉 武則議員）

それでは再開します。

ここで執行部から議案第59号の内容の訂正の申し出があります。執行部の訂正を許します。

○農政課長（平田 孝一君）

済いません。資料の訂正をお願い申し上げます。先ほど議案書の中で「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」内容の説明を申し上げましたが、附則の中の経過措置に、「この条例による改正前のさつま町肉用牛特別導入事業基金条例の規定は」は、この条例による「改正前」ではなくて、「改正後」のということで訂正をお願い申し上げます。ここにおわびし、訂正をお願い申し上げます。

○議長（舟倉 武則議員）

課長の発言のとおり訂正があったものとして取り扱います。

△日程第11「議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震

補強及び大規模改造工事請負契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について」提案の理由の説明を申し上げます。

これは求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事について、8月29日に入札を行った結果、末廣・薩摩工務店特定建設工事共同企業体が落札したものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては所管の課長が説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○教委総務課長（上野 俊市君）

それでは、「議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

お諮りします。「議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 求名小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について」は可決されました。

△日程第12「議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。
人権擁護委員のうち、松尾君子氏が、平成25年12月31日付をもって任期満了になることに伴い、新たに餅田慶子氏を推薦しようとするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。
内容につきましては町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民課長（前田 淳三君）

では、議案集の65ページでございます。「議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について」は原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について」は原案によるものを適任と決定しました。

△日程第13「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「陳情について」であります。

本日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。9月11日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時55分

平成25年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成25年9月11日

平成25年第3回定例会一般質問
平成25年9月11日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(5) 森山 大	<p>1 日高町政2期目の課題について</p> <p>(1) マニフェストに掲げた事業の具体的な推進策について伺う</p> <p>(2) 人口減少に伴う財政等への影響と定住対策について伺う</p> <p>(3) 国民健康保険事業の運営状況と今後の取り組みについて伺う</p> <p>(4) 長期的な財政運営計画について伺う</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 介護保険事業について</p> <p>(1) 次期介護保険事業における保険料算定に対する考え方を伺う</p> <p>(2) 福祉課・介護保険課・健康増進課の3課連携の充実を図り、元気な高齢者が暮らす活気のある地域形成は喫緊の課題と考える。健康の維持・増進に対する施策を講じることは、介護保険事業においても保険料の軽減につながり、健全で安定した事業推進が図られるものと考えているが、見解を伺う</p>
3	(6) 東 哲雄	<p>1 農業振興の施策について</p> <p>(1) 農業算出額1億円以上の品目の目標達成に向けた進捗状況と推進策は</p> <p>(2) 水田転作における重点品目の作付けや裏作導入など水田の汎用化による活用状況は</p> <p>2 消防本部の体制について</p> <p>(1) 消防本部の職員体制の定員充足率は50%と聞く。平成26年度からの新庁舎移転に伴い、課、係の組織再編も着手されると思うが、定員管理計画の中で、県平均60%に近づける考えはないか</p> <p>3 町道の管理について</p> <p>(1) 公民会において集落道（町道）の清掃作業に取り組んでいる。高齢化が進む中、集落には複数の町道もあることから少人数での作業となり労力不足が生じる。今後、労力の軽減を図る観点から重機等の借り上げに対する助成は出来ないか</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
4	(4) 桑園 憲一	<p>1 農業公社設立構想について</p> <p>(1) 地域農業の振興と農村の活性化策として、JAと地方自治体と一緒に農業公社設立に向けた検討がなされたと思うが、その内容について町長の見解を伺う</p> <p>2 国産木材の利用を促進するための「木材利用ポイント制度」について</p> <p>(1) 国産木材を使って新築や改築をしたり、木材製品を購入した場合、ポイントが付与され、商品と交換することが出来る制度が創設されたが、町民への周知徹底をどのようにして行う考えか町長の見解を伺う</p>
5	(14) 上久保 澄雄	<p>1 地域活動の推進と条件整備等について</p> <p>(1) 行政運営上における地域自治組織の位置づけとその評価・課題等をどのように考えているか伺う</p> <p>また、新たに策定された小・中学校適正化計画見直し案の進め方について伺う</p> <p>2 県外在住者等からの提案制度の創設について</p> <p>(1) 県外在住者等から、本町に対する意見・提案等を活用する制度を創設する考えはないか伺う</p>
6	(11) 米丸 文武	<p>1 町道における今後の管理のあり方について</p> <p>(1) これまで居住地周辺の町道は、自分たちの生活道路として年に二、三回程度公民会や集落単位で草払い等の作業を行ってきたが、住民の高齢化と若者を初めとする人口減少により、これまでのような草払い等の作業が困難になってきた。町道の管理者として、今後の対策をどのように考えているか伺う</p>

平成25年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成25年9月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
企 画 課 長	湯下 吉郎 君	教委総務課長	上野 俊市 君
福 祉 課 長	王子野 建男 君	学校教育課長	藤崎 毅 君
介護保険課長	中村 慎一 君	社会教育課長	岩元 義治 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	農政課長	平田 孝一 君
消 防 長	高木 卓朗 君	建設課長	三浦 広幸 君
総務課長	紺屋 一幸 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
財政課長	下市 真義 君	担い手育成支援室長	高橋 哲郎 君
安全安心対策課長	崎野 裕二 君		
税 務 課 長	松尾 英行 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、5番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。通告に従い、質問をいたします。

私は、日高町長、2期目の課題について、4点ほどお伺いをいたします。

1点目は、マニフェストに掲げた事業の具体的な推進策について伺います。

町長は、ことしの4月に行われた選挙におきまして、2期目を無投票で当選をされました。そして、立候補に当たっては、新しいマニフェストを掲げておられます。それを私も見たのですが、それを見ますと、言葉はいろいろ、表現はちょっと違っているけれども、やはり基本的には、1期目に掲げられたマニフェストに沿ったマニフェストであるような気がいたします。

その中で町長は、この2期目のマニフェストの中で、どうしても新しい発想、新しい視点で、これを重点的にやりたいというものがあるのではと思うのですが、それはどういうものがあるのか、お伺いをします。

また、2期目に当たっては、このマニフェストの推進については具体的にはどのような形でされるのか。1期目のときには、マニフェストの推進にかかわる事業については、全て各課が企画書を作成して進められましたけれども、今回のマニフェストの事務事業については、同じような形で進められているのか、お伺いをいたします。

2点目は、人口減少に伴う財政等への影響と定住対策について伺います。

8月29日の南日本新聞において、25年3月末時点で日本人の人口は26万人減と、これまでの最高の減少であったとのことであります。本町の人口減についても、合併時2万6,381人であったものが、現在2万3,604人と、2,777人の人口が減っております。最近のデータを町民課に確認をしましたら、平成22年度は284人、23年度は345人、24年度は389人と、3年間で1,018人の減少であり、だんだん人口の減少数が増加の傾向にあるようであります。日本全体、人口が減少の時代に入らる中で、本町だけ増加をとはいえませんが、少しでも減少を食い止める努力は必要と考えます。

このような中で、人口減少に伴う財政等への影響について伺います。

まず、人口が減ってくると、当然、納税者も減ってくると思うのですが、人口減による町民税、固定資産税等の影響はどれぐらいあるのか。また、地方交付税についても影響があると思うのですが、人口減による地方交付税への影響額を幾らぐらいと見ておられるのか、お伺いをいたします。

現在、定住対策として取り組みをされておられますけれども、特に、企業誘致と住宅団地等が大きな柱になっているように思うのですが、定住対策というのは、ただ働く場所、住む場所があ

ればというだけではなくて、教育、医療、福祉等と総合的な判断から、みんな、住む場所というのは判断をしていくと、いろんな要素が関係してくるというふうに思うのです。

人口減少時代に入って、もう空き家とかが相当増えてきて、屋地、虎居の中心部においても、空き家とかがかなり目立って今後増えてくるのではないのかと。その中で、今の住宅団地というのは周辺部に多くあります。これを、今後どういう形で販売促進をされるのか、従来の発想でいいのかどうか、何か違った思い切った発想はないのかなあという気がします。

このような中で、町長の2期目の定住対策についての基本的な考えについて、お伺いをいたします。

3点目の、国民健康保険事業の運営状況と今後の取り組みについて伺います。

本町の国保の運営については、被保険者が減少し、1人当たり医療費が高いこと等により、非常に厳しい状況にあります。担当課に確認をしましたら、最近では基金取り崩しが恒常化してきております。平成20年度4億7,000万円あった基金が、23年度1億6,900万円、24年度6,700万円取り崩しをされて、現在2億4,000万と大きく減少してきています。このままいきますと、数年後には基金が枯渇すると、ゼロになることとなります。そうなったら大変なこととなります。このような状況は、県内多くの町村においても、同じ状況にあると聞いております。

また、国でも、国保の運営制度の改革も検討されているようでありますが、このような中で、町長は現在の本町の国保の運営状況、そして今後、基金も減少している中で、国保の運営をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目の、長期的な財政運営計画について伺います。

以前、財政課の試算では、5年間で地方交付税が12億円減るという話でしたけれども、町長も財政運営については、非常にプロというか、専門家であられると思いますが、私から思うに、12億円という数字は、今の町政の中からそう簡単に節約できるものなのかどうか、そのことを職員にも、まして町民にも、この12億円を減らさないといけないということを、例えば補助金を減らすとか、このサービスを我慢してもらおうとか、いろんな事務事業の見直しとかしないことには乗り越えられないと考えます。

今後、この12億円を我々議会に対しても、12億円減対策を大ざっぱでもいいから、例えば、起債がどれだけ減る、補助金をこうするとかというのが、大きな意味での基本的な考え方というのを示していただきたい。どういう形で12億円を節約というか、対策をとっていくのだということは、町長は当然考えていらっしゃると思いますので、それを早く方向方針を示して、我々議会にも、まして町民にも理解や協力を求めるべきではないのか、このことについて町長はどう考えているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。トップバッターとして森山大議員のほうから、町政2期目の課題ということで、4点にわたりましての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、マニフェストに掲げました事業の具体的な推進策についてということでございますが、私、町長に就任をいたしまして以来、一貫して、夢と希望の持てる元気なまちづくりということ町政運営への基本姿勢にいたしまして、さきの6月定例議会、これが2期目の最初の議会でございますので、所信の一端を申し述べさせていただいたところでございます。

戦略目標であります4本の柱、及び48の具体的な項目をお示しをいたしました。政策の実施に当たりましては、さまざまな過程がございますが、私はその一つ一つを大切にしていきたいと考えております。それぞれの局面において、住民視点、現地現場主義ということ徹底をいたしまして、議員の皆様はもとより、町民の皆様からも御意見をいただきながら、よりよい政策に練り上げていくこととしております。その上で必要な例規の整備、あるいは財源の裏づけとなります予算として提案申し上げまして、議員各位の御理解が得られるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

また、町民の皆様には、現在実施しております町内20区の全ての公民館を対象にいたしまして、2期目ということもございますので、町政の全般にわたりましてのいろんな御意見を聞く機会としまして、座談会を開かせております。既に、20の公民館のうち10公民館については、もう終わっております。あとまた議会が終わりまして、10月、そしてまた11月にかけて、残りの10公民館を実施をしましてまいりたいと考えているところでございます。

その中でも、いろんな町政に対する御意見等もいただいておりますので、そういう御意見をいただきながら、そしてまた、町のホームページ、あるいは広報紙におきましても、内容の説明あるいはお知らせをして、いわゆる町政の推進に当たりましては、いろんな町民からの各界、各層からの御意見を取りまとめて町政に反映をしていきたい、そういう気持ちでございます。

推進の具体的なやり方ということでございます。役場というのは、やはり町民のお役に立つ職場でありますから、その基本的なところについては職員一丸となって、組織を上げて推進をする必要があるかと思っております。それについては、やはり町政に対する考え方というのを、トップが職員自らに示しをして、どういう方向で取り組んでいくかということをしかりと示した上で、そしてまた職員のおのおのが理解をしながら、それぞれの職場で取り組んでいくことが大事かと思っております。

そういう意味で、私が今回出しましたマニフェストにつきましても、職員一人一人に配付をいたしまして、それぞれの職場でどういう政策が出ているかということも認識をしていただいた上で、そしてまた町全体の中で、どういう考え方で町長が臨んでいるかということも御理解いただくために配付もいたしているところでございます。そしてまた、課長会の席上でも、一つ一つそういったマニフェストの説明もいたしております。そのほかの、毎月、三役調整会議を行っておりますけれども、その中に、トップ的な考え方の会議もしながら、そしてあわせて、私が就任をいたしましてから、こういった政策の推進を専門的に行う、そういう政策推進の係も配置をいたしておりますので、そういう職員も同席をしながら、各課に考え方をそれぞれ伝えていく、こういうやり方をやっているところでございます。

既に、6月補正の所信を出しました段階から、例えば、健康づくりの一環、「健康づくり推進の町」を宣言をいたしておりますので、その一つの取り扱いとして予防接種の関係、やっぱり予防行政というのが一番大事かと思っております。病気になって医療費もたくさん要りますし、また本人さんも家族も大変な状況でありますので、まずはやっぱり予防を重点に置くという考え方で、子供から、そういう幼少の時代から、こういったいろんな病気等については予防接種を徹底してやったほうがいいんじゃないかということで、今回もロタウイルスとか、あるいはB型肝炎、そしてまた70歳以上の方については肺炎球菌、こういったことまで拡大をしております。予防接種の関係につきましても、私は、いろんな接種の助成等については、もう県下でも先駆的な取り組みをしているというふうに考えておるところでございます。

それと、今回は新たに農林業振興のプロジェクトを、いわゆる農林業振興プロデューサーという専門的な職を、非常勤ではありますが設置をしながら、やはり縦割りじゃなくて横割り

もしっかりと、縦組み横組みをしっかりとやった上で、基幹産業である農林業の振興発展、このことが大事かと思っ、既にこの議会後、すぐに設置をいたしまして、今、それぞれ関係機関とも連携をとって、そしてまた部内でも関係部局、連携をとりながら、非常によくやっ、いただいているところがございます。いろんな課題を私のほうからもお願いしておりますので、そのことについては着実に今、進めてもらっているところがございます。

それから、さつま牛、いわゆる「さつま牛」の産地、今、全国的に子牛の競り価格については、昨年が全国3位、それからことしに入りまして、5月から全国1位がずっと続いております。昨日も、ずっとおとといまで、子牛の競り場がありましたけれども、これも非常に高値で売れております。前回より、あるいは前年よりも、10万近い価格で取引がされておりますので、こういったことの、さつま牛の産地としてのやっぱり育成対策を拡充をしていく、このことが大事かと思っておりますので、このことについては、いろんな簡易牛舎の補助率を高めたり、あるいは優良雌牛の保留・導入については、さらに続けていただくようにということで対策を講じているところがございます。

そのほかの有害鳥獣対策、これについてはもう、どこの地域に行ってもこの問題というのは深刻な状況が続いているということで、農家の皆さん方が非常に、いわゆる農産物の生産意欲が低減をするぐらいに深刻な状況がありますので、これについては、国もですが、一緒になって、この問題を対策をしていきたいということで、これも上げてきたところでもあります。

そのほか、商店街の振興のためには、商店街の環境整備、いわゆる買い物をしやすい、そういうこともありますので、商店街の街路灯の整備についても行ったところでもあります。

そのほか、小学生の、いわゆる少子化対策の一環もありますが、学校の不登校とかいろんな問題もありますので、スクールソーシャルワーカーを新たに町単でも増やしていくというような取り組みをいたしたところがございますし、さらにまた、心豊かな子供たちの健全育成ということで読書の推進、町民運動としてやっぱり読書を進めようということで、いろいろ子ども図書館とか、あるいは小中の図書室のこういった図書の整備については、さらに力を入れてきたところがございます。

こういったこともございますし、それとまた商工業の関係について、プレミアムの商品券も、今回ですが、そういったこともあります。

今回新たに、御提案を申し上げて説明をいたしました中で、医療費の関係、やはり少子化対策の一環としまして、医療費の無料化、今まで小学校就学前までは無料化にいたしました。今まで3歳未満ということだったんですが、この辺の状況から、就学前までは無料化しましたし、そしてまた、今回新たに義務教育の終了までは、中学生までは医療費を無料化したいというようなことで御提案をいたしているところがございます。

そしてまた、地域経済の振興の一環としまして、住宅のリフォーム支援というのを新たに創設をいたしました。これは、さまざまな分野の業種の方が関係をする仕事でありますので、この事業を実施することによって地域経済そのものが潤ってくるということもありますし、いろんな雇用の場とか、今まで取り組みをしている市の段階におきましても、非常に、町にとっても、業者にとっても、この地域にとっても、非常に「三方よし」と言われているぐらいに効果の高い事業であるようでございますので、これをどうしても、年度途中からでありますけれども、実施をしていくということで計上をいたしているところがございます。

そのほかの、さつまのこの、この前も申し上げましたとおり、町の特産はやっぱり対外的にPRをして振興を図る必要があるかと思っておりますので、このことについては、きのうも申し上げました薩摩西郷梅の関係もありますが、やはりもう一つは、やっぱり竹の産地ですから、タ

ケノコの生産をもう一回見直しをして、再ステージに上げていきたいというようなことを考えております。

そういうことで、今回、一大タケノコの産地づくり、「さつまたけのこ」ということで、今、早掘りタケノコで全国1位でありますけれども、これをもっと伸ばしていく必要があるかなあと思っているところでございます。そういうことで、今回そのような取り組みの事業を上げております。

そういったことがございますが、まだまだ、今ちょうど2期目のスタートの時点でありますから、向こう4年間ということでもありますから、そういうシェアを見ながら、いろんな事業を展開をしていきたいと思っているところでございます。

今、48の項目を推進するために、100を超えるような個別の事業につきましては、まちづくりを進める指針となります、今進めております町の総合振興計画と整合をとりながら、マニフェスト事業の企画書に対する総合振興計画の事務事業の評価シート、これも作成しながら進めてまいりたいと思っております。いわゆるプラン・ドゥー・シー・アクション、この4サイクルをうまくしながら、事業の効果的な推進を図ることが大事かと思っております。

特に、こういった財政の厳しい中でもありますので、そういったチェックをしながら、進めてまいりたいと思っております。

定住対策のこともお聞きになりましたですけれども、人口減少に伴う財政等への影響の関係でございまして、確かに人口がもう、この前も新聞報道等にありましたとおり、日本全体がここ四、五年ずっと人口減少が続いているということでもありますし、先般、鹿児島で、議会の皆さん方も御出席だったと思うんですが、講師の先生の話にありましたとおり、やはりこれから人口は増えないと、構造的にもできないと、仕組み的に。やはり、子供を産むという女性ももう相当減っているから、これから増えることはありませんよということももう言われたと思うんですが、しかし、統計的なデータから見ても、非常にこれから厳しい時代に入っていくのかなあと思っております。増やすということはかなりの至難のわざ、今、東京とか、あるいは三大都市圏のほうに人口が集中をしておりますけれども、この人たちが田舎のほうに帰ってくるのかどうかちゅう、それだけにかかっているんじゃないかと思っております。

もう自前で、今住んでいる方が子供を産まれても、本町では年に170人前後でありますから、死なれる方は、その2倍3倍ということでもありますから、自然減というのがもう明らかな状態にあります。そこで、人口の食いとめをどうするかということをやっぱり視点に置かないと、人口を増やすということはかなり、これはもう至難のわざだと思っておりますので、これをいかに食いとめるかということが最大の仕事だと思っておりますので、これにつきましては、いろんな手だてを考えていきたいと思っているところでございます。

確かに、人口減によって、まずはこの町税、自主財源である町税、約20億内外ありますけれども、これも恐らく高齢化が進みますと、人口が増えない若い人の、いわゆる労働力のある16歳以上で64歳ですか、そういう年代の方が減っていくわけです。働く人が所得に応じて税金を納めていただくわけで、それが減っていく。そしてまた若年労働者も11%、12%の割合ですから、これも将来的に増えない限りは、税収というのは当然として、もう減っていかざるを得ないと思っております。

企業で法人的な分を考えますと、おかげさまで私どものまちは、日特さんという大きな企業が、世界に誇るような企業が立地をしておりますので、こういったところがあって非常にありがたいな、そしてまた、その関連の企業がありますので、そういった皆さん方のおかげで法人税の収入というのがあります。そしてまた、そこに働く人たちの給料とか、あるいは所得税によって個人

住民税というのがありますけれども、なかなか今後の推移というのは厳しい状況がございます。高齢化になるとやはり働くというのではなくて、やっぱり収入よりも、いろいろ医療費とか、そういう扶助費の関係が出るほうが多くなるということでもありますから、非常に財源的には厳しくなるかなあと考えております。

具体的に、普通交付税の場合は、人口がほとんどそれが基礎になっております、計算基礎は。これは5年に1回の国勢調査人口を基礎にして、5年間適用されるわけではありますが、これが前回の国勢調査人口と今回の国勢調査人口、いわゆる5年ごとの比較をして当然減ってきます。先ほどおっしゃったとおり、単純に掛けてますので、それによって、基礎数、いろんな計算をしておりますので、当然として交付税は減ります。ただ、急激に減ると、やっぱり町の財政に大きな影響があるということで、計算上の過程として数値急減補正というのがあります。極端に減るとやっぱり財政も負担になるということで、少しずつ影響がないように、数値急減補正という補正係数を使ってありますので、それで若干緩和されておりますけれども、やはり減る方向には変わらないということでございます。具体的な数字については、財政課長のほうからでもお答えさせていただきたいと思っております。税金、交付税というのは当然と減ってくるというようなことでもあります。そういうことで、減らせない工面というのは非常に大事なことでございます。

固定資産税の関係については、評価替えというのが3年に1回ありますけれども、その時勢に応じて、そんなに大きな変動はないかと思っております。今、町民税の関係で、そういうところに影響が出てくるというようなことでもあります。

あと、国民健康保険税の関係でございますけれども、今、非常に医療費というのが、県内でも24年度の場合、上位から5位というほど高い町になっております。そういうことで、いかに医療費の抑制に努めるかというようなことでもございまして、今、町のほうでも健康づくりについての推進をいたしております。先ほど申し上げましたとおり、「健康さつま21」とか、そういうものを定めながら、いろんな各種の健診をやっぱり徹底をしながら予防対策に努める。このことが大事かと思っております。そういうことで、40歳以上の皆さん方については特定健診、そういったものについては65%と国が定めましたので、これについてはどうしてもやっぱり受診率を上げて、早期発見、早期治療と申しましょうか、そういった体制をしく必要があるだろうということで、とにかく役場の関係課、そしてまた地域の公民館長、公民会長の皆さん方にそれぞれの公民会ごとの受診の状況をお知らせをして、現状を判っていただいた上で、どうしてもこの65%をクリアさせていただきたいと、そのようなお願いをいたしてまいりました。

そしてまた、各町内の医療機関、そしてまた周辺の薩摩川内市の医療機関等に対しても、こういう特定健診の受診項目の受診をされた方についても、役場のほうには情報を提供していただきたいというようなことでもお願いをいたしまして、そしてまた、いろんな、元気度アップ事業とか健康づくりポイント制度、こういうものを、独自のものを上げながら予防対策に努めてきたところでございます。

今のところ、国保の財政は大変厳しい状況の中にあります。先ほどありましたとおり、基金の取り崩しをしまして、何とか黒字になったり、あるいは実質単年度収支とかそういうことになりますと、赤字になったりと繰り返しをしておりますけれども、おっしゃるとおり、2億数千万基金が残っております。本当に医療費が突発的な病気、風邪とか、流行になると心配なところがあります。そういうことで、とにかく予防対策に気をつけにやいかんということでやっております。

今の状況で、国保の保険料を見直しをせんやいかんというようなところまでいってないようでもありますから、この辺の推移をしっかりと見極めながら、今後も運営をしていきたいと思っております。国の考え方が、今、国民健康保険、どこも経営的に厳しいものですから、都道

府県の一本に統一をしていきたいというような考え方が示されております。これも、今後どうい
う方向に移るかというのが関心が持たれるところでありまして、こういった動向も踏まえ
ながらやっていきたいと思うところでありまして。

ちょっと内容的に申し上げますと、20年度から24年度までの形式収支ですが、それぞれ黒
字です。ただし、単年度収支を見ますと、平成20年度は6,950万円の赤字、平成
21年度は3,149万円の黒字、平成22年度は1億745万円の赤字、平成23年度は
450万円の黒字ということになっております。22年度は基金の関係から1億6,952万円
を、いわゆる取り崩しをしておりますので、実質単年度収支は1億6,501万円の赤字とい
うふうになっております。24年度におきましては4,077万円の黒字でございますが、やはり
基金を6,740万円繰り入れておりますので、実質の単年度収支というのは2,662万円の赤
字ということでございまして、前よりも若干よくなっております。基金残高も24年度末で
2億4,184万円ということでありまして。単年度収支の赤字というのは、やはり医療費の高騰
によるものということでありまして、22年度以降については、いわゆる診療報酬が改定をされ
たということで、約5%の医療費改定がございましたので、診療報酬の改定、そういったことが
影響していると思っております。

それとまた高額な医療費、1カ月の医療費が100万円以上かかった事例というのが、平成
23年度は210件あります。24年度が226件、こういったことが影響をしていると思われ
るところであります。平成24年度においては、神経系の疾患が60件、がんが56件となっ
ております。

また、国保の被保険者の1人当たりの医療費の推移を見ますと、先ほど申し上げましたとおり、
平成20年度で38万4,593円、21年度は37万4,792円、若干減っておりますけれども、
診療報酬改定の影響もあって、22年度は一転して41万6,625円、一気に4万円余り
も増加をいたしております。23年度も42万8,301円ということでありまして、全国平
均が29万4,779円、県の平均で36万2,410円ということでございますから、それ以上
の大きな額であります。

県内では、先ほど申し上げましたとおり、5番目に高い数値であります。24年度も42万
5,954円と、依然として高い傾向になっております。

一つは、国保の被保険者数というのが、年々減少をいたしております。20年度末の4,171世
帯、7,120人から比較しますと、平成24年度末はそれぞれ314世帯、788人減少をい
たしました。3,857世帯、6,332人となっております。やはり世帯の加入率が
39.1%、人口の加入率は27.3%ということでございます。やはり、加入をする場合は、出
生とか転入とか、社保を離脱をされたら、そういうことで、あるいはまた一方におきましては、
死亡とか後期高齢者の医療へ移行されたということが主な原因であります。

それと、先ほど申し上げましたとおり、今後の国保の抜本的な改革方針とか社会保障制度改革
国民会議、これが報告になっておりますけれども、その運営方法と課題というのが想定をされま
すけれども、一つは、都道府県と市町村による分権的な広域化、いわゆる共同運営型の財政安定
化の基金を設立をする必要があるかということと、都道府県につきましては財政の責任主体とな
りますけれども、均一の保険料の設定というのは困難ではないかというような見込みが立って
おります。

例えば、平均的な収納率が、収納率とか平均的な1人当たりの医療費等というのがありま
すけれども、これは基準保険料率で定め、各市町村は医療費や収納率の高低に応じ保険料を納めると
いう方法、しかし、保険料の賦課方式の統一、積立金や累積赤字の処理等の課題というのがござ

います。いろいろこの問題というのは十分詰める必要がありますけれども、今後のスケジュールとしましては、関連法の改正というのが平成27年度に提出して、平成30年度前後の施行という予定になっておるようでございます。いろいろ、とにかく健康づくりの推進をして、こういった予防対策に力を入れていきたいと思うところです。

それから、3番目の長期的な財政運営の関係についてであります。確かに合併をいたしまして、交付税については、合併算定という特例の措置をしていただきました。10年間という期限でありますので、あと26年までです。ですので、27年から結局もう減額になるということになります。これも、向こう5年間で漸減をしていくということになっております。それが、結局、先ほど申し上げましたとおり、12億ということになるようであります。非常に、かなりの大きな一般財源ということでもありますので、今後の財政運営については、そういったことを視野に入れながら取り組んでいく必要があると思っております。

私もそういったことを考えながら、マニフェストにも、財政健全化による安定した行政サービスのまちということを掲げているところでございます。やはり、行政というのはずっと続いていくわけでありまして。そしてまた、一定の行政水準を維持する、あるいは高めていくということになると、そのもとになる財政のよしあしにかかっているわけでもありますから、財政の健全化については、意を強くしながら進めてまいりたいと思っております。

特に、今までも取り組んでおります定員適正化計画、職員数の削減、あるいは公債費、いわゆる長期借入金の適正化ということで、今後も重点的に取り組みをしてまいりたいし、そしてまた、公の施設のあり方、このこともずっと検討いたしておりますが、一応のめどがついたところはそのような見直しをしていく、今回も議会のほうにもいろいろと提案もいたしておりますけれども、そういう方向に基づいての取り組みでございます。

今後もこういった中で、非常に事業としてはたくさん要望もありますし、しなければならぬ仕事も抱えております。そういう中で、12億円という非常に大きな額がなくなるというようなことでもありますので、やはりこの辺については、今、策定にかかっております総合振興計画の中で、現段階で見通せる財政計画もしっかり立てながら、どういう事業を選択をし、そしてまた、財源配分をしていくかということが必要かと思っておりますので、もう何もかもできる時代ではありません、あれもこれもという時代じゃないと思っております。

したがいまして、真に町民生活にとってふさわしい事業に選択、集中と選択の時代と言われておりますとおり、そういうことにならざるを得ないと思っております。先ほどありますとおり、高齢化が進んで税収は少なくなる、交付税も減る、そういう時代に入るわけですから、しっかりとその辺は踏まえながら、事業の選択はしていく必要があるかと思っております。そういうことについては、職員の皆様方にはいろんな予算編成の段階とか、あるいは補正予算の策定の時期とか、それぞれ説明をする機会がありますし、朝会もあります、いろんな課長会もあります。

そういう時点で、しっかりとまた認識をしてもらって、今後の事務事業に当たっていただくようにやっていきたいと思っておりますし、町民の皆様方にも、今も町政座談会ということでやっておりますが、いろんな機会に、広報紙はもちろんですけれども、やはり広聴活動、あるいは町からのそういう説明責任というのは、しっかりとやっていく必要があるかと思っております。そのことが、町政に対する理解を深めていただくことにつながると思っておりますので、今後もいろんな機会に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

財政課長、簡潔にお願いします。

○財政課長（下市 真義君）

先ほど、人口減少に伴う交付税への影響はということでございますけれども、御承知のとおり、普通交付税の場合は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたのが交付基準額ということで、この基準財政需要額の中で人口をもとに多く算定されますのが、やはり消防費、あるいはまた社会福祉費、保健衛生費、清掃費、それと地域振興費、こういった項目が人口をもとに多く算定される項目になっているところでございます。

5年ごとの国勢調査の人口をもとにということ、平成17年度、国調の人口が2万5,688人、そして22年度の国勢調査の人口が2万4,109人ということで、5年間で1,579人減っていることとなります。そこで、単純に人口1人当たりの影響額、平成25年度の、本年度の普通交付税のもとに試算いたしますと、1人当たり4万1,000円という数字が出てまいるのでございます。これに単純に、この人口減を掛けますと約6,400万円の影響が出てくるということでございますけれども、先ほど町長からもありましたとおり、急激な人口減少に対する措置というのがございますので、やはり人口の急減補正ということで、単純に、この6,400万円が即影響するというものではございません。こういった数字が幾らになるかというのは、明確には算定の中では出てまいりません。この6,400万円よりは影響は少ないということが言えるかと思えます。

以上でございます。

○森山 大議員

ただいま答弁をいただきましたけれども、時間が残り少なくなりまして、幾つか質問をしようと思ったんですけれども、ここで少し簡潔に質問をいたします。

まず、マニフェストについては、夢と希望の持てる元気なまちづくりという大きな形で進めるということでありましたけれども、やはり事務事業の継続というのも大事です。こういう少子高齢化の厳しい時代に、財政状況も厳しいときであります。もっと思い切った政策の展開、重点的な政策の展開が必要になってくると思えます。事務事業の見直しとか必要になってくると思えます。健康づくりでの予防対策の接種とか、あるいは医療費の小中の無料化、その中でさつま牛の産地づくり、住宅リフォームの支援ということ、こういったもろもろを重点的にしたいという答弁がありましたけれども、私もそれについては特にどうこうということは言いませんけれども、やはり2期目ですから、やっぱり思い切った政策の選択と集中でやっていただきたいと思えます。事務事業の見直しとか、施策の重点化については、積極的にやっていただきたいと要請をしておきます。

2点目の人口減少に伴う財政等への影響にということですが、答弁では、町税についても納税者の減とかそういうことで影響はあるということでございます。それから交付税についても、今、町長、財政課長のほうから人口が減るということで、財政的にも影響があるんだけど、というような答弁でございました。

やっぱり少しでも人口減を食いとめるということは、本当に財政的な見地からも大事なことだというふうに思います。

そこで、そういう意味で、町長に1点御質問をします。

定住対策の中で、若者の町営アパートとか町営住宅とかを団地の中につくるとか、所得制限のないとか、独身はだめとかじゃなくて、逆に、高齢者のひとり暮らしや高齢者の人のための町営住宅とか、従来の公営住宅法とかにとらわれないで、例えば過疎債を使ってとか、思い切った定住策はできないのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

定住対策の関係につきましては、これまでもいろんな、とにかく一番、若者が定住するという意味では、働く場をいかに確保していくかということが大事だということで、企業誘致の関係で取り組みをいたしてきました。これまで、私が就任をいたしましてから、9社ほど新設あるいは増設の立地協定もいたしましたけれども、やはり今は、昔ほど大きな企業が来て、たくさんの雇用をするということにはならない。かえって、企業の場合は縮小をして撤退をするという時代に入っておりますので、そういう意味では町内においては、そのような立地協定ができたことは、ほんとありがたいことだったと思っております。

そのほか、定住対策、今、提言がありましたとおり、やはり若者が住みやすい環境づくり、公営住宅は所得制限がありますので、なかなか一定の所得があれば入れないという状況があります。したがって、町単で結局もう誰でも入れる、若者が入れるような住宅をとすることは、もう以前からお話が出ております。

まあほんと、そういうことも視野に入れながら、今、いろんな周辺整備のそういう取り組みを、今検討して、近いうちには、また、御提案をする機会があればと思っておりますので、御提言については、十分尊重しながら、御検討はさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○森山 大議員

教育も、やっぱり大きな定住の要素だというふうに思うんだけど、現在の本町の高校教育を見たときに、町外の高校に多くの生徒が行っていると、高校が地元にあるにもかかわらず町外に出ていると。そういう意味で、町長は、もっとリーダーシップをとって、高校教育振興策を、町の大きな課題として思い切った対策、政策をする考えはないのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

高校振興対策の問題については、もう以前から、極めて私は非常事態だと言っているんです、皆さん方に。この前も振興対策協議会をしまして、メンバーの方に訴えましたのは、もうこの事態はずっと続くと、これは危機的な状況ですよということで、とにかく今のこういった存在をしている時期に、やはり町民の皆さん方にも実態を理解していただいて、やはり2校が1校になってこういう状況になってますから、唯一の高校として、これから未来永劫に存続をしながら地元で高等教育を受けるということが一番大事でありますので、このことについては、これまでも県の高校振興課にも、この前も申し上げましたとおりここ2年要望も行っていきますし、そしてまたいろんな奨学資金の貸与とか、あるいは向こうの環境整備とかいろいろやっておりまして、これからはいろいろ手だてを講じらんないかなんということを考えておるところであります。

ただ、生徒数の絶対数がこれだけ減ってきて、いわゆる学べる学校というのも広がってきております。いわゆる北薩学区まで広がっている。そしてまた最近では、また通学の範囲も別途また特例が出てきておりますので、非常に条件的に厳しくなった背景がございますが、この辺はまた、十分いろんな手だてを講じていく必要があるかと思っております。

先ほどありましたとおり、定住対策というのは、ただ単に個別的に捉えるんじゃなくて、いろんな安心して住める環境、まずは、人が働いて収入を得て生活をする場がなければいかないと、そういうために農業とか商業とか工業ですね、そういう振興を図る必要があるかと思っております。

それと同時に、安心して住める社会でなければならない。やはり医療であったり福祉であったり今ありましたとおり教育ですね。そういうものがやっぱりしっかりと受けられる、そういう安心の社会でなければならないと思っておりますし、それでまた安全性です、快適性という問題もあるかと思っております。やはり環境あるいは生活するに、いろんな犯罪がないとか事故がないとかそういう環境でなければならないし、水であったり、あるいは道路の環境とか、あるいは交通

の環境、いろんな条件があつて、初めて定住ができるいいまちだということでありますので、ただ、この問題だけ捉えてちゅうことにはならないと思います。

今申し上げましたようなことを、総合的に町政の課題として進めることによって、非常に住みやすいまち、住んでみたいということになるかと思っておりますので、そういう視点で、今後取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○森山 大議員

国保の運営について、町長の答弁がございましたけれども、合併してからさつま町は8年間、税というものを全くいじってない状況があります。こうしたときに、本町の医療費の負担に対して、税の負担、バランスは取れているのかどうか。国やら県が示しているような、医療費と税の負担のバランスはとれているというようにお考えですか。どのような状況にあると考えておられるのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

国保の医療の関係につきましては、保険税というのがあります。これについてはいろいろ計算方式がありまして、それによって、いろいろな軽減措置というのがありますので、それによって定めをして、条例の定めをしてるわけであります。これについては、一定程度のきまりでやることですから、負担の公平さというのですか、その辺では、今の状況でいいのかなと思っております。まあ新たにこれをまた、いわゆる国民健康保険というのは一番の身近な保険で、社会保険とかそれに入っていない方ですので、自営をしたり、その人たちが、もう高額になると、今、医療費が上がったからそれにつれて本当は上げんにやいかんちゅうことになりまして、いろいろ国、県、町それぞれ負担割合があつて、そしてまた保険税で賄っているということですから、今の段階で黒字の何とか運営ができるという関係がありますので、今のところは、相当な医療費の高騰がない限りは、負担バランスというのはとれてるんじゃないかと思っております。

○森山 大議員

国保の中で、やはり1人当たりの医療費が高いと、やっぱり高齢化率が高いからいたしかたない部分もありますが、これを少しでも抑えるということは、非常に大事なことだというふうに思います。

そういう意味で本町は、特定健診を昨年度執行部の努力と町民の協力によって、県下でも類を見ないくらい高い率まで引き上げられました。特定健診の受診アップを一年間で果たしたというのは、県内でもまた九州でも非常にまれなことで、何か聞けばここだったか、九州管内の国保の担当者会で、事例発表されたくらいすばらしい取り組みだというふうに聞いております。特定健診の受診率アップは、医療費の減にすぐは結びつかないかもしれないけれど、必ず結びついてくるというふうに私は思うので、今後もぜひこの取り組みをしていただくよう要請をしておきます。

次に、財政運営計画についてであります。前に聞いたことがあるんですけども、合併時に財政シミュレーションをつくられたという話だけれども、こういう人口も減って税収も交付税の減少も踏まえて、新たな財政シミュレーションをつくられる考えはないのかどうか。ひよっとすれば、あるかもしれないんですけども、私はまだ見たことがないので、財政シミュレーションを見直す考えはないのか、これについて町長はどういう考えですか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

町政の運営というのは、やみくもにただ思いつきで運営するということにはならないと思っております。やはり、そのためには、やっぱり長期計画、今この総合振興計画10年間のスパンの中で定めております。そしてまた、その中でまた後期計画、前期計画を5年間ごとに定めております。そしてまた、実施計画、それによって進めておるわけで、その実施計画の段階においては、

当然として財政計画をもとにしながら、実現をしていくということになっておるわけでありますので、財政シミュレーションについては、今後この10カ年計画をつくる段階で、今現在で見通せる段階の計画をつくっていきたいと思っております。

なかなかこの地方財政というのは、国の景気あるいは制度改革というのが、もうたびたびありますので、なかなか整合性というのが、かちっととれるところではありませんけど、今の段階の制度、そういうものをにらみあわせて、つくればつukれないことありませんので、よりの確なことができるような財政シミュレーションはつくっていきたいと思っております。

○森山 大議員

この長期的な計画でと、5年ごとにして、10カ年計画ということでございます。こういうことにこの財政運営については、やっぱり町民の協力なしには、私はこの財政対策というのは乗り切れないと思っておりますから、ぜひ町民にもちゃんと周知をして、理解と協力を求めているように要請いたします。

最後に、町長も非常に大きな期待をもって2期目を当選されましたので、ぜひこのマニフェストに書いてありますように、時代を読み、決断と実行、強いリーダーシップの決意があられますので、ぜひこの決意のように、財政運営に頑張ってくださいますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、5番、森山大議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私はさきに通告しました、介護保険事業について質問いたします。

介護保険制度が発足し、十数年が経過しました。この制度は、町民半数が被保険者となり、またその当初のサービス給付人口が全国で180万人から、現在は400万人にも達しようとしています。

また、給付費も平成19年で、国では6.2兆円で、当初の倍近くになり、介護事業給付費がさらに膨らむことが予想されます。

さつま町も、介護保険料が3期、4期、5期と次第に高まりを見せております。5期では5,400円で、4期からしますと1,300円ぐらいの高騰になっております。今後も高齢人口増、給付の増は予想されております。将来に向け、安定した財源確保の必要性和健康対策など、国は介護事業の見直しを進めてはいるが、さつま町としての対策をお伺いいたします。

1点目に、次期介護保険事業における保険料の算定に対する考え方をお伺いいたします。

2点目、福祉課、介護保険課、健康増進課の3課連携の充実を図り、元気な高齢者が暮らす活気のある地域形成は喫緊の課題と考えております。健康の維持増進に対する施策を講じることは、介護保険事業において保険料の軽減にもつながり、健全で安定した事業推進が図られるものと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。1回目の質問にします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員からの介護保険事業についての御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

次期介護保険計画、計画期間における保険料算定に対する考え方ということでございます。平

成24年度から26年度までの5期計画のちょうど中間点に来ているところでございます。27年度からの第6期の計画期間に係ります介護保険料については、具体的には、まだ制度改正の内容が決まっておきませんので、金額については今のところつかめていないところでございます。

この第5期における介護保険料につきましては、第4期までの保険事業の運営に係る財政収支というのが厳しく、4,500万円の借入を行って、まだ返済中であります。1号被保険者の減少あるいは借入金の返済、報酬の改定等を加味いたしまして、基準額で4期の場合が4,100円でありましたが、これに1,300円引き上げまして、5,400円といたしたところでございます。これによりまして、第5期計画期間の3年間の保険給付費というのを、約89億4,500万円として計画を定めたところであります。1年目の24年度の決算におきましては、給付費が1.2%伸びまして、計画給付費との比較では96.2%、給付費で約1億700万円、保険料に換算して約1,600万円の黒字となっております。

2年目の25年度、今年度であります。特別養護老人ホームあるいはグループホーム、こういった施設が、あるいは増設とか増床とか新設とかありまして、こういった待機者対策の取り組みをしていただきました。こういったことによりまして、サービス事業所が増加をいたしておりますので、保険給付費が伸びる要素があります。

3年目の来年度であります。26年度までは何とか安定した運営ができるのではないかと考えております。被保険者数の減少も一方ではありますけれども、25年度、26年度までは、現行制度において何とか維持でき、引き上げの要素はないものと考えております。

現段階では、保険料算定に係る算定シートが、25年度末から来年度当初にかけまして、厚労省から示されるという説明がなされております。制度改正については、御承知のとおり、社会保障制度改革国民会議から改革案が示されたところでございますが、国会を経たあとに、新制度によりまして第6期の保険給付費用を算定するということになっておりますので、今の段階ではこれに基づく保険料を定めるというところまで至っておりません。こういった時期を見て算定に入るということになります。

次の、3課の連携につきましてでございますが、御質問にあります3課の連携につきましては、実質的には、昨年度から介護保険料の引き上げに伴いましての説明会を、3課に係る介護保険制度あるいは保険料の引き上げ、介護予防、高齢者福祉、見守り支援、健康さつまポイント事業、特定健診等の事務の説明会とあわせて取り組んできた経緯がございます。

行政改革の組織再編についても検討する段階で、3課で連携をして検討した経緯がございます。こういう中で、現場サイドのほうからも、3課連携の必要性というのが当然として出されてまいりまして、本年度5月に要綱を定めて進めております。

定例的な会議で、それぞれの課の課題を共有しながら連携して取り組みを進めるということにしているところでございます。本来、保健福祉分野というのは、町民生活にとって最も身近な分野でありますので、事務事業を進める上では、お互いに密接な関連をとりながら進める必要があるかと思っております。現在、地方分権のもとでありますので、求められる事務事業も多岐にわたり複雑化してきておりまして、特にこの保健福祉の分野に当たっては、求められている課題というのが専門的なものとなってきており、お互いに、業務とか課題を共有して、対処していく必要があるかと思っておりますので、今後とも継続して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4期の基準額のこと、4,100円でありましたけれども、これに1,300円の引き上げで、現在、5期保険については5,400円ということでございますので、ちょっと単位を間違っ

いたようでありますので、訂正をさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

今、2問についての説明というか御答弁をいただきました。確かに町長の答弁にありますように、今、国が新たな事業の見直しといいますか、計画を掘り直すということをしております。その中で、私もやっぱし前期4期の保険料のことから5期に移る状況を考えまして、いろんなところの資料もいただきましてしたときに、どうしてもこの介護保険料が、1期ごとに高まる傾向があるんじゃないかということをご心配してました。5期では町長の説明にありましたように、借入金とか、それから、4期の負担増があったりしてる、そういう関係で1,000円ちょっとの伸びになったという説明を受けたところでございます。

今期といいますか、6期に向けてもやはり新たな施設の増ですか、それからいろんなところのいろんな施設が、いろんなところの整備をするということで、この状況が保険料に加味されるということになってくるんじゃないかと思えます。

今、町内を回りましてもいろんなこと聞くのが、ないごて介護保険はこんなに高いとよちいう方が多いです。ただし、65歳以上の1号被保険者、この方々の中でも元気な高齢の方々が多いわけですね。その方々も同じように、その金額を負担しなきゃならないということで、どうしてもやっぱし保険料の軽減といいますか、負担減を強く要望されております。

6期に向けては現状維持か、あるいは前後でとまるんじゃないかということの答弁がありました。ぜひ、このところについては、中身をちょっと精査といいますか、当然1年ちょっと済みましたから、その中身はできてきておるんじゃないかと思うんですけども、やっぱりどうすれば負担軽減になるのかを、もう少し詰めていただきたいと思えますが。町長、さらに現状維持、さらなる要素的に現状維持であるということ答弁されましたけれども、このあたりのところは、今の段階で判断といいますか、我々が承知していいのか、将来に向けてもこういう状況でいけるという確信があるのか、再度お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

現状維持ができるのは、この5期のいわゆる26年度の過程の途中でありますから、今ちょうど中間点なんです、5期の。今の見込みでいったときに、5,400円です金額は。それについては、何とかこの中で維持ができるのかなということのお答えでございますので、次の6期については、今後、施設待機者がまだ相当いらっしゃるということでありますし、その中で施設の中でもっと増床をしたいという考え方が出てくる、あるいはこのもっとグループホームをつくらんにゃいかんという考え方は出てくるのか。そうしたときに5期の場合もそうでありましたけれども、施設によっては待機者がいらっしゃいますから、もっと増床して、経営も順調にやっていきたいというのがありますけれども、すぐ保険料にはね返ってくるんです、そういうふうになりますと。そこのやっぱ見きわめというのをしっかりやっていかないと、先ほど、今ありましたとおり、余り保険料が上がると軽減をしてくれとか、とても負担が大きいよということになりますので、その辺の待機者と、そしてまた保険料との関係ということもうまく考えていかないとなかなか大変だと。それで国が今、社会保障制度国民会議ですか、ここで今いろんなことも出されております。例えば、要支援1については、いわゆる市町村でやってくれと、今までは介護保険の中でやりますけれども、そうなったときに、それなら市町村のほうは財政がそれぞれ違いますので、どこまでサービスができるか、要支援1、2については、相当格差が出てくるんじゃないかと、そういう心配もなされております。

ただ、国がそういうところまで見てあげますよって段階で今示されておりますけれども、どこ

まで見てくれるのか、そういうのが全くつかめんとですね。それで、今後、この国民会議の中でも当然として、この医療費についても1割の部分を2割やっばりもらわんにやなってかんぞということになっておりますから、この辺のことを政府が実際実行されるのかどうかちゅうのは、これからの問題だと思います。

それで、ある程度負担をしながら、やっばり高負担、高福祉という形になるのか、高負担、中福祉になるのか、これからの日本の新しい時代がこれから入っていくのかなと思っております。これは非常に高齢化が進めば進むほど、社会保障経費というのは膨大なものになっておりますので、負担ができる方については負担をしてもらう、もうそういう時代にならざるを得ないと思っております。

日本の財政が1,000兆円を超えるような、ものすごい借金の国でありますから、やはり財政改革もしなければならぬと、消費税の関係も出ておりますけれども。この辺の見通し等もやっばり大きく関連をすることになってくるかと思っておりますので、この辺は十分見きわめてやっていきたいと思っておりますが、とにかく第6期については、いろんなそういう制度改革をもとにしながら見通しを立てる必要がありますけれども、今、国のほうは在宅福祉という方向もだんだんと出されておりますので、その辺がどういう形で具体的に出てくるか、見きわめていく必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

答弁のとおり、国の動向が定まらん状況の中で、保険料のことをどうこう言うのもちょっとおこがましいといえますか、見当がつかない状況なんですけれども、実際、保険者の考え方を気持ちを表すならば、どうしてもそういう6期に対しては、負担軽減といえますか、多少増床とかいرونなところがあるとは思いますが、やっばしそこらを十分考えに入れた保険料算定をしていただきたいと要請しておきます。

そうなれば、町長、やっばし先ほど町長の答弁にもありました、国が今、打ち出そうとしています要支援1、2、介護1までだったですかね、要支援の方の負担を市町村でとか、都道府県まで入ってましたか、市町村だけですかね、そこで賄っていただきたいということをちょこっと聞いた話もあります。

そして、つい先日には、オリンピックが東京に招致されますから、その経済効果とか、それからオリンピック効果とかいうのは非常に高いものがあると、何兆円というのが経済評論家によりますと10兆円ぐらいあると、国の試算でいけば3兆円ぐらいと、2兆幾らとかだったですか、それぐらいあるということでしたけれども。それが、果たしてこの地方までその効果が出てくるのか、例えば、安倍総理になりましてアベノミクスを出されましたけれども、その効果が果たしてうちのまちにどれだけ影響してるのか。そしてまた、そこに住む我々がそういう感じ方をどうとっているか。これは私は疑問だと思いますし、ほかの町民の方が、うん、これはよくなったぞという方がどれだけいらっしゃるかということも、ちょっと話も聞いてないところなんです、そういう中であって、うちの町では先ほど町長の答弁にもありました介護保険、健康増進、福祉課等の事業連携をしてみると、縦割りから横の流れを充実していった健康増進を図ると。これは、森山議員の質問の国保のところでも申されましたけれども、非常に従来から縦の流れを横に変えたらどうですかということ、これまでも町長なんかに申し上げてきましたけれども、これがやっばり本格的に、横の連携ができたんじゃないかというふうには私は考えます。

そういったところで、やはりこの重点的に絞りますと、医療介護予防、健康づくりの普及活動というのがいかに大事か、町長はさっきの森山議員の答弁の中にも予防が大事だということをおっしゃってました。この3課連携が、今後、次第に実を結んでもらえるように私も期待しております。

ます。

また、24年度の特定健診が69%と高い評価を受けているということも、前議員も申し上げましたけれども、私もそのことを聞いています。やはり、こういう医療、介護、予防、健康づくりの普及活動に対して、さらなる充実が必要じゃないかと思っております。

ことし70%目標ですけれども、8月の半ばだったですか、ちょっともっと8月過ぎたころですか、聞きましたときに46%ということで、今、推移してるということを聞きました。やはり、これにも70%あるいは75%に向けて、町民こぞって推進していくべきじゃないかと思っております。まず、このことで、この普及活動について、町長いかなる所見をお持ちなのか、お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどちょっと、今回の介護保険の市町村移行ということで、厚労省が今、症状の軽い要支援者向けのサービスを、介護保険給付からいわゆる市町村事業として移行をするというような考え方が出されまして、今、厚労省の諮問機関であります社会保障審議会介護保険部会に出されておりますけれども、受け入れ体制が整った市町村から順次移して、2015年から17年の3年間で完全移行をするというような考え方があるようでございます。今後こういった考え方がまとめられて、答申をされて、実際どう動いていくかというのは、今後大いに関心を持ちながら、取り組みをする必要があるかと思っております。

今、3課の連携、これについては、なかなか役所というのは縦割りになりがち、専門的セクショナリズムになってしまいがちであります。やはり先ほど申し上げました、この町民の立場から考えたら、健康、福祉、介護こういったことは、もう同じようなことですから、やはり、それぞれ3課が、縦割りじゃなくて横の連携をうまくとって町民サービスをする、これが基本であるというふうに考えておりましたので、できたら、3課の壁を取っ払って、グループ的にしたらどうかという話もありましたけれども、一挙にはそこまでまいりませんが、とにかく町民サービスを視点におきますと、やはりそういう役所的な考え方というのはもうなくして、やはり十分な横の連携をとっていく必要もあるかと思っております。これについては、一挙にはいきませんので、とにかくこういった連携を深めていくと、定期的に、先ほど申し上げましたように打ち合わせをしながら、いろんな課題を共有しながら、一緒になって取り組んでいくと、そういう気持ちで今、やっているわけであります。

したがって、特定健診の普及については先ほど申し上げましたとおり、県内でも恐らく、まだ発表になっておりませんが、恐らく県内でも上位のランクに位置づけをされるかと思っております。これからも、やはり、地域の力をどうしても発揮をしていただきたい。自分の健康は自分で守るんだという意識を、やはり町民自身が持っていただくことが、まず基本であるかと思っておりますので、そういった啓発についてはさらに努力をする必要がありますし、やはりそのことによって、医療費の抑制にもつながっていくわけでありますので、今後も公民館あるいは公民会の皆さん方にそれぞれの地域の受診率を掲げて、数値目標を掲げながら達成をしていただく、そういう努力をお願いしていきたいと思っております。

今までそういう達成のところについては、町のほうからも報奨金で、次の活動に向けて5万円の報奨金もやっておりますが、そしてまた、元気度アップ事業、高齢者のですね、そのほか健康づくり推進のポイント事業、5点達成をしたら、年度末にそれなりの報奨の機会もありますよという、ひとつの誘導策も講じているところでもありますので、もっともっとその辺も啓発をしながら取り組みがさらにあって、目標としております70%のところまで行くように、努力をしてまいりたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

町長のほうで、答えをいただきまして、次の質問の答えまでいただきましたけれども、おっしゃるようにぜひいいことですから、縦割りから横割りにして健康づくりのまちを目指すんだと、先ほどくどくなりますけど、森山議員の中での言葉の中にも町長が頻繁におっしゃったのが、健康づくりを行い、夢と希望の持てる元気なまちを目指すということを盛んに申されました。私もこのことをここにも書いとして、町長にもお願いとか言いますか、ぜひ取り組んでいただきたいということは、こういう元気なまちをつくり出すことだと思っております。そのために、先ほど答弁の中にもありましたけど、各公民会、公民館ですか、各校区で福祉部という名目のものの部署を置き、そして生活改善とかいろんなことをやっております。健康増進などいろんなことをやっております。この中にあって、この福祉部の中にも先ほど述べました3課の中に、地域民生委員、在宅アドバイザー、健康づくり推進委員、そしてまた生活改善推進委員、これはあれですかね、それに福祉協議会、あらゆる健康に従事される方が、メンバーを連ねていらっしゃいます。やっぱしこのところのところを、再度と言いますか、さらなる健康づくりを目指すために、どういような活動すればいいのか、ここには昨年出されました健康地域福祉の資料ありますけれども、やはり70%あるいは75%を目指していくためには、こういういろんな係の方の協力、あるいは地区を挙げた健康づくりの活動、これが推進されることが大事じゃないかと思っております。

それと、従来から申し上げてきました「早寝、早起き、朝ご飯」の宣言、それから健康づくり宣言のまちを昨年2月ですか、健康推進大会、健康大会ですかね、2月にされました。やはりこういう宣言のまちをされたり、「早寝、早起き、朝ご飯」のこういう宣言をしているまちですから、さらなるやっぱし、その分野分野の方々に協力をいただくことが大事じゃないかと思えます。

先ほどから申し上げますに、一人一人が健康であるためには、町内に管理栄養士ですか、という方々もいらっしゃいます、生活改善推進委員。うちのまちと姉妹盟約を結んでます青森県の鶴田町では、「減塩で健康づくり、みそ汁一日一杯運動」というのを推進されております。先ほど申し上げました、こういう介護保険事業のところを、医療費あるいは給付費を軽減していくためには、こういう一体となった取り組みが必要でないかと考えております。

町長がおっしゃる、健康で生き生きした生活環境をつくること、それからそういう元気な町民を育てること、そういうことに関して、町長、再度お聞きいたしますが、そういう宣言に対しましての町長の取り組み方の考えを、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

各公民館、あるいは公民会のほうに、福祉部的な組織をつかって、健康づくりとかあるいは福祉の見守り活動とかやっていたくようにということで、館長会を通じましてお願いをいたしてきているところであります。現在まで、町内20の公民館に9つ福祉部が既に設置をされております。福祉部という名にかかわらず、それに類似するような位置づけということで、公民会の中にも3つほどでき上がっておりますし、また20の公民館の中にも13ですか、9つの場合は福祉部という明確な位置づけがありますが、それ以外の4公民館についても、福祉部に準ずるような、そういう位置づけをしていただいで活動をしてもらっております。

特に、福祉部の関係については、児童民生委員の方、そしてまた在宅福祉アドバイザーそしてまた健康づくり推進委員、そういった方などを中心に設置をしていただいでおるところでございます。そういう方が、やはり公民会長さんと連携をとっていただきながら、先ほどの特定健診の受診率を上げましようとか、さまざまな取り組みをさせていただいておりまして、大変ありがたいと思っております。

町にも、健康づくり推進のまちを宣言をいたしまして、とにかく自主的な健康づくりを推進を

しましよと、町としましてもいろんな健診をやっております、健康相談もやっております、訪問もやっておりますが、やはり意識を高めて、自分でできる健康づくりに取り組んでいただく、このことが一番大事かなと思っております。

食と健康ということも非常に大事でありますので、町の食生活改善推進委員の皆さん方の御協力をいただく。そしてまた、町の女性団体連絡協議会の中でも、いつも食育の関係については取り組みを進めていただいておりますので、それぞれの皆さん方がほんとに熱心に活動を展開されて、これがやはり町民全体に浸透して、そういう意識が高まって、健康づくりがさらに進んでいけば、ほんとありがたいことだなと思っております。

やはり、町民運動として、一人一人がやっただかく、そういうことが健康なまちにつながっていくことかと思っておりますので、いろんな皆さん方の御協力もいただきながら、今後も努めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおり、私も思うに、自分のことは自分でというのが一番理想的な健康づくりにもなっていくんだろうし、それから食生活についても、先ほど青森のことを申し上げましたけれども、みそ汁一杯あるいはみそ汁一日一杯運動ですか、こういうことで減塩をどうするかということとなし得るところがあるんじゃないかと思えます。

今、テレビを見ておりましたが、こういう健康番組ちゅうのがものすごく多いです。どういうことですかとか、あるいはサプリメントといいますか、これを飲んだらやせますよとか、これを飲んだら血圧が減りますよということがありますけれども、まずそれよりか、地域にあったことを関連のグループの方々にいろんなことを立場立場で指導を仰ぎながら盛り上げていく、それが大事じゃないかと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、私も町の補助といいますか、町のあれを受けまして、鹿児島でペット検診ですか、ペットドックを受けてまいりました。非常に安心すべきなのかどうなのか、受けてるときは、簡単に済んであつという間だったもんですから、ちょっとこう本当に大丈夫だったのかなというのを受けてきたんですけど。その中に胃カメラが入ってなかったんです。ですから、そのペットドックのところの先生にも、先生胃カメラがないですねちゅうたら、これは、まだ自分のまちに帰って、近くのところに受診施設がありますから、そこ受けてくださいということでした。

先ほどちょっと、私の質問外ですけど、町長、この特定健康診断の中には、胃カメラのあれも入っております。ところが、私には、それに入れてなかったもんですから、独断できのう、おとといですか、健診を受けに行きました。胃がん検診ですね。ところが、町のこの特定健診、健診料の料金表があります。町のこれを利用しますと、個人負担金は1,000円で済むということです。ところが、私が行きましたら、ちょっと薬も出さんにやいかんですよ、何しますよちゅうて8,000円ぐらいかかりました。それで、時間も朝9時に行ったんですけど、昼を回って終わるような状況でした。

ぜひ、この特定健診の受診率を高められることを、担当課も一生懸命頑張っていらっしゃいますけれども、もちろん私たち議員の方々も、去年のときも議会報告会とかいろんな会合のときに、皆さんが特定健診な受けやんよ、はんも受けとかんにやいかんよ、ということをお話してらっしゃるのを私も見聞きしました。また、今年度も、この70%、69.9%ぐらいいっちょって、ないごて70%をと、あと2人ばっかいますればもう70%やんさをということもお聞きしたんですけど、やはり、このパーセンテージも70%と言わず、やっぱし先ほど町長が申されましたように、鹿児島県内でどれぐらいの位置にあるかということをおっしゃいましたけれども、恐ら

くトップクラスにあるということは、南日本新聞でもされておりました。やればできるんだということでもとめていらっしやいましたけれども。やはりこういうことを、全町挙げて、今先ほど申し上げました、いろんな関連のグループの方々あるいは私たち議員、あるいは行政そういう全体を上げて町民運動として、町長も申されました、町民運動として高めていかれるなら、健康づくり日本一という目標に、受診率目標でもいいと思います。受診率日本一というような呼びかけといいますか、できてくるんじゃないですか。それがまた健康づくりにつながっていき、行く行くは介護の保険料、あるいは介護保険事業にその効果が表れてくるんじゃないかと思います。

去年69%いったから、ことしはすぐそのパーセンテージが出てくるよってもんじゃなくして、3年かけ5年かけてこれを継続し、訴えていくことが、行く行く6期の保険料とか次の保険料に、これが、効果が出てくるんじゃないかと私は考えます。

ぜひ町長、この特定健診率を伸ばすこと、自主的な健康づくりを自分でと、そういう町民運動として、盛り上げていただけるように、また行政の中は当然そういう方向で進んでいっていると思います。

先ほど申し上げましたけれども、保健の3課が一致団結していろんなことに取り組んでいます。母子健康から、あるいは高齢者のこういうところまで、あるいは町長の申されました予防ワクチン等いろんなことに取り組んでおります。やっぱし全庁を挙げて私は取り組んでいただけるように思います。

ことしは、農政課のほうでも、縦割りから横割りという窓口といいますか、そういう方向性も見られますけれども、ぜひ、健康づくりにこういうことを訴えて、元気な高齢者が暮らすまちづくりということで取り組まれる気持ちといいますか、そういう考えを、トップダウンとして、各課なり全庁に呼びかけるお考えがあるのか、町長にお伺いします。

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前11時15分とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（日高 政勝君）

特定健診率につきましては、昨年、いろんな皆さん方の御協力をいただいて、大変高い達成率を誇ったということですが、中には、公民館によっては90%、あるいは80%以上のところも3公民館ありました。

非常に、熱心な取り組みをいただいたなど感謝をいたしておるところでありますので、本年度も、国のほうは若干この65%下げてきましたけれども、せっかくこうして町民運動として推進をしてきておりますので、これをまた、国が下げたから町も下げるよというわけにはいかんと思っておりますので、やはり、先ほど申し上げましたように、70%は達成をしていくような目標を掲げて推進をしていきたいと思っております。

高齢者の元気度のアップにつきましても、新しく、やはり、下半身、骨を強くする、そういう運動として、ロコモ運動を広く推進をして取り組みをしていただきたいということで、いろんな高齢者サロンとか、高齢者の皆さん方が集まる機会がありますので、そういった指導者を通じて

推進をしていきたいと思っるところでございます。

先ほどありましたとおり、要支援者が約500名ですかね、今、介護保険の中でサービスを受けていらっしゃるんですが、この人たちがやはり支援から自立していくような形を取り組むことが大事かと思っておりますので、その辺のところも、今後いろんな皆さん方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ、町長、先ほど国は受診率をちょっと上げてないかという話もありました。私も、それは情報で聞きました。しかし、せっかく70%台まで、目に見えるちゅうか、近くにきました。そして、また、私としては80、あるいは90%を目指す町民の意気込みといいますか、町、行政はもとより、我々ももとより、町全体でそういうふうに取り組んで、町長がさっき申されましたように、元気で生きがいのある町を目指すということをしていただけたらと、強く思うところがあります。

つい最近のテレビを見ておまして、いつも出てきます、徳島県だったですかね、高齢者の方々が、あれは何、刺身のつまとか何とかというのをつくるところ、高齢化はすごく高いみたいです。びっくりするぐらい高いんですけども、その方々のその介護保険とか、いろんなこれに対応されるころは、逆にものすごく低い数値が出ております。元気で農作業やいろんな仕事に取り組んでいらっしゃるんですが、それに実証されておるといテレビ番組を見ましたけれども、やはり、うちのまちでも元気な高齢者が、今、グラウンドゴルフやいろんなところに行っらっしゃいますけれど、また農作業とかうちのまちにも高齢化していく中で、若い後継者がいない中で、まだまだ、その高齢者と呼ばれる方々ではないでしょうけれども、地域のリーダーとして、やっぱり地域活性化に、そういう方々がどういうふうな力を出していただけるかということも、こういうような介護予防、あるいは医療費の抑制につながっていくんじゃないかと私は考えます。

先ほども申し上げましたけれども、健康づくり日本一でもいいし、健康づくりトップを目指すでもいいし、もう鹿児島県では想定しただろう思いますから、日本一を目指した受診率アップ、そういうところを、さらなる町長のトップダウンで進めていただけるように、そしてまた、先ほど申し上げました、いろんな関連のグループの方々にも、そこをお願いじゃないですけど、一緒になって取り組んでいただけるような方向性をつくっていただきたいし、町長のほうからも進めていただきたいと、そういうふうに思います。また、我々議会のほうもいろんな会合があるたびにそういうことを申し上げます。

近いうちに敬老会もあります。その席でも、同僚の議員の方々にも、そういうこと、ぜひ、呼びかけてもらって、この介護事業が安定して、また、保険料も軽減されるような仕組みになっていくように要請しまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、10番、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、6番、東哲雄議員の発言を許します。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

通告に基づき、質問をいたします。

まず、農業振興の施策についての1点目として、本町では、さつま町農林業いきいきプランを23年度から5カ年を目標とした第2期計画が進められています。農業産出額1億円以上を目標とした5品目の目標達成に向けた進捗状況と推進策について。

2点目は水田転作における重点品目の作付や裏作導入など、水田の汎用化による活用状況につ

いて伺います。

次に、消防本部の体制についてであります。

消防本部の職員体制の定員充足率は50%と聞いています。平成26年度から新庁舎移転に伴い、課、係の組織再編も着手されると思いますが、定員管理計画の中で、県平均60%に近づける考えがないか伺います。

次に、町道の管理についてであります。

公民会において、集落内の町道の清掃作業など、維持管理を行っています。高齢化が進む中、集落には複数の町道もあり、少人数での作業となり、最近は特に労力不足が生じている状況であります。今後、そうした労力の軽減を図る観点から、重機等の借り上げに対する助成はできないか伺います。

〔東 哲雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

東哲雄議員から出されました3項目について、お答えをさせていただきます。

まず、農業振興の施策について、農業産出額1億円以上の品目の目標達成に向けた進捗状況と推進策はということでございます。

さつま町の農業振興を図るために、平成23年度に農林業の具体的計画としまして、目標年度を平成27年度としましたさつま町農林業いきいきプランを見直しまして、地域農業の発展と農家所得向上に努力をしているところでございます。

この、農林業いきいきプランにおきましては、重点推進品目を7品目、拡大推進品目を5品目の計12品目といたしまして、新たにジャンボいんげん、白ねぎの2品目を振興品目に加え、推進をしてきております。

御質問の農業産出額1億円以上を園芸、果樹、工芸作物の耕種部門において、産地ブランドの確立を図っていくために、1品目1億円の品目づくりを、27年度を目標年度にトマト、いちご、茶、かぼちゃ、梅、以上の5品目を指定をいたしまして、生産の拡大に向けた推進を図ってきております。

目標額1億円以上の各品目の進捗状況につきましては、トマトが22年度の現況で2億650万円に対し、24年度におきましては1億8,800万円、いちごは22年度、1億880万円に対して、24年度におきましては1億300万円、かぼちゃは22年度6,900万円に対し、24年度は6,300万円、茶は22年度、3億8,500万円に対し、24年度は3億9,200万円、梅は、22年度、3,100万円に対し、24年度は2,600万円の状況となっております。27年度目標額に対しましては、24年度時点で、トマト60%、いちご71%、かぼちゃ56%、茶109%、梅9%の達成率となっております。

これまで、町としましても、目標達成に向けての施策としまして、各品目に対し、種苗とかあるいは露地野菜トンネルの施設、栽培管理機械、茶加工施設機器、防霜施設等の経費の一部を助成し、生産性向上に向けた支援も行ってきておるところです。

このほか、トマトにおきましては、来年度、北さつま農協が佐志集荷場にトマト選果機の整備を予定されております。トマト部会が中心となりまして、新たに、トマト産地拡大計画づくりを進められているところでございます。町も関係機関と一緒にしまして、計画樹立と達成に向けた支援をこれからもいたしてまいりたいと考えてございます。

梅の関係につきましては、安定生産対策や、特に販売の関係で生産意欲に影響をする、これまでの取引相手との契約が解消されまして、新たな取引や2次加工商品づくりを、積極的に取り組

まれるということですので、町のさつま加工センターの1次加工施設を最終の商品づくりへ対応できるように、施設としての整備をするよう、今回の予算にも委託料を計上いたしているところでございます。

産地拡大推進につきましては、町議連からもちろんでございますが、ことし7月より農林業プロデューサーを設置をいたしまして、品目別に課題を整理しまして、さつま町の目玉となる作物の産地づくりを進めて、安定生産と農家の所得向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、水田転作における重点品目の作付や裏作導入など、水田の汎用化による活用状況ということでございます。

平成24年度の水田における重点3品目の作付状況でございますが、ごぼう67.7アール、里芋67.1アール、かぼちゃ560アールとなっております。前年度と比較しますと、軒並み、面積が減少してきておりますが、やはり、農家の高齢化によります作付ができなくなったとかいうのが、一番の原因かと考えております。

また、平成24年度の二毛作の取り組みを見えますとき、最も作付の多い飼料作物397ヘクタールの約65%に当たる250ヘクタールで、2番目に多い麦で17ヘクタール、そのうち94%の16ヘクタールが裏作ということになっております。ほかにも、加工用米、ソバが作付をされております。なお、飼料作物の面積につきましては増加傾向にあります。まだまだ水田の汎用化というのは、思うように進んでいないという現状がございます。

このようなことから、私も、何とか水田の汎用化を進めたいという考え方のもとに、今まで、町単の補助事業というのがございましたけど、この裏作の推進、このためには、排水対策をしっかりしていかないかということでもございましたので、その一環としまして、町単の土地改良事業の補助金、従来は30%以内でございますけど、この暗渠排水事業につきましては、汎用化を進めるという意味合いから、補助率を70%まで引き上げたところでございます。こういうことで、水稻以外の作物の作付をお願いしていきたいというようなことで、農林業研修会とか、あるいは、農政座談会等でも周知をいたしてきているところでございます。

次に、2番目の消防本部の体制についてでございますけれども、職員体制の定員の充足率50%ということで、26年度、新庁舎の移転に伴い、課・係の組織再編にも着手されると思うが、定員管理計画の中で、県平均の60%に近づける考えはないかということでもあります。

消防本部の職員に対しての定員の充足率、これもいろんな算定の方式がありますけれども、50%ということでございます。県の平均の60%に近づける考えはないかということで、なかなか、この、今の充足の関係につきましては、県内の消防署の関係については、実定員のところが、鹿児島市なんかは479人、あるいは、ほかの大きなところでも180人とか、3桁のところもありますけれども、小さいところでは、さつま町が一番小さいんでしょうか、42名ということ、あるいは沖永良部では38人というのがありますけど、本土では一番小さな消防本部になっております。それだけ、人口的な関係もあるかと思えますけれども、定員管理計画につきましては、地域主権のもと、新たな権限移譲などに対応していくために、その時々において必要な研修を実施しながら、職員個々のスキルアップを図ることとしているところでございます。

今後、多くの定年の退職者が見込まれている中で、限られた予算と人員で安定した公共サービスの提供を図るために、計画的な職員採用を行っていくことを踏まえまして、前の計画を見直す形で、平成22年度に策定をいたしたところであります。

計画では、職員数361名を、平成27年4月1日までの5年間に於いて、36名削減をいたしまして、325にしようという目標を立てておまして、それに向かって、現在、職員数の削

減に努めております。

消防本部の定員については、鹿児島県とか、北薩地域の平均と比較しましても、50%ということで、少ない状況でございまして、救急搬送等の業務が増えている中で、職員の皆さん方には大変御苦勞をかけている面もございまして。

やはり、消防職員についても、役場の総体の職員数の定員管理の中に入って考える必要が出ておりますから、非常に難しい面もございまして。一般の行政職は、毎年削減をし、消防については、非常に、町民の生命、財産を預かる貴重な、そうした面もありますので、消防職員は削減をしないということにし、現状維持のところまでずっと来ているわけでありまして。

現実的に、消防職も、先ほど申し上げましたとおり、職員全体の中で定員管理を推進をしなければならぬという実情がございまして、非常に、消防職員の増員ということには、なかなか、現状では難しい状況がございまして。

現在、市町村の消防の広域化に関する国の基本指針というのが、新たに、ことしの4月に一部改正をされました。これまで、管轄の人口が30万人以上での広域化を緩和するというところだったので、今までは30万人規模ということで、なかなか、この辺もどこの県域も、前に進んでいないという実情がございまして。

したがって、国のほうで今回、このような30万人以上の広域化というのを緩和するという方向が出されたところがございます。新たに、管轄人口10万人未満、職員50人未満の消防本部を対象にして、こういう地域を重点地域の指定制度の導入をしたいということで、推進期限についても5年間延長して、平成30年度を目標とするということが示されたところがございます。これによりまして、広域化の実現に向けた取り組みに対する新たな支援策とか、取り組みに対する県の積極的なかわり、支援強化が期待をされるということを考えております。

したがって、こういったことを踏まえながら、消防職員の定員については、今後、十分検討してまいらなければならないかと思っております。こういった新たな動きが、また、始まりそうなところがございますので、そういった動向を踏まえたいというふうに考えております。

次に、3番目の町道の管理についてであります。

非常に、高齢化が進んで、集落においても、大変な御苦勞をおかけいたしているところがございます。少人数での作業となって労力不足が生じる、軽減を図るための観点から、重機等の借り上げに対する助成ができないかということでありまして。

現在、町道等の、そういった伐採等に当たりましては、燃料支給を21年度から始めたところがございます。最近、そういった利用度も高まっているようでありまして、今後におきましても、会合等の場で利用率の向上には周知をしていきたいと思っております。伐採後の後片付け処理に対する重機の借り上げ、公民会からの助成とか、あるいは無償借り受けなど、それぞれ対応が、現在のところ、さまざまであると思っております。御指摘のように、重機類を使用すれば、労力と時間が軽減されまして、今後における町道の維持管理の軽減も図れるというような、有効な手段と考えられます。町内の公民会などの実態調査を行いまして、不公平な面が出ないように、助成制度については検討してまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○東 哲雄議員

ただいま答弁をいただいたところでございますが、まず、農業産出額1億円以上の目標とした5品目でございますが、説明の中で、お茶につきましては、27年の目標を少し抑えてあったと申しますか、そういうことで、上回っているということでございます。梅を除いたあとにつきましては、この横ばいの状態となっているということでございます。

高齢化、そしてまた価格変動など、いろいろな要因があるというふうには思いますけれども、平成27年度までは、まだ期間もあるわけでございますけれども、ただ、この計画は目標数値を掲げて、推進計画として具体化されたものでございますので、そうした今の進捗状況の現状を踏まえながら、定例会等の技連会等もされていると思いますけれども、その辺の中で、この状況をどのように分析をされておられるものか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

園芸品目の中の5品目で、平成27年度の目標額に対して達成率が低いのではないかとこの御質問でございます。先ほど、町長からも答弁がありましたように、茶については目標が低かったということで達成しているんですが、ほかの品目については、やはり達成率が低い状況にあります。

農林技術協会の中で、園芸部会のほうで推進を、一生懸命頑張っていたいただいておりますけれども、やはり議員のおっしゃるとおり、高齢化なり、価格変動、そういったもので思うように、面積拡大が進まない状況にあると言えます。中でも、トマト、いちご、これらにつきましては、施設、初期の投資が、やはりかかりますんで、なかなか、新規の栽培者が発生しないという状況にございます。面積ではですけども、できるだけ施設園芸につきましては、単当たりの収量を上げて、目標面積はですけども、目標額に向かって頑張っていたらと思います。

それと、かぼちゃ等の露地野菜につきましては、やはり価格変動と外国産との競合、プラスそういうのがございまして、一年一年でやはり価格の変動が厳しいのが現状であります。そういった中で、少しずつは、かぼちゃも伸びてきてるんですが、まだ達成率が低いということでございまして、町としても種子の補助、あるいは苗木代の助成、あるいはトンネルに対しての、これは地域の方に限ってですけども、そういったトンネルに対しての施設整備の助成も行なうなど、そういったことも一生懸命取り組んで、何とか目標達成になるように取り組んでいきたいと考えております。

○東 哲雄議員

今ありましたように、露地野菜については、なかなか伸びていないというのが現状であるようでございます。

その中で、先日、日本農業新聞に出ておりましたけれども、熊本のJAくまですかね、そういうことで、定年就農の新規事業ということで、年金プラス4万円プロジェクトというのが紹介をされておりましたけれども、やはり露地野菜は、面積もそんなに多くはできないと思いますので、そういう定年就農の方、そういう方に呼びかけて、やはり多くの方に参加してもらい、それがもう一番大事なことでないかと思っております。9月号でしたか、JAの広報紙の中にも、かぼちゃを栽培されている方の紹介も出ておりましたけれども、そういうことで、やはり幅広く推進を図っていく、このことが一番大事じゃないかと思っておりますので、その点について、また今後、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

答弁で、トマトにつきましては、来年度、北さつま農協でトマトの選果場整備をするということで聞いておりますが、そうして、部会の中で、新たなトマト産地拡大計画づくりが進められているということでもございます。

先ほど説明がございましたけれども、本町は22年度からすれば、面積も減少しているようでございますし、現在7ヘクタール程度ですかね、そういうことで、栽培がされているようでございますけれども、これもまた、技連会とか、農林業のプロデューサー設置もされているわけでございますけれども、そういう中で、本町においての拡大計画、なかなか、施設園芸ですので投資も大きいわけで、なかなか厳しいということでございますけれども、ただそういう拡大計画づく

りをされておれば、やはりその中に、農林業プロデューサー等も設置をされ、加わって、進めていく必要がございますので、その辺の施策というのはどうなのか、あれば、お聞かせ願います。

○農政課長（平田 孝一君）

トマトに関する御質問でありますけれども、先ほど、町長からもありましたように、平成26年度で、JA北さつまのほうで、トマトの選果機更新事業が計画されております。トマトの選果機を更新するとなりますと、やはり、それなりの取扱量がないといけませんし、そういったことから、現在、中心は時吉、中津川、あと虎居地区等で栽培されているんですが、やはり、品種が余りにも多いと、本町の場合、できれば2品種ぐらいに絞ればいいんですけども、品種が5つも6つもあるということで、やはりロットがまとまらないというようなこともございます。

そういったことから、今度の選果機導入に当たり、産地づくりの計画を、やはりつくりたいと、そして、品種も絞って、ある程度、量をまとめて販売する。それがまた、有利販売につながっていくんじゃないかというようなことで、品種の統一なり、そういったこともしながら、産地づくりを進めていきたいということで、また、議員のほうからもおっしゃいましたプロデューサーのほうも一緒になって、そういう園芸振興を図っていきたいと考えております。

○東 哲雄議員

さっきも言いましたが、施設園芸は投資が大きいということでございます。そういうことで、コスト削減の面からも、遊休ハウス等もあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、私は鶴田ですけども、鶴田地区ではキンカンハウスがあったんですけども、そこを、薩摩川内市の祁答院町ですか、若い方ですけども、そこを借りてか、また、買われたのかわかりませんが、その遊休ハウスを活用して、今、トマト栽培に取り組んでおられます。

そういうことで、そういう遊休ハウス等があれば、そういうものを使えば、コスト削減につながると思いますけれども、遊休ハウスの現状はどうなのか、そしてまた、トマトの栽培に取り組んでみようというような若い就農者の見通しといたしますか、その辺はどうなのか、判っておれば御説明願います。

○農政課長（平田 孝一君）

トマトにつきましては、今現在、県のほうに農業大学校がありますけれども、畜産学部、茶業学部、そういったところには、本町からの出身者も行ってるんですが、園芸学部、こちらのほうには、生徒も在籍していないようであります。なかなか、今現在、トマトに新しく取り組もうという若い新規就農者がいないと、22年でしたか、1名おりましたけれども、今ここ二、三年は、新規就農はいないという状況でございます。

遊休ハウスの現状につきましては、時吉地区にも若干単棟ハウスがありますけれども、それとキンカンハウス、若干あるんですけども、町内全体見て、それほどはないと思います。ただ、先般、いちごの育苗圃の入札等も行いましたけれども、そういったハウスの要望も強くて、雨よけ、あるいはそういった被覆栽培にしたいということで、大分要望も多く、この前、そういった処分もいたしたところでございます。

○東 哲雄議員

施設園芸におきましては、トマトは産出額も主力を占めているという状況でございますし、一定の産地のブランドとして確立もされているようでございますので、今回のJAの選果場整備を機に、産地拡大が図られればよいなというふうに願っております。

先ほど、新規の就農者の見通しは、現在ないということでございますけれども、こういう施設園芸等につきましては、特に若い就農者が定着してくれればなという、そういう思いを持っておりますので、今後、意欲のある就農者等の確保とか、それから育成とか、そういうものについて

は一生懸命、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、梅でございますけれども、あれは21年でしたか、22年、霜の被害がありました。現在においては、回復も大分してきているというふうに思っております。また、先ほど、答弁の中でありましたけれども、薩摩西郷梅生産組合、法人化もされましたし、これまでの取引相手との契約も解消をされたということでございますので、今後は、自ら販売をしていくということで、新たなスタートになるわけでございます。また、今回、この加工商品づくりに向けた、施設の整備のための設計委託料ですか、そういうものも計上されておるようでございます。

現在、60ヘクタールぐらいという面積と聞いているわけでございますけれども、今後、いろいろな加工等も取り組むということであれば、原材料の確保、これが一番ではないかと思っております。そのためには、面積を維持することも必要ではないかと思っております。今後、この遊休地の活用とか、後継者、そういうことで自助努力もあわせて、行政として、27年は、2億7,000万円ぐらいの目標を掲げてあるようでございますけれども、現在の10倍ということでございますが、そういう支援推進が図られるよう要請するわけでございますけれども、その辺について、町長の考えを、ちょっとお聞きをいたしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

さつま町の、有望な特産として、今後も振興を図っていききたいということで、この梅については、特に、今までも熱心に取り組みをされまして、今、ありましたとおり法人化組織までされたわけでありまして。それだけに、今までの和歌山との取引関係が主体でありましたけど、自前で、これから開拓をしながらやっていきたいという意欲に燃えていらっしゃいます。

それで、そのためには、青梅だけやじゃなくて、加工をして、それなりの製品化をしながら、流通に乗していきたいということが必要でありますので、今回、そういった加工の施設についても、何とか支援をしていきたいと思っているところであります。

国の6次産業化の指定も、法人化の場合、先日受けていらっしゃいますので、そういったことでも、非常に、皆さん方、意欲を持って取り組まれるところでありますので、行政としまして、この特産振興という意味合いからも、今後、力を入れていきたいと思うところであります。

○東 哲雄議員

梅もですけれども、そのほかの、茶はですけれども、あとの3品目ですか、今、町長もトップセールスに取り組んでおられるわけでございますけれども、やはり農産物につきましては、有利販売対策が農家の所得向上につながります。産地の拡大の推進と、やはり販売戦略ですか、それが大事でございますので、そういう中で、農家が安心して、生産に取り組んでいけるんじゃないかというふうに思いますので先ほどのそういう決意の中で、努力をしていただきたいというふうに要請をしておきたいと思っております。

それから暗渠排水の関係でございますけれども、暗渠排水対策、具体的なこれまでの取り組みについて、わかっておれば、お答えいただきたいと思います。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今までの7割補助の暗渠排水の実績でございますが、この事業につきましては、平成22年度から実施しておるところでございますので、22年度で8件、23年度で18件、24年度で19件と、年々、増えてきているところでございます。実施後につきましては、現地調査を行っているところでございますが、湿田が解消されまして、主に飼料作物が主でございますけど、かぼちゃや里芋なども、作付されて、効果が表れていると考えているところでございます。以上です。

○東 哲雄議員

効果が表れているということでございますが、今までの予算の流れを見ておきますと、町単の

事業でございますけれども、その中で暗渠排水の事業というのが、ほとんどを占めているんじゃないかと、このようにも受けとめているところがございます。

ただ、その中で重点品目の作付というのは、やはり、さっきもありましたけれども、高齢者等が影響いたしまして、もう、大分減ってきているという答弁でございました。水田も湿田では、やはり作業もですし、質のよいものがなかなか収穫できないという事実がございます。それと、二毛作で、飼料作物が大分ふえてきているということでございます。飼料作物にいたしましても、やはり、水田の圃場の条件がよくなければ、作業も困難になるということでございますので、年次的に、件数もふえてきているようでございますので、今回はまた、追加補正もされております。全部が、その暗渠排水か、わかりませんけれども、そういうことでございます。また、この本町は、牛の増頭も進めているわけございまして、畜産農家と連携をしながら、この飼料作物等の栽培、そういうことによって、所得向上も図っていくことも、できるわけでございますので、これからまた、要望に応じて対応できるような予算措置を図られるように、要請をしておきたいというふうに思います。

次に、消防本部の体制についてでございますけれども、この件につきましては、平成25年の第1回の定例会、総務委員会の中でも、町長に見解を求めた経緯があるわけでございますけれども、まだ、あの答弁からそんなに時間は経っていないわけで、質問になったわけでございますけれども。先ほど、答弁がございましたように、職員の定数管理計画の中では、削減の対象にはしていないということで、策定をしておるということでございます。

そういう中で、総体的な人件費管理の面から検討させていただきたいとの、そういう答弁であったわけでございますけれども、現時点におきましては、厳しいという答弁でございました。そういう中で、私が、なぜ質問したかと言いますと、今回、新庁舎移転の組織再編が、もう現在されているかとも思いますけれども、よい機会ではないかと思ったものですから、今回、質問をしたわけございまして、なかなかこういう機会を逃すと、そういうことにも踏み切れないという、そういうことからの質問になったわけでございます。

先日、7日の日に地域医療を考えるシンポジウムの開催がございました。町長も出席をしておられましたし、また、シンポジストとしても参加をされたわけでございますけれども、その中で、救急搬送の立場からということで、出動回数とか、消防署員の労働環境など、消防長のほうから報告があったわけでございます。

その中で、あれは24年度の事例だったと思いますけれども、救急車が3回同時に出動する事例が、1年間に20回くらいあったということでございました。その中で、また地元で専門的、また高度な医療機関がないために、町外に搬送する、それが多くなっているということでございました。そして、また救急業務が重なった場合は、休暇の職員の方を招集しているということで、この回数も、年々増えているということでございました。68回で、延べ260人を非常招集をしたということでございます。

また、近年、ドクターヘリの要請もされておまして、その際は、やはり離着陸への警戒のために出動しなければならないと、そういうことで、また、職員を招集をしていると、そういう話をされました。会場から、本当に驚かれた、そういう様子を伺い知ることができたわけですが、町長も、そこにおられましたから、そういう感じを持たれたんじゃないかなと、私は、こう思っているところでございます。

そういうことで、今さっきの答弁では、現状では厳しいということでございましたけれども、やはり救急業務、また、災害出動、これはもう町民の生命に直接関係をするものでございますので、現状から少しでも改善できたらなという、こういう思いを持っているところでございます。

そういうことで、そういうシンポジウムの会場での、そういう雰囲気、そういうものからして、再度、町長にお伺いをいたしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

消防本部の体制につきましては、先般、救急医療の、そういうシンポジウムの場でも、本当に、今の体制の厳しさというのは、町民の皆さん方もおわかりいただけたと思っております。

合併する前、旧祁答院町を含めた4町での一部事務組合ということで、火災の関係、また救急の関係、一緒に業務を行ってきた経緯がございます。

祁答院町が薩摩川内市に合併をされまして、あと、この3町になった場合に、当時、救急車は果たして3台もいるのかという議論もあって、2台で十分、当時の件数からいって、2台で十分かなという話も当然ありましたけれども、やはり、今後の高齢化の状況を踏まえたら、3台は必要になる時期が来るのかなということで、現状維持の形になったところであります。

現実には確かに、今ありましたとおり、救急車は3台も出る事態も発生をしてくている現実がございます。そうなったときに、3台も出ているときに、火災でもしたらどうかということも非常に心配をされます。非常に喫緊な課題としては受けとめております。

生命財産を守るという業務からいたしましても、何らかの対応は必要かなというふうには考えているところでありますが、非番の職員まで、そういう場合には出動せないかんということでありますから、大変な無理もかけております。

したがって、今の町全体の行政改革の中で、まずは、職員数を見直しをせないかんということで、過去もずっときておまして、私が就任をいたしましてからも、これはずっと継続をしながら、27年の4月1日に、合併当初の425から27年の4月1日の10年あけた年には、100人削って、325にしようということまで、目標を立ててきているわけでありまして。そういう方向の中で、行政改革を進めてきておりますし、町民のいろんな委員の皆さんやら、議会のほうにも報告をしながら、取り組みをいたしてきております。

消防職員42名、うちですが、業務については権限移譲ということで、毎年、県から移譲を受けてきております。一方では、そういう中で、職員数は減る、仕事はふえるという状況はずっと続いておるわけでありまして。一般の行政職員についても、非常に厳しい環境に置かれております。

それで、私がやはり、一応の目標を27年の4月1日に立てた以上は、それについてはクリアをする必要があるかと、私はそこは厳守をしていきたいと思っております。その中で、325の中で、どのような行政職と消防職員の割り振りをしていくのかというのは、ひとつの課題になるかと思っておりますけれども。それもですが、それ以降の、新たな行政改革というのを、先ほども申し上げておられますとおり、次なる、やはり行政改革をしていかないと交付税が12億円も減っていく、累計で30億円、そういう時代が目の前に来ているわけでありまして。

そういうことも視野に入れないと、何を削るか、もちろん事務事業の関係も厳選をしながら、投資的な経費等についても、非常に緊急を要する重要なものに限られてくると私は思っております。一般財源が12億円も減っていくちゅうことになる、5年、合併後、いわゆる27年から5年間ですから、全くなくなるということ、今の想定ではですね。そういうふうになりますと、それはもう大変な時代が来るということで、税収も先ほどありましたとおり伸びない、交付税も減るとなると、やはり手をつけられるというのは、今の現状からいくと、人件費、公債費、そういうことしかないと思うんです。

町民生活の福祉増進をするという、いわゆる社会保障経費というのは、どんどん増えていくわけですので、手をつけられるというのは、そういうふうにしかなりません。そういう中で、それなら、どうやっていくか、高齢化はどんどん進んでいく、ますます行政サービスは高めていかな

なければならない。やはり職員数がある程度なければ、行政サービスもですね、現場にも行けない、役場にもお客さんが来ていろいろせんにやいかん、仕事はどんどん県から移譲をしてくるという時代ですので、この辺もしっかり見きわめて、それなら325人で果たしていいのかっていうのを、もう1回、その時点で、次なる計画をつくるときに、見直す必要があるかと、私は思っております。

果たして、削るだけで、本当に行政サービスが徹底をしていくのか、高齢化の時代にですね。そういうことを考えますと、果たして、325人が、本当にいいのかどうかちゅうのを、毎回、皆さん方とともに、検討をしていくことになろうかと思っております。その時点で、なら、消防職員の定数を42でいいのか、あるいは60%まで近づいていく、60%になりますと、4人から5人、ふやさんにやいかんということですよ、すると、一般行政職を、それなら、今の計画でいけば、4人、5人減らさんにやいかんちゅうことです。果たして、それなら一般行政の職務の仕事がどんどんサービスが落ちることになります、一方ではですね。それで、そういうバランスを考えて、次の計画をしっかりと立て直す必要があるかと思っておりますので、しばらく、その辺は、27年、その時点には、次の計画に向かって、真剣に、お互いに研究、検討をさせていただきたいと思うところでございます。

今、消防職員を増やしますとか、そういうところの段階では、私は、今のところ、ちょっと、ですので、とにかく、325と決めた以上は、325のそこだけは厳守をして、そして次にいろいろ考えていきたいと思っております。

そしてまた、先ほど申し上げました消防の広域化計画ですね、先ほど、30万人に限定をしませんよと、緩和をするという国のお話がありますので、今後、その辺のところもどんな動きになるのか、場合によっては、こういう広域再編を、早くできることになっていくのかということも、見きわめていく必要があるかと思っておりますので、その辺も両面考えて、やっていく必要があるかと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

しばらく、休憩します。

再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時05分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○東 哲雄議員

定員の充足率のことにつきましては、国の5カ年計画等の答申もされたということで、鹿児島県の動向等を踏まえながら対応していきたいということでございましたが、その中で定員管理計画325人、これを守って次の段階でという答弁もございました。

ただ、この救急業務は、財政のことだけで済ましていいのかというそういう思いもしておりますし、325人の中で何とか工面ができないものかと、そういう思いも持っておるところでございますが、今後、高齢化に伴いまして救急業務、これは、さらに多くなっていくというふうに思っていますので、少しでも充足率を上げる取り組み、それを要請をしておきたいというふうに思います。

それから、町道の管理についてでございますが、この借り上げ等につきましては、実態調査等をして検討するというところでございました。

現状としましては、集落内の町道の草刈りは大体年2回程度が実施をされているんじゃないかというふうに思っておりますけれども、さきにも言いましたように、複数の町道等があれば、集落の班に分かれて実施をするという状況でございますが、本当、少人数で1キロ以上とか相当な距離をしなければならないということでございます。

草刈りをする班と、そしてそれを集めて片づける班、そういう形で作業がされるというふうに思いますけれども、このあと片づけをするときに集落の中では、あれはフロントローダーですか、それが付いたトラクターとかタイヤショベルとかそういうを出して、されているところもあるようでございます。そういうのがあれば、相当な労力軽減につながっていくんじゃないかというふうに考えてこうした質問をしたわけでございます。

集落の中山間地域直接支払制度等でこの集落協定をしておりますけれども、その中で取り組んでいる事業等につきましても、協定の中で重機とか農業機械とかそういうものを出してもらったときには、借り上げ料を払ったりして進めているところでございますので、何とか、そういう借り上げへの助成制度があれば公民館長も集落のそういう機械を持っている方にやはりお願いしやすくなるんじゃないかと、そういうふうに思っているところでございます。そういうことで、労力解消ができれば、まだこの今の現状でも何年かはまた続けていけるんじゃないかなと、そういう思いを持っておるところでございます。

これも、検討をするで、長い年月がかかっては意味がないわけでございますので、できれば早い時期に実施をしてもらいたいというそういう思いを持っておるわけでございますけれども、再度、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

確かに、この町道の管理につきましては、日常の生活道路ということで、地域の皆様方が本当自主的に、年に2回でしようかね、場合によっては3回やっていただくところもありまして、非常にありがたいことだと感謝を申し上げるところであります。

やはり、今、各農村の集落においても、限界集落という言葉がありますとおり、高齢化が進んで非常に作業も困難になってきている。80歳以上を超えたら免除をしなければならんと、こういうところもあるようでございまして、草刈りをする人、そしてまた、あとの片づけをする人、そういう分担をしながらやっておりますが、私どもも先般、区のほうで一斉の町道草払いということで、朝6時からやりました、まあ、公民会によってそういった機械をお持ちのところは自主的に持ってきていただいて、あと片づけをして、これは非常に作業効率も上がるし、あともきれいになると、軽減をされるということでありありがたいことだと思っているところでございます。

今、ありましたとおり、年々、作業の形態というのが大変な状況もあるようでありますから、今、燃料支給等もやっておりますが、新たなこの重機のそういう必要なところはできるだけそういう方向で取り組みをしていきたいと思っております。

一応、全町的な公民会の作業の実態も調査をした上で、不公平が生じないように早期に、調査がまとまり次第、実施をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○東 哲雄議員

町道管理は、作業班でできるのも限度があるというふうに思っております。町民も、自分たちの、この生活道路であります町道でありますので、できる限り自分たちも続けていきたいという、

そういう思いは持っておられるというふうに思っております。

言いましたようにそういう借り上げ助成等ができれば、労力不足の解消や集落内の草払い等の維持管理の継続につながっていくというふうに思っておりますので、まあ、実態を調査し検討するというところでございましたけれども、できれば来年からでも実施をしてほしいというそういう強い思いは持っておりますので、そういうことで進めていただきますように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、6番、東哲雄議員の質問を終わります。

次は、4番、桑園憲一議員の発言を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○桑園 憲一議員

2つの通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目に、農業公社設立構想についてでございますが、農業従事者の高齢化や農家人口の減少、農地の荒廃化を抑止するために県内の自治体におかれましては、地域農業の振興と農村の活性化策としてJAと一緒に農業公社を設立し、事業が行われております。公益社団法人鹿児島県農業農村振興協会の県内における平成22年度の農業公社の活動実績の中では、肝付町と本町が農業公社設立の検討がなされていると記載されております。その後、どのように検討がなされてきたのか町長の見解をお伺いいたします。

2つ目でございますが、国産木材の利用を促進するため、林野庁の木材利用ポイント制度についてでございますが、一定の条件のもと、国産木材を使って家を新築あるいは改装したり、木材製品を購入した場合にポイントが付与され、商品と交換することができる制度が創設されております。これらについて、町民への周知徹底をどのようにして行う考えか、町長にお伺いいたします。

〔桑園 憲一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

桑園憲一議員から2点ほど御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、農業公社設立構想についてでございます。その内容についてということでもありますけれども、農業公社設立に向けました現在までの検討内容についてでございますが、平成23年5月にこの設立の検討委員会を設置いたしました。さつま地域農業管理センターの機能と役割を継承しながら農業公社の設立を行い、事業を展開するための検討ということでございます。

当初の計画の趣旨と目的としましては、任意団体であります、さつま地域農業管理センター、これが農用地利用集積円滑化団体であるために農協の組合員以外の利用ができないということでもございました。農業公社を設立して、この問題をやはり解消しなければならないというようなことが、公社設立の主な狙いであったわけでございます。やはり、この農協組合員である、また組合員でないこういう人もやっぱり等しくそういった農地の問題については、取り扱うべきであろうというようなこと考え方がございましたので、やはり、そのためには、やっぱり農業公社を設立してやったほうがいいんじゃないかというようなことで、当初はそんな考え方にのっとりこの取り組みをしたところでございます。

しかし、こういった員外の関係の方々については、今年度さつま町がこの円滑化団体になりましたことから、その当初の狙いというのが解消されたということにもなっております。

また、現在、実施しております農作業委託事業、まあ、再委託であります、これは継続をし、

ハード事業としましては公社が農業機械を購入して直接作業を行うというようなことでありますが、これについては、基本的にはやっぱり採算性の問題とか、そういう問題がありますので、実施しないということにいたしてございます。そして、研修事業、ほかの公社がやっております、新規就農者、こういった方々を一定の農園を持って研修をすると、そういう機会ではありますが、そうことについては、国とか県、町の補助事業、あるいはこの制度等を活用しながら、町内の先進農家へのあっせん派遣型でしたらどうかというような検討を行っております。

直接農場を持って研修制度をその農場で一定期間、いわゆる技術者をそれだけお願いせんにゃいかんわけですので、そうすると、やはり、コスト的にどうかというのがありましたので、これについては、やっぱり、今、申し上げましたように、研修については、やはり、このいろんな補助事業を活用したり、あるいは制度を活用して、今、町内でも立派に先進的に農業経営をされてる方がたくさんいらっしゃいますので、その部門毎にそこに派遣をするという形でいいんじゃないかと、そういうことで検討をしてきた経緯がございまして。

これまで、24年度におきましては、検討会を2回開催いたしております。

検討委員会では、地域農業の振興に必要な担い手の確保、育成、そしてまた、受託組織等の関係で、どうしても受託組織等が引き受けない、できないような農作業、まあ、場合によっては条件の悪い農地というのは、なかなか引き受け手がないんですけど、そういったところの農作業の受託事業は、やはり例えば公社のほうでやるべきではないかというようなことであります。そうなりますと、ある程度の町の支出もやむを得ないのではないかと、そういった御意見もございまして。

また一方では、やはり公社というのは、ある程度やっぱり独立採算的な考え方で運営をすべきじゃないかと、そのためにはやっぱり必要な採算性のある事業導入、このことも必要ではないかというようなことでございまして、やはり、その事業導入は検討をもっとしないと、これをすぐ公社化してしまうというのは、まだ時期尚早じゃないかと、そういった意見も出たところでございまして。

また、公社設立後にこの公社職員を雇用するためには、年間を通したこの事業の展開とやはりそういった皆さん方のこの人件費を賄える収益事業、今、申し上げましたような事業があるかどうかという、適切な事業ですね、その辺もやっぱり十分検討する必要があると、じゃないかというようなことがございまして。

現在、高齢化等が進んで、無人ヘリの事業がそれぞれ個人グループ等でも出されておりますけれども、そういった無人ヘリ防除の関係というのが出ておりますが、ただ経営的にこれだけで本当になっていくのか、というものがございまして、6月に開催されました農業地域管理センターの総会においては、もっと引き続き検討をする必要があるんじゃないかというようなところになったところでございまして。

引き続き、いろんな状況も調査研究をしてという段階であります。

それから、2番目の国産木材の利用を促進するための木材利用ポイント制度についてでございます。町民への周知徹底ということになっておりますけれども、この地域材の適切な利用の確保につきましては、森林の適正な整備保全、地球温暖化防止、農山漁村地域の振興に大きく資するものであると考えております。このため、関係者によりまして、地域材の需要拡大の取り組みを促進しまして地域材需用を大きく喚起する対策としまして、地域材の利用に対しましてはポイント制をしますよと、ポイントを付与してこういった地域経済の全体の波及効果を及ぼす事業でありますから、そういった支援をするために平成24年度の国の補正予算で創設をされております。

木材利用ポイントの付与対象となります、工事または製品というのは、鹿児島県の場合は鹿児

島県木造住宅推進協議会で認定をされております。全国事務局に登録されました登録事業者等が工事を行って、または製造するものだということになっております。こういった、登録された事業者でないといけないというようなことになっておりますので、そういった登録事業者等が工事あるいは製造をするものが対象ということになるようでございます。

工事の内容としましては、木造住宅、内装・外装木質化で、製品は、木材製品及び木質ペレットストーブ、まきストーブなどであります。

対象の期間であります、木造住宅と内装・外装木質化につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、今年度末までに着工したもの、あるいは請負契約を締結したものであるということになっております。

木材製品及び木質ペレットストーブ、まきストーブにつきましては、平成25年7月1日から26年3月31日までに購入されたものとなっております。

付与されるポイントにつきましては、木造住宅の新築・増築工事、または購入1棟当たり30万ポイント、内装・外装木質化工事については、1棟当たり上限30万ポイントということです。

木材製品及び木質ペレットストーブ、まきストーブ等は、製品価格の10%相当で、1製品当たり10万ポイントが上限ということになっております。

この制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の補正予算ということで成立したのが、まあ、短期間というんですか、情報収集がおくれたところもあります。予算が成立したのが、25年のことしの2月26日、そしてまた、先ほど申し上げました、登録工事業者の1次募集がされたのは、25年5月1日から25年5月の24日までということになっていたようでございます。

現在、木材利用ポイント事務局がラジオを通じまして呼びかけておりますけれども、今後、町民の皆様へは広報紙とか、お知らせ版等を使って周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○桑園 憲一議員

まず、農業公社の関係でございますが、設立検討委員会も2回開催されて、るる、いろいろ質疑が交わされているようでございますが、県内の現在の農業公社の実態でございますが、市町村とJAが出資して行っているのがほとんど農業研修によって就農を支援する研修等事業が最も多いようでございます。

県内外の就農希望者を募集をいたしまして、一、二年間、栽培技術や農業機械の操作及び経営管理を習得した上で、農地等のあっせんとか、あるいは施設のあっせんをして新規就農させていくというのが実態であるようございますが、聞くところによりますと、県内の農業公社の実態、活動実績というのはほとんど横ばいの状況というふうに認識いたしております。現在、我々、この身近なところで薩摩川内市あるいは伊佐市が農業公社を持っているわけですが、この活動の実績はどのようなのか、あるいは県内の農業公社の設置数は何公社あるのかお教えいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

県内の農業公社の数とか、あるいは薩摩川内市、伊佐市の農業公社の活動実績でございます。先ほど、研修制度のことでちょっと触れましたけれども、やっぱり実際やっていると、研修制を受け入れて研修生も勉強をする機会でもありますけれども、そこにやっぱり何がしかの手当てを払っているというやり方ですから、それもやっぱり何か収入がないとそういうお金も捻出でき

ないということですから、補助金に頼らざるを得ないというのがあるようであります。

県内の農業公社の状況であります。県内には12の農業公社があります。行政とJAが母体となって設立をされているところでもあります。主な事業は、研修事業、農地幹旋事業、農作業受委託事業、育苗事業、堆肥事業、農業機械貸付事業等があります。それぞれの公社において実施している事業は違いますけれども、研修事業については、12公社中、9公社、農地幹旋事業は8公社、農作業受委託事業は12公社、育苗事業は5公社、堆肥事業をやっているところは4公社、農業機械貸付事業は5公社となっております。

薩摩川内市農業公社の職員数というのは24名ということであります。農作業受委託事業、研修事業、農用地利用集積円滑化事業、公社直営農産物栽培事業に取り組んでおられます。農作業受委託事業においては、ごぼうとか、まあ、らっきょうは有名ですけれども、そういった受託作業、ライスセンターの施設の運営、無人ヘリによります水稻などの防除作業をやっておられます。公社直営の農産物栽培では、らっきょうとか、ごぼう、水稻の栽培もやっておられるようであります。

運営につきましては、薩摩川内市と北さつま農協からの会費及び運営補助金で賄われております。金額につきましては、平成24年度実績では、市が負担割合の90%、1,068万8,000円、JAが10%の118万7,000円となっております。24年度の決算状況見ますと、農作業受託事業と研修事業、農地集積事業は全て赤字、育苗事業とライスセンター事業は黒字というふうになっておまして、全体ではこの黒字分が大きいものですから、わずかな黒字と、全体では、そういう状況になっているようであります。

次は、伊佐農業の公社の関係ですが、職員数が10名いらっしゃるということで、農作業の受委託事業、研修事業——研修事業は担い手の農家へ依頼をされておるようであります。農用地利用集積円滑化事業、堆肥センターの運営、ここは、特徴的には堆肥センターの運営というのがあるようです。運営につきましては、伊佐市と北さつま農協から会費及び運営補助金——先ほどの薩摩川内市と一緒に——行われておりますが、金額につきましては、24年度実績では市が負担割合90%、690万3,000円、JAが10%の76万7,000円となっております。

決算の状況を見ますと、やはり堆肥センターの運営というのが相当お金が要るようでありまして、赤字が大きく、全体でも赤字になっているようであります。共通して言えますことは、どちらの農業公社も市からの補助がないとなかなか運営が成り立たないという実情にあるようでございます。

○桑園 憲一議員

今、県内の12公社、そしてまた薩摩川内市、伊佐市の公社の運営状況を説明いただいたわけですが、非常に県内の状況も、私が聞くところによりますと、今、町長のほうから言われたとおり、黒字を出しているのは、ほとんど一、二社の公社ぐらいではないかと、あとはほとんど赤字運営をやっているというような状況ではないかなと思います。設置してあるようなところに電話入れましたけど、ほとんど回答はもらえませんでした。担当がおりません、あるいは電話では回答できませんとか、そういうお断りの電話ばかりです。

県のほうに聞きますと、ほとんどが自治体の支援によって運営が賄われている状況であって、その額を見ますと、相当な、それぞれの団体は持ち出しをやっているようです。そして、中には、自治体によっては、こんな厳しいんだったら、もうやめたほうがいいんじゃないかというような検討もしている団体もあるようです。そういう状況の中で、どこの自治体もこの公社の運営をやっているわけですが、毎年、農業研修の希望者の受け入れをしようということで、人材確保に就農相談会を全国で何回か開いているそうですが、ほとんど希望者は減少傾向であるということも

聞いております。

農業公社の運営というのが、今後、どういう方向に展開するかわかりませんが、本町が考えておる農業公社の設立の趣旨あるいは目的、方向性、こういうところがJAとは十分詰められて今までもきていると思うんですが、北さつま農協の中に、まあ、2市1町あるわけですが、2市がそれぞれ公社を持っております。我が町も公社を設立しようとするれば、2市1町それぞれ一つの北さつま農協の中に3つの公社があるということになるわけですが、そういう必要性があるのか、あるいはそういう点なんかについてを含めて検討がされたものか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

農業公社の設立の研究というのは、先ほど冒頭で申し上げたとおりですね、やはり管内のさつま町内において、農協の組合員だけが農協の取り扱いができて、やはり組合員じゃない方はこういうのができないと、そういう不公平があったもんですから、とにかくそこを公平にやっぱり取り扱う必要があるだろうと、そのためにはこの農業公社の設立以外にないのかなということで進めたわけでありまして。しかし、ことしからそういう農用地の関係については、町でもできるというようなこともありましたので、そこはクリアして、また別途の考え方に立たんといかんのかなと思っております。

今までは、同じJA間の中に伊佐市と薩摩川内市はそれぞれ農業公社があつて、それなりの事業をして担い手の育成等もやっている。そしてさつま町の場合は旧、いわゆる管理センター、その中に農地あっせんとか、あるいは冬場のそういった土壌改良等の散布とか、そういうことが中心で余り三者三様というようなこともありまして、何とか、同じ農協管内の中でも等しくやっぱり農業振興を図るということが、基本的なやっぱり考え方も出てくるのは当然のことであつたと思っております。

それで、この一つは、今の時代、非常に農業について高齢化が一段と進んでいる。農業従事者の65歳以上の方が70%という時代になって、これからの先々の農業の振興を考えると、どうしてもやっぱり大きな課題というのは、担い手の確保というのが喫緊のものになっているわけですので、これについては、担い手支援室もそういう関係から一緒になって詰めてきておりますので、そういったこと等を踏まえて、やはり、今後の農業振興ということにやはり、この基幹産業というのは、私どものまちは農業でありますから、農業の振興を考える、その手だてで担い手の確保をしなければならない、あるいは農地の問題の解決を図らなければならない、そうなりますと、どうしてもやっぱりそういった手だてを講じていく必要があるということで、そういう狙いも一つはあつて、この農業公社の設立というのは必要性というのは、出てきたと思っております。

ただ、その辺をほかのところは行政が90%助成をしています。それだけ農業振興はもうやっぱり町の行政の仕事として大事だという分野があつて、それだけの負担をしていると思っております。今、申し上げたような狙いのもとだと私は思っております。そして、まあ事業が赤字だからとか、採算性がとれなかったり、そういう視点だけで捉えていいのかという問題も大きな農業振興の意味から考えたとき、そういう問題も出てくるかと思っております。

ただ、この辺は先ほどありましたとおり、ある程度、やるとなりますと、採算性のとれるような事業のやっぱり見出しというのは、当然として考えなければならないことでもあります。この辺は、それが見出せるかどうかちゅうことも含めて、今後いろんな角度から調査研究はする必要がありますかと思っておりますども、やはり、ここはお互いに、まあ、農協やら十分話し合い、相互調整というのは必要かと思っております。それで、まだ今のところ、この公社設立の研究は、今までの経過を申し上げましたけれども、今後さらにお互いに協議はしていく必要があるかと思

っております。

そういうことで、このさつま農協管内に2市1町別々に公社を設立する必要はあるのかということでございますが、先ほどの中で組合員以外の方をどうするかという問題がありましたので、今まではこういう形で取り組んできましたけれども、そしてまた、将来的にも本当にこの農業振興という観点からやっぱり考えたときに、どうあるべきかというのは、公社をつくって、やるべきなのか、あるいはもっとほかに方法はないのかちゅうことも含めて、また今後お互いに協議が必要かと思っているところでございます。

○桑園 憲一議員

農業公社そのものですね、さきに薩摩川内市あるいは伊佐市を聞いた中でも、非常に市町村の持ち出し、その負担割合90%、大きいというのは、町長も御存じだと思います。ほかの団体も多分、私が調べた範囲内におきましても、このような似たような、市町村が出資をして運営をやっているという状況であるようです。

昨今の動向を見ますと、いろいろ今まで、現在、推進をいたしておる「人・農地プラン」あるいは、我がまちにおける担い手育成の総合支援協議会、そういうのの活動、あるいは集落営農への活性化策、そしてまた、今、国が今後、小規模農地を集めてまた大規模農業を目指す農家等への貸し出しのための、農地中間管理機構の設置があるようでございますが、そういうところのいろんな関係機関と相互調整した上で、時間はかかってもいいですから、今の我々は、さつま農協に今、農業管理センターですか、で取り組んできている農地集積、こういうのをやっぱり十分検討した上で、公社を設立するかせんかは判断していただきたいと思います。

はっきり言いまして、さっき言いましたが、地方団体においては、財政負担が太かで、もうおかげはやむつというふうなもの県内にあるわけですので、独立採算性のつくような事業を導入してそういう農業公社を設立するというものであれば、何らかの形で生かしていけると私は思いますけど、今の状態を考えますと、県内の状況を考えますと、急いでしゃいも公社をつくらんにやならんのかと、いうようなことも考えます。

先般、農林業に専門的知識を持った農林業振興プロデューサーですか、こういう方も、町長の命で設置をされたわけですので、そういう人なんかを使って、今後、我がまちの農地の荒廃、あるいは遊休農地、そういうものも園芸振興の中で生かされるような指導体制をつくっていただきたいと思います。

次に、国産木材の利用のポイント制度のことなんですが、この制度は予算総額が約410億円と聞いております。予算枠に達した場合には、期限前でもこの事業は終了するというようなことを聞いているわけですが、この件について、ちょっと確認したいんですが、担当課長でもよいですが、間違いはないか答弁をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

農業公社の関係につきましては、今いろいろと考え方をお示しをいただきましたところですが、やはり最終的につくとりますと、やっぱり農家の皆さん方のためになるんだという組織でなければ意味がないと思っております。

行政としましても、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり基幹産業である農業の振興ということの大前提に置いておりますから、そういうことを成し遂げるような公社にしていくと、そのためには、ある程度の財政負担も場合によっては必要な場合もあるわけでありますので、ただ、採算性の問題だけではないという問題も、ある面では考えなければならぬと思っております。

ただ、この点については、先ほど申し上げましたとおり、不採算性部門のあるような事業を取り込んだって、さらに税金の無駄遣いということになりますので、やはりその辺は慎重に、どう

いうものをして、農家にとっても本当よかったなど言えるような事業の取り組みをしていかないとはいかないだろうし、運営的にも、そういうものがなければいけないと思っておりますので、この辺はまた、十分検討をする必要があるかと思っております。

それで、この御意見にありまして、非常に農業の関係というのは過渡期に入っていると思っております。

先ほど申し上げましたとおり、この担い手の確保、あるいは集落営農の法人化とか、いろいろあるわけでございます。

そしてまた、昨年度から始まっております「人・農地プラン」の関係、今ちょうどJAとか県などの関係機関の御協力をいただきまして、全公民館、いわゆる20の公民館に全て「人・農地プラン」をつくっていただく、いわゆる青年農業者の育成をしていく、そういう意味で推進をしてきておりまして、既に17区で策定をされております。今後の地域農業のあり方を含めた見直しをしていくということになっておるところでございます。

そして、こういう中で昨年、政権の交代もありまして、これまでの農政というのが、またいろいろ変わりつつあります。「人・農地プラン」の法制化、そしてまた農地の中間管理機構、いわゆる農地集積のバンクをつくらうという話まで出てきておりまして、その中で担い手の農地集積とかプランとの連動を検討しているということもあります。

そしてまた、ちょうど今TPPの問題、国際的な農業を視野に入れたこういった交渉も大詰めに来るといってございまして。この辺の状況がどうなのかということも、見きわめる必要があるかと思っております。

そのようなことで、今後の担い手の確保とか、農地に係ること、あるいは農業農村をめぐる環境というのが大きく転換をすることが予想されるために、今後の動向を十分見きわめていく必要があると考えております。

したがって、農業公社ことは慎重に検討していくことも必要ではないかということで現段階でのお答えをさせていただきたいと思っております。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

ポイントの申請期限は26年7月31日までとなっておりますが、議員が今言われたように、410億円の予算額に達した場合は終了するというところでございます。

以上です。

○桑園 憲一議員

非常に予算の枠が限られておるようでございますので、まあ、他の県ではですね、このポイント制度を取得して、県が認めた県産材を使って住宅を新築あるいは改築、そうしたところに最大15万円を上乗せして出している自治体もあるようでございます。このような政策は、今、国内の林業は衰退して国産木材の需要が非常に低迷をしている、その中で、何とか国産の木材を使っていたきたいという一つのもとにこういう政策がうまれたんだろうと思っております。

定住対策にもつながるし、あるいは地域経済に対する、いわゆる波及効果というんですかね、これも出てくると思います。

ただ、この施工業者、これは、鹿児島県の木造住宅推進協議会、これに登録した業者でないと、その対象にならないということをお聞きしておりますが、資料によりますと、北薩地区では登録した業者というのは53社あります。ただ、我が町では、2社なんです。非常にこういうところで、何で登録した業者じゃないと、こういうのができないのかですね、県のほうに、担当のほうに電話を入れて確認をしたんですが、明確な回答は返ってきませんでした。

やはり、こういう、せっかく国が予算を組んでこういう制度をつくっているのに、なぜ、市町

村にしっかりした情報を早く流してやらないのか。できれば、町長、町村会あたりでも、こういうような立派な、こういう、国産木材を使った家づくりに対して、こういう制度をわざわざ国がつくったんだから、的確な情報を市町村にも早く出していただきたいというようなことは、町村会あたりでも呼びかけていただきたいと思います。

これは要請になりますけど、そういう状況でございますので、せっかくできた制度が有効活用されねば何なりませんので、ぜひ、これは町村会あたりでもただしていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、4番、桑園憲一議員の質問を終わります。

次は、14番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

初めての経験でございますので、質問の持っていく方もちょっとちぐはぐになるかもわかりませんが、意のあるところをお酌みいただいて答弁をいただきたいというふうに思います。

通告書に従いまして順次質問をさせていただきますが、1番目の地域活動の推進と条件整備については、これは本来ならば2本立てにすべきだったのかなという気もいたしますが、非常に密接な関連を持っておったものですから、1つにまとめさせていただきました。それから、2点目は、これはもう単独の案件ということで、2点ほど順次ただいまから質問をさせていただきます。

町におきまして、まちづくりについての基本的な方針については、私のほうで改めて申し上げるまでもありませんが、町の総合振興計画、過疎地域自立促進計画の中に、行政はもとより町民、公民館、公民会、NPO、企業などあらゆる団体が協働し、公共サービスの領域まで云々と明記をされております。

また一方、地域社会はあくまでも自己決定、自己責任を基本として地域自らが取り組むべきともされており、このことは、町内全地区において策定されました平成23年度から27年度までを計画期間とする地域づくり活性化計画がまさにその裏づけとも言えるものであると思っております。

これまで、行政主導により運営されてきた自治体は、住民の多様化するニーズと価値観の大きな変化に的確に対応するには、おのずと限界が生じ、住民総参加によるまちづくりの方向へと移行しつつしてきているところであります。

このような時代の大きな変革のもと、区公民館、公民会の活動は町政推進の中心的な役割を果たしてきており、その活動いかにによっては、今後の町政のあり方をも左右しかねないと思っております。

もちろん、あくまでも地域における自主的な組織でありますので、活動内容自体も住民意思に基づき、それこそ自己決定、自己責任を基本にさまざまな活動が展開されてきているところでありますが、だからといって、行政とは直接的な関連はないというわけにもいかないと思っております。

そこで、コミュニティー推進の中心ともいべき区公民館、公民会組織は、町行政運営上においてどのように位置づけられ、また、活動自体に対する評価、課題等を含めてですが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

本来ならば、通告、この中で小・中学校の適正化の件についても質問をすべきでございますが、これは2回目のほうの質問に回させていただきますというふうに思います。

次は、2項目めの県外在住者等からの提案制度の創設についてであります。

地方における人口減の大きな要因となっているのが、少子化や若者人口の流出であります。本町から県外等に出郷されている方々は、これはちょっと違うかもしれませんが、近畿、東京等にそれぞれ出郷会が組織をされ活動されておられますが、これら以外についても多くの方々が全国におられるものと予想されます。常にふるさとを思い、ふるさとの発展を望み、期待を抱きつつ関心を寄せていただいているとお聞きいたしております。

地元で暮らしている私どもには、その足元というのはなかなか見えづらいものがありますが、反面、外部からはいろいろな見方、またそれに対する考え方もあるようであります。一部には、将来においてふるさとに帰り、町民として定住される方もあると思います。

そこで、出郷されている方々から郷里に対するさまざまな意見、思い等を提案いただき、町政運営の参考とする考えはないものかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上久保澄雄議員から2項目にわたりますの御質問でございます。お答えをさせていただきます。

まず、地域活動について行政運営上における自治組織の位置づけとその評価、課題等をどのように考えているかということであります。

本町の自治活動につきましては、区公民館及び公民会を組織し、住民の相互扶助や地域活性化の活動にそれぞれ御尽力をいただいているところでございます。あわせて区公民館長には、町のほうからは地区行政推進員として、公民会長には、公民会行政連絡員という形で委嘱をいたしております。

それぞれ、地元のことをつかさどるリーダーとして、また一方では、この行政との橋渡しと申しますか、そういう二面性も持っていただいているところかと思えます。各種の情報、行政上の伝達を町民に広くやっていただきまして、町民の皆様方もいろいろと町政に対する関心と御理解をいただいております、深く感謝を申し上げるところであります。

一方、自治組織におきましては、基本的には任意団体ということになりますが、行政としましては住民福祉の向上や、一定の行政目的を達成していくために密接に連携し、協働して取り組んでいかなければならない重要な組織として考えております、先ほど申し上げましたような町としての位置づけをいたしております。

そのため、さつま町の総合振興計画におけますまちづくりの基本目標の中にも「住民と行政が協働するまち」を掲げまして、分野別の計画の中でも、公民会、公民館運営及び活動の支援と位置づけて推進をしているところであります。

また、行政と地域との連携強化や活力ある地域づくりを目的に、区公民館長連絡協議会を組織していただいております、年6回の定例会を開催される中で、行政情報の周知、あるいはこの取り組みの推進、各種の連絡調整、情報交換などコミュニティー活動の推進を図っているところであります。

自治会組織は、住民に最も近いところにある身近な組織でありますので、地域づくりへの参加、あるいは町民福祉の向上のため、行政と住民が一体となった取り組みを推進するための重要な組織として、今後も必要な支援に努めてまいりたいと思っております。

また、これまでの自治活動に対する評価ということですが、課題といたしましては、全体的な面では高齢化社会におけるさまざまな対策や地域を担う人材の確保などが言われていると

ころであります。本町におきましても自治会組織の役員のなり手がなく、あるいは戸数減により運営費が厳しい、そういった御意見も直接聞くこともございますが、組織の維持存続、あるいは強化といったことが大きな課題だというふうに考えております。

それらの中におきましても、各地区では自ら策定をしまして、先ほどありましたとおり、地域活性化計画に基づきまして、それぞれの地域の特性を生かしましたさまざまな行事、特色あるイベントが開催をされまして、地域の親睦、交流人口の増加も図られるなどして、地域の活性化が展開をされております。

非常にさつま町の場合、こういった地域活動というのが各地区特色のある取り組みが行われておるということは非常にすばらしいことだと私は評価をいたしております。ほかにはないことだと思っております。やはりこの地域のビジョンというのをしっかり捉えながら、それに応じてみんなが一緒になって取り組んでいく、この姿が一番すばらしいことだと思っております。

近年におきましては、先ほどもございましたとおり、こういう高齢化社会の時代に入っておりますので、自治組織の中にも福祉部の設置を進めていくなど、時代の変化に対応した新たな社会システムづくりということにも御協力をいただいております。

組織力の具体例としましては、昨年度もありましたとおり、健康づくり推進の面におきましては、特定受診率の65%達成に向けて大変な御努力をいただきまして、本当成果が上がっております。このような取り組みの状況を踏まえましても、やはり地域が元気があること、やはり町の輝きにつながっていくものと思っております。

それから、2番目の県外在住者等からの提案制度の創設についてでございますが、本町に対する意見、提案等を活用する制度を創設する考えはないかということになっておりますけれども、現在、県外在住者等から意見とか提案を受け入れる手段としましては、町のホームページのサイトへの御意見箱を設けております。町政への意見、提案等をいただいておりますが、建設的な御意見の投稿というのは余りないというのがちょっと残念でございます。

町広報紙においては、ことし8月号から、町民等も含めまして、県外在住者の広報紙の定期購読者という方もいらっしゃいますので、新しく「お便りコーナー」というものを設けまして、広く御意見をいただくことにいたしましたところでございます。

今回、町内外からそれぞれ1件ずつ投稿がございまして9月号にもそれを掲載しております。また、町内外有識者からの意見、提案等情報交換を行う場としまして、まちづくり懇話会、これは平成22年度から2年間6回開催をいたしました。やはり町内だけのことでなくて、町外からさつま町を見たときのいろんな御意見というのが、やはりいろいろあるんじゃないかと思って、そういう機会もつくったところであります。そしてまたいろんな提言もいただきました。大変貴重な提言をいただきましたので、いろんなまちづくりにも反映をいたしているところであります。

そしてまた昨年度は、町外からさつま町に縁あって転勤をされた、赴任をされた方々をお願いをいたしまして、まちづくりフォーラムというものも2回ほど開催をいたしまして、本町に対する印象とか、町の施策に対して多方面にわたりました御意見、御助言をいただいたところでございます。

今後も、町の広報紙、町のホームページ、町政座談会、提案箱といったような広聴活動を進めながら、町民の皆さんを初め、県外在住者の方々の意見、提案を積極的に町政運営に反映させていきたいと思っております。そしてまた、開かれた町政を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、さつま町を出郷されてそれぞれ頑張っておられる方々も多くいらっしゃいます。町としましては、出郷者会の関東さつま会、関西さつま会などとの交流を進めておりまして、観光

夢大使やふるさと納税のお願いも出郷者会の皆様を通じてお願いをしながら情報交換を行っている状況にあります。また、企業訪問等も行っておりますが、その際においても出郷者会の皆さん方の窓口を利用しながらお願いをしているところがございます。出郷者会を起点とする交流は、今後も継続して実施する必要があるかと考えておりますので、そういった機会を捉えて県外の在住者等の皆さん方との意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

なお、広報紙等を活用した県外在住者等の提案や御意見につきましては、町からのお知らせの方法と、いただきます情報の収集につきましては、部内での協議、検討を進めながら早い機会に対応してまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○上久保澄雄議員

議員になりまして初めての一般質問でございまして、要領が余りよくわかっておりませんので、まあ、町長の答弁で全部済んだような気がしてもおるんですが、若干まだ残っておりますので、教育委員会の関係が入っておりますので、進めさせていただきます。

この地域の活性化の関係につきましては、先ほど町長のほうからる答弁をいただきました。現在、これは資料が古いかもしれませんが、現在全町で20の区公民館と138の公民会があるわけですが、本年の4月1日付の高齢化率が平均で34.5%、これが8月1日現在では35.5%と増えております。増加しているようではありますが、実に3人に1人は65歳以上という状況で、最高で50.2%と少子高齢化が急速に進行いたしております。これは肌身を持って感じるところであります。自分の公民会を数えてみても、私ももう中堅どころじゃなくして、高齢者のほうに入りそうな数になっております。

このような状況のもと、各地区におきましては、組織の維持運営面で大変な苦勞をされております。活動内容についても、既定の行事を実施していくのがもう精いっぱいでございます。とても、新たな分野まで取り組むというだけの体力はございません。専ら行政とのパイプ役としての役割がそのウエートを占めているんじゃないかと言っても過言ではありません。

また、このまま少子高齢化が進行していくことによりまして、地域によってはもう現状を維持していくこと自体困難な地域、先ほどちょっと表現があつたんですが、適当かどうかわかりませんが、いわゆる限界集落というところが発生していくことも予想をされます。今後、行政と自治組織が単なる行政の業務委託機関としての関係だけではなくて、お互いがパートナーシップとの関係へと転換を図ることが大事かと思いますが、全町的な観点から現在の制度のあり方を含め、今後、将来を見据えての地域のあり方についての研究、検討をされる考えはないものかお伺いをいたします。

総合振興計画、それから過疎活性化計画の中にも、一部統廃合といったような問題も課題も掲載されておるようであります。こちらのほうの状況はどうなっているのか、今ですね。非常に難しい問題は含んではおるんですが、私の公民会自体も数年前に合併をいたしております。あわせてお伺いをいたします。

なお、教育委員会におきましては、小・中学校の適正化計画見直し案を策定されました。複式学級を持つ学校を対象に全面的な統廃合となるようであります。もちろん、専門的な立場からあらゆる配慮のもとに策定された計画とは思いますが、地域にとりまして学校の存在は、その規模いかにかわからず、地域住民の心のよりどころとして、何事にもつけ、地域活動を行う上で極めて重要な役割を果たしてきております。その火が消えてしまうということになれば、先ほど来申し上げておりますように、町が推奨している自治活動の活性化を推進していく上で大きなマイナスの要因となることは必定でありますと考えております。

議会の学校規模適正化対策調査特別委員会の提言、あるいは各地区から、まあ、各地区ですかね、地区からの要望書、あるいは請願等にいずれも共通した事項としては、教育委員会が保護者や地域住民に対し、十分な説明と理解を得る努力を行うよう提言がいずれもなされております。お話をお伺いしますと、現在進行中であるということでございます。各地域に出向いてそれぞれ説明をされていらっしゃるということをお聞きます。

したがって、これらの内容を十分尊重いただき、私は時間はかかってもいいと思うんですよ。時間はかかっても、子供たちの将来を大きく左右する重要な問題であると思っておりますので、指摘をされている課題に向けての十分な住民への説明と理解を求める方向で取り組みを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

自治組織のこの業務委託機関から、いわゆるパートナーシップの関係にと転換すべきではないかというようなことでございます。御意見にありますように、非常に高齢化とか戸数の減少が進む中でございまして、自治体組織の維持とか運営、非常に厳しい現状がうかがえるところであります。

また、高齢化社会において新たに発生する多様な行政需要に対応するためには、行政だけではなかなか手の届かない面もあるということで、協働のまちづくりを推進していこうということにいたしているところであります。さらに、近年の防災への意識の高まりの中でも安全安心なまちづくりが必要でございまして、これらを含めて今後のまちづくりは自助、共助、公助、さらに今新たに近所という言葉も叫ばれてきているところでございまして、こういった中でお互いに助け合うという新たな社会システム、これが必要かと思っているところでございます。

高度成長期で若者がたくさんいた時代の社会構造、システムがなかなかもう崩れつつある時代に入っておりますので、おっしゃるとおり、やはりこの時代の流れに即した社会システムというのをつくり上げていく必要があるかと思っております。先ほどもありましたとおり、公民会の中に福祉部というものをつくらせてお互いに支え合うそういう社会が必要じゃないかということで提唱もしてきているところでございます。

今後の、まあ、こういったことも含めまして、役場の組織も、役場内で仕事をしていることも当然ですけれども、やはり地域に入っているいろんな住民の皆さん方の考え方、いろんな悩みとか聞くそういう機会が本当、なければいけないというふうに考えております。特に、一番最先端にある行政でありますので、もっと身近にこういうつながりを深めていく必要もあるかなと思うところであります。

そのためにはやはり、先ほどから業務にありますとおり、必要な職員がなければいかんという面もあるかと思っております。行革、行革でどんどん職員数が減っていかざるを得んとですけれども、ある面においては一方ではどんどん高齢化が進んでいく。地域の社会のお互いにパートナーという形をとりながらも、行政の役割分担というのはどこまでやるかということもありますが、必要なところまでは、やはり人的サービスというのはやっていくべきだろうと私は考えておりますので、また次の段階でいろいろと総合的な考察をしてみたいと思うところでございます。

とにかく、今後とも地域一体となって、行政と地域が本当、おっしゃるとおりパートナー的な中で協働社会ができる、そういうことを目指してまいりたいと思うところであります。

○教育長（東 修一君）

小中学校の適正化見直し案の進め方についてでございますけれども、御承知のように平成23年7月に基本計画案を策定し、各区及び単位PTAの皆様に対し説明を行い、さまざまな意

見をあるいは要望等をお聞きしたところであり、また今ございましたように、議会からは本年3月に基本計画案に対する最終報告が出されたところです。

教育委員会では、これまで出された意見、要望や最終報告などを参考にしながら、今回、見直し案を策定したところでございます。

見直し案につきましては、議会全員協議会で議員の皆様には説明をいたしましたが、その後、今ございましたように今のところ区公民館長及び各単位PTA会長及び学校長のそれぞれの代表者への説明を行ったところでございまして、今後、年内に最低1回は説明会が持てるよう日程調整を行い、各区公民館の皆様及びPTA会員等への説明を行っていく予定でございます。

御質問にありますように、学校は地域のよりどころであり、地域コミュニティーに重要な役割を果たしていることは承知しております。また、学校も地域の皆様の御支援を得て活性化していることは理解し、感謝もしております。

一方、学校本来の存在意義を考えますときに、学校は、子供たちの学びの場でございます。子供たちは与えられた環境のもとでしか活動することはできませんし、また、多様な考え方に触れ合う機会も限りがあるわけでありまして、その条件の中で一生懸命活動しているのが現実でございます。そのため、行政として現在のこの地球規模で物を考えなければならない社会情勢等に鑑み、子供たちの教育環境はどうあるべきか、ということを考える必要があります。

町総合振興計画にも記載されておりますけれども、現状の教育環境を維持していくことが真に子供たちのためになるのか、将来を見通した教育環境はいかにあるべきか、御指摘のとおり、子供たちの将来を左右する重要な課題として捉え、教育委員会に課せられた大きな責務の一つとして取り組んでいるところでございます。

県内の状況を見ましても、それぞれ市町村の特性、事情があり、一律には考えられませんが、全県的に見ましても似たような状況の市町村で適正化が図られてきているのも事実でございます。

以上のようなことから、適正化について平成19年度から計画的に取り組んできているところであります。御指摘のように見直し案に対する説明会を始めたばかりでありますけれども、丁寧な説明に努め、地域住民の皆様の御理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

○上久保澄雄議員

質問の、まだ、方法は、どうもうまくいってないようでございまして、御迷惑をおかけしております。

ただいま、学校統廃合の問題にて御答弁いただきました。今、それぞれ各地域に出向いて一生懸命説明をしておられるという状況はもうお伺いしております。このまま、やはり何といたしましても、まあ対象になるのは保護者です。一番の対象になるのは保護者としての考え方ということになるんですが、なかなか、先ほど言いました感情的な問題として、まあ、感情論と言えそうですが、相性と言えれば相性でしょうけど、自分たちが育った学校が自分たちの地域からなくなると、ここのところの切りかえというのは非常に難しいというふうな気がいたします。

当然、子供はもういらっしやらないわけですので、当事者としては現在育てていらっしやる保護者、あるいは今後その統廃合がなされた後に生まれた子供さん方が対象になられるわけですので、当事者はそういう方ですが、やはりそうは言いましても、なかなか学校再編の問題ということになりますと、感情論がやはり地域としては先に立つわけです。どうしてもやはりこの高齢者で、高齢者と言うとあれですね、お年を召した方でその学校で育ってきたと、それがなくなるといことへの哀愁といいますか、やはりそれはどうしてもなくならないと、消えないだろうとは思いますが、まあ、先ほど教育長が申されましたように、やはり大事なものは子供たちですので、

子供たちの将来はどうか、やはりそこが最終的なポイントだろうと私も思っております。

先ほど言いましたこの関係は、それぞれ、この計画を策定されるに当たって、教育長を初め、教育委員会とされましても非常に苦しい決断をせざるを得ない部分があったらだろうというところは十分想像できます。それだけに、それぞれの地域からの地域の特性とやる気を少なくともそぐような手法だけはとられないように、強くこの件については要請をいたしておきます。

先輩の指導をいただきながら質問をいたしております。

続いて地域づくりの関係ですが、これについてはもう町長のほうから答弁をいただきました。総合振興計画それから過疎活性化計画の中には、やはり従来の、当時80戸数程度を目指して統廃合を進めるんだということで、公民会の統合を進めた経緯もございます。

また、確か今の日高町長だったと思うんですが、行政推進、行政連絡員制度というのをつくられたのも町長だったというふうに記憶をいたしております。総務課長時代につくられたと思います。

これで、区の公民館長と公民会長が非常勤の公務員という身分をあわせ持つ立場にあったわけです。財政的な面からは、非常に地域は助かっております。たくさん、たくさんって言ったらあれですね、助成をいただいております。激減補正もこちらのほうもちょっとお願いをしたいと思うんですが、そういう財政的な面からは非常に助かっているんですが、一方、活動面からしますと、この行政に関する業務が非常に多岐にわたっているんですね。これはこの会場で言うべきかどうかわかりませんが、特にJAさんの分もかなりウエートはあるようです。

このことが、役員の選考の時期になるとかなりもめるんです。なかなか役員のなり手が出てこない、結局業務が非常に多岐にわたってくるもんだから、それも一つの要因かなと、まあ、二面性を持っていらっしゃるわけです。ですが、自主的な活動の自治公民会、いわゆる公民会ですね、公民館、公民会、こちらの活動というのはなかなか新しい活動まで踏み込むという余裕がもうないわけです。

既存の現在までやってきた行事をそのまま継承していくというのはもうやっとこさだと、どげんかすりゃ外さんにやいかんと、特に体育行事なんかはもう人間の出てもおらんどなということで、非常に苦勞をされているのが公民会、それから区公民館の現状じゃなかろうかというふうに思っておるところです。

何とかそれは、自分たちで考えんやいかんところですので、行政にどうしなさいというわけでもありませんが、それなりのバックアップを行政としてもやはりしていただく必要があるんじゃないかということ、きょうは質問をさせていただいたところでございます。

私の手持ちは、もう質問としては、きょうはこれ以上はもう持っておりませんので、また次の機会がございましたら、その際にとお思います。

なお、県外在住者等からの提案制度の関係につきましては、これはもう既にそういった制度はあるんだということでございました。要は、これは今度は周知をしていただければというふうに思います。例えば、年間を通じてお盆とか正月とかやはり帰省をされます。その時点で、「こら、おいどんもいろいろ言いたいことはあるんだけどね、聞いてもらえる場はないだろうか」というような話をあちこちで聞くんです。全部が全部、本町に当てはまる話だけではないとは思いますが、やはり現在町外にいらっしゃるいろいろな考えられる点、それと地元にいる我々の考え方と、やはり、うん、こらじゃっどねえというような点も、話をすればあります、確かに。ですから、先ほど言いましたように、そういうふうに意見を取り入れて活用していただきたいということをお申し上げたわけでございます。

今ある制度をもう1回、広報でも結構ですし、広報を出しますと当然家族の方なり、そういう

方には届くはずですので、情報はですね。また町のホームページでも掲載していただければ、いろんな御意見がいただけるんじゃないかというふうに思います。

そこで一つだけ、最後になりますが、やっぱり、提案、意見等をいただいた場合は、よきにしろ、いろんな意見がありますので、一応返礼だけはお願いをしたいと、これだけはですね。何も言ってこんということでは、提案、あるいは意見を述べられた方も、こやいけんなっちゃったろかい、ということになりますので、やっぱり提案、意見等を町のほうに、もし投稿でもされた場合は、理由等を明確にして、返礼をすることは私は大事なことでないだろうかなと、その人にお応えする大事なことでないかなというふうに思いますので、これはひとつ要望をいたしておきます。

以上で、私の質問はもうありません。終わらせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

公民会、公民館運営のこの支援策、活性化対策ですね、これについては引き続き行政とのかかわりというのは密接な関係がございますので、いろいろとまた行政の分野でも、先ほどから出ておりますパートナー的な立場で、一緒になって取り組みをしていきたいと思うところでございます。

公民会の合併につきましても引き続き、助成制度を持っておりまして、そういう地域の対象のところがありましたらいつでも申し出をしていただければ、一緒になって検討をしていきたいと思っております。

できるだけそういう役員の体制もうまく生まれるような形が必要かと思っております。行政の仕事はかなり多くて大変だと思っております。朝夕の放送とか公文書の配布とかいろいろあるかと思っておりますけれども、とにかく皆さん方の御努力によってこの行政の推進が図られてるというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

いろんな支援策等もいろいろと考えております。今までもやってきております。これからも地域担当職員もそれぞれ張りつけをいたしておりますので、いろいろとまた御相談をいただければありがたいと思っております。

それから、広報の関係につきましても、おっしゃるとおり広報紙とかいろんな皆さんが意見を出しやすいような環境は整備をしていきたいと思っております。いただいた御意見等については真摯に回答を申し上げながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、14番、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午後2時40分とします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時38分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、11番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

本日最後の質問者でございますが、町道における今後の管理のあり方ということで、通告をいたしました。

先ほど、東議員のほうから町道の管理についての質問も行われました。地域の実態を調査した上で、重機等の借り上げについては検討し、実施できるものは実施していきたいというような答弁もいただきました。

また、私はほかの観点のほうから質問をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

これまで、住民の皆さんで居住地周辺の町道は、自分たちの生活道として年2ないし3回程度の公民会や集落単位で草払い等の作業を行ってきておりますが、住民の高齢化と若者を初めとする人口減少によりまして、これまでのような草払いなどの作業が困難になってまいりました。集落によっては、高齢者のみのところもございます。町として、これまで作業班による草払いなどの管理を行っていただいておりますが、年を追うごとにその作業路線数が増えてきております。また、道路から2メートルぐらいまでの高さまでは集落で作業できますが、それ以上の作業が危険なために、道路上に覆いかぶさっている竹木等の伐採ができなく、町に対して高所作業車の出動要請が多く、また順番待ちで処理できない箇所も出てきているように判断をしております。町道の管理者として、今後の町道草払い等の管理をどのようにするのか、具体的な対策を図らなければならない時期が来てるように思うわけでございます。今後に対しまして、町長はこのような対策をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員は、町道に一本に絞っての御質問でございます。時間の限り誠意を持ってお答えをさせていただきます。

町道の管理につきましては、路線数が今町道で1,167本、延長にいたしまして773キロということでもありますから、もう九州管内を出て山口県のほうまで行くまでの距離になるかと思えます、それ以遠になるかもわかりませんが、それだけの総延長を持っておりまして、管理についても、まあ、懸命にやっておりますけれども、いろんなまだ課題も残っております。舗装の補修とかあるいは側溝の補修、蓋版敷設、除草、伐採など、まあ、全般的な管理を行ってるところでございますが、昨年度の例で言いますと、道路整備班を設置をしておりますけれども、年間の作業時間の7割近くを近年においてはもう伐採作業に費やしております。道路延長にすれば全延長の3割超えの伐採ということになっているところでございます。

このような状況がありますので、従前はですね、やはり、建設業がやっているような部分もこの作業班で整備を行っていたわけですが、今の現状が非常に、伐採とかそういう需要がふえているというようなことで、できるだけそういったものは建設事業にお任せする。特にまた建設事業も、今日、公共工事というのが年々減ってきておる中でありますので、そういう部分は建設業にお任せして、できるだけそういった道路の維持ができるような形、伐採等を中心にしたほうに振り向けたほうがいいということで行ってきております。今申し上げたようなことで、7割近くはもう伐採作業です。

道路整備班の手の届かない町道につきましては、やはり地域の皆さん方が自分たちの生活道路だという意識のもとで、自主的に年二、三回草払いをしていただいております。本当ありがたいことだと思っております。それだけまた、皆さん方が地域のすばらしい環境づくり、という意識、そしてまたそのことがやはり町の税金もそれだけ使わなくてほかの面に回せるという効率的

な面も出てきてるかと思っております。

このようなことに対しましては、町では21年度から燃料支給制度を創設をいたしまして、道路愛護運動の手助けを行っているところであります。昨年度におけます実績は、138公民会中70公民会がこの燃料支給も受けておられまして、なお一層のこの制度の周知を図っていきたいと思うところです。

現在、人員やこの予算が限られている中で、高齢化が進んでいる地区の優先伐採、そしてまた、あと片づけの処理、維持管理が軽減できるメンテナンスフリーを毎年計画的に予算計上をして、高齢少子化地区の対策、伐採軽減対策等を進めてるところであります。

また、先ほどの東議員からの御意見にもありまして、重機類の借りにつきましては、やはり公民会の実態調査をいたしまして、その必要性というのは十分理解をいたしますので、早い段階で公平な助成ができるような検討を進めてまいります。

できれば、そういった町道につきましても、今の国道、県道、あるいはこの県管理で行っております農道でやっておりますのり面の舗装、ああいうことをしていけば、やっぱりこの伐採の距離が縮まるということも考えられますけれども、長い目でいきますとそういう軽減もあるかと思いますが、今のところまだそこまで至っておらないところであります。全て行政ということになりますと、それなりの、また、経費がかさむということでもありますので、やはり、先ほどもありますとおり、共生、協働の社会、自分たちができるところは自分たちで頑張ってもらって、そういう気持ちを今後も継続していただければありがたいことだと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

ただいま、わかりやすい御答弁をいただいたところでございます。

町道1,167本、延長773キロメートルですか、そのうちの作業班で実施、今の現在の作業班で抜開等ですね、作業等をしていただいているのが70%だというようなことで、作業班ですね、ということでございますが。私はここで具体的に、担当課長でも結構でございますが、お伺いします。先ほど21年度から燃料等の助成等がなされまして、138の公民会の中で70公民会がこれを活用されているということでございますが、これのそれぞれの公民会が、今、そういう、これまでにですね、草払い等の管理をされてきている延長路線というのは、総体で何割ぐらいになっておるものかお伺いしたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、議員から御質問のありました、公民会で実施している、まあ、延長などということですが、その前にですね、先ほど町長が路線数が1,167で773キロと、そのうち約3割、細かく言いますと32.6%、252キロということになります。差し引き、全部ということではありませんが、その大体6割、7割は公民会の共同作業、あるいはいろんな各種団体の伐採が行われているものと考えております。

以上です。

○米丸 文武議員

公民会のほうで6割強ですね、これまでの道路等の管理を実施していただいて、町といたしましても大変ありがたいことですが、住民としましても、自分たちの生活道ですから、当然のこととしてこれまでそういう管理をしてきておって、今もしなければならぬという気持ちはあるんですが、何しろ高齢化とともに、高いところができなかつたり、はしごをかけてできなかつたりとか、刈り払い機を使うことが危険であつたりとかっていう状況にだんだんだんだんできておられて、ほんとに今から先は、それが自分たちでほんとに生活道なんだけどもで

きないというような状況になってきているのは事実でございますので、私が思いますのは、じゃあ、町といたしまして、今後、今の現在の作業班で、じゃあ、どれぐらいまでをできるというふうにお考えなのか、その点についてはどうなのか。それと、これがほんとにこの先だんだんこの割合で進んでいけば、作業班の班数をふやす、あるいは作業員数をふやして対応していくような考えがあるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

まず、今後の作業班で高齢化が進んでできなくなっていく場合に作業班でどれぐらいできるかということでございますが、先ほど申しましたとおり、作業班の体制が今現在3班、1班5名の掛ける3班、15名に、本年度、緊急雇用創出事業を活用しまして、1班5名、今現在4班集体であります。そのうち、実働が、ちょっと細々した数字で申しわけないんですが、実働が去年の例でいきますと244日、そのうち伐採が160日、高所作業が、今おっしゃる一番重要な点が、高所作業の順番待ちということがありますが、高所作業の稼働日数122日、約、伐採の244のうち半分はもう高所作業が出て作業をしてるということでございます。今後高齢化が進み、地域の方々が仮にできなくなるような事態になった場合でも、今からこれが、作業班がもうこれが今現在フル稼働、フル体制であると、だから、先ほど町長も申されましたとおり、どうしても、770キロもあるわけですから、どうしても地域の皆さん方に頼らざるを得ないと。

それと、道路整備員をふやしてという考えをちょっとおっしゃいましたが、例えば道路整備員が、今回、緊急雇用創出事業で5人います。5人増やして、例えば1班5人増えたと、あるいは2班10人増えたと、これはお金に換算しますと、1人当たり約270万、町から支払うお金が270万でございます。計算していただければ、10人ふやせば2,700万ふえると、じゃあ、2,700万ふえて集落が一斉にした場合、それにかなうかということをお考えするととてもかなわないと、そのような意味からもですね、どうしてもやっぱり共生、協働の地域に頼らざるを得ないということになってきます。

今後は、それだけではなくて、過疎高齢化が進行した、議員がおっしゃるところの対策として、高齢化率の高い地区の優先伐採、それから、先ほど東議員もおっしゃった伐採したあとの処理が面倒だということで、連絡があれば事前事後の集掃作業の優先実施、それからり面のコンクリート化のさらなる予算確保、それから集落間で、例えば幹線道路でいきますと、集落と集落の間は人家はないと、そういう所は誰が伐採すつとかということになりまして、そういうところの優先実施、それと一番問題であります道路沿いの樹木の伐採、これにつきましては、厳密に言いますと、個人所有が多いんですよ。個人所有が多いことから、建築限界の範囲を周知させるために毎年町の広報誌の7月号で建築限界の範囲を周知し自己管理をお願いしているということでございます。

ただ、幾らそんなに申しまして、現実的にはどうしてもできない方がいらっしゃる、そういうときには、延長的に770キロのうち約6割程度は地方部でございますので、どうしてもやっぱり交通上支障、危険な、道路管理上危険なところを優先せざるを得ないということがありまして、そちらを優先しながら、そういう過疎高齢化が進んだ公民会に対する施策を少しでも進めているところでございまして、これらを予算にしますと、昨年も同じような質問を岩元議員のほうからされていらっしゃるんですが、それらを改善したということで、前年度にすれば緊急雇用を含めまして約1,000万の増額となっております。

以上でございます。

○米丸 文武議員

予算も伴うことでございますが、町民の生活が交通、まあ、かぶってきたり、いろんな危険な

状態、交通事故をしたり、側溝にかぶって落ちたり、いろんな状況が出てきますよね。これが、要するに、町道の管理者がそういうことのないようにするのが、これはもう当然のことだろうということでございます。

しかし、先ほども言いますように、住民の皆さんは自分たちの生活道だから自分たちで守りたいのは守り、管理をしたいのは管理をして安全に通行したいと思うんだけどもできなくなってきているということは事実なんですよ。でありますから、先ほど課長も今答弁をされておりますけど、予算を伴いますから、優先順位をかけてというようなことで、もちろん優先順位でもしていただかなきゃならないことだと思いますが。

私はこれがまだまだ進んでいくというような、加速する過疎化とそれから高齢化、作業ができなくなる路線がふえてくるのはもう目に見えていると私は思っているものですから、今、もうこの段階で本当にこれから先の見通しをどう立ててそれに対応していくかということをお伺いしたいというふうにして質問をしてるわけでございますので、当然のことながら、これは、何らかの住民の皆さんに協力をほんとにしてもらわなきゃならん、私もそう思ってますし、皆さんにもそのようにお願いをして、私どももおりますけれども、できなくなったところはどうしてもなくなってきますので。

だからそこいらがどれぐらいの今後の管理の中で必要になってくるのかな、ということをお聞きするために今の作業の体制ではどれぐらいまでできるのかなってということをお聞きしたところでございますが、それに対しては今1人当たり270万かかるんだとかってというような話をされておりますけど、そういうようなことを今後どの程度まで高齢化が進んでいって、今のこの管理ができにくくなっている路線の割合がどれぐらいふえていっているんだってということを計算をある程度されれば、もう相当な、やっぱり距離数になってくるよな。そしたらどういふ対策をしようかっていうのを、私は、今考えて、そしてそれに向かった何らかの方法というものをすべきじゃなかろうかというふうにご考慮しておるので質問をしているところでございます。この点について、町長、いかがお考えでございますか。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおりほんと年々高齢化は進行しておりますので、そういった作業のできる方というのが減りつつある、また、残った人が負担を重く感じるということは実態として受けとめております。

したがいまして、今後の対応策としましてどうするかということではありますが、やはり基本的には生活道路ですので、皆さん方に頑張っていただくということはもう変わらないと思うんですけど、その辺の軽減策として、例えば年に2回とか3回やってらっしゃる地域もあるかと思っておりますが、それを例えば1回か、地域の中にも「ああ、私が引き受けてやってもいいよ」という方がですね、恐らく元気な方が1人か2人いらっしゃると思います。そういう方に町からお願いをすれば、その1回分をですね、いろんな方法が出てくるかと思っております。今後そういったところも含めて十分、どういう形でこの道路の景観、安全の保持ができるかということ、さらに、やっぱり研究をする必要はあるかと思っております。先ほど重機の問題も出ましたしですね。

それで、できれば、この各公民会毎の、今やってらっしゃる作業のこの実態調査というのをやっぱりやって、その公民会の本当にこう出てきていらっしゃる皆さん方が何人おって、年齢構成がどうなって、そしてまた距離がどうあって、どんな作業までこうやってらっしゃるのかということ、そして何回やっていらっしゃるのか、その辺の時間的な、労力時間とか、それまで調査をして、ほんとにこの地域は、ここは大変だなあというのがあったら、ある程度の基準をつくり

ながら、その辺の新たな対策というのを講じていく必要があるのかなあと思っております。

今申し上げましたように、いろんな方策というのが考えられるかと思っておりますので、それはまた今後の研究課題とさせていただきますと思います。

○米丸 文武議員

今、町長、答弁いただきましたけれども、ほんとに今後の地域の状況というものを見ながら少しでも早くその方向性を見きわめてそれに対応していくという方法をとらなければ、お金がかかるからということばかりで、ほんなら、町民、どうなんだろうというような考え方、町民の皆さん、感覚を持たれます。そういうようなことのないように、町としてできる限りのことはし、また住民の皆さんに理解し、協力をしていただくところはいただくというようなほうのことで、やっぱりお互いに協力し合って維持をしていくことが一番大切だろうというふうに思いますので、方向性をしっかり出していただいて、それで協力いただきながらそれを守っていくという、同じ町民でございますから、そういう形で進めていけばいいのかなというふうに思うところでございます。

先ほどの課長の答弁では、人件費のことも予算のこともありますから、作業員数等については今のところ考えておられないのかなあという感覚を持ちましたので、ほんとにどうなのかなというふうに感じております。

ただ、私は、この今後管理をしていく上で、まあ言えば、地域には住んでおられないけれども親御さんのところから離れたところに、近隣の町村でも結構ですけれども、子供さん方が住んでおられたら、その日には応援をもらってするぐらいのお願いももう一方ではしていくぐらい、まあ、協力もお願いしていく方向にするとか。また、作業班自体が難しいのであれば、年間その忙しい時期だけでも民間に作業を委託するというふうな方法というものも、これからの検討する一つの材料になるのではないかというふうに思うわけですが、その民間に対する委託等というのに対しては、現在の段階ではお考えでないのかどうかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

道路整備班につきましては、先ほどありましたとおり、今、臨時雇用の中で4班体制ですかね、整備をいたしております。これは、際限なくふやしていくということになりますと、相当なやっぱり人件費がかさむことでありますので、この辺はまた地元との共同作業との兼ね合いというのを考えながら対応していく必要があるかと思っております。そしてまた、民間の方を雇うということになれば、例えば建設作業の皆さん方とか、あるいはシルバーとかいろいろあるわけですが、それをどこまでやるかと、やっぱりその辺のすみ分けを、今ありましたとおり実態調査を踏まえて、本当に難しいところはどの程度存在をして、どこまでやれるかということの実態を把握をしていく必要があるかと思っております。

そうしたときに、全くもう自前で、まあ、3回やっても全くもう自分たちで十分やっていけるよというところは、もし助成をしたとき「何であそこばかり助成をすつとか」とこんなことになりますんで、やはりある程度の公平さというものを保つ必要がありますし、その辺はやっぱり十分検討しないと、行政というのは不公平なことはできませんので、公平を原則としながらいろんなこの実態の面に即したやり方、そしてまた地元のそういった道路環境整備がうまくいって安全な道路管理ができるような形を考える必要があるかと思っておりますので、今後十分検討させていただきますと思います。

○米丸 文武議員

次は、高所作業車の稼働状況について、先ほど課長のほうから年間120日ほどの出勤をしているというようなことでございますが、先ほどの草払い等の関係もございませけれども、要する

に高いところの部分で覆いかぶさってきて、なかなかそれを切ることができないというような状況も来ております。また、台風時期、あるいは大雨の時期にはそれが道路に倒れてきて通行を差しとめていくというような状況も現実に出てきておりますので、この高所作業車につきましては、先ほども当初に申し上げましたけれども、順番待ちであると同時に、特殊車でございますから、高所作業車も町に1台しかないわけでございますので、次から次に借りて自分たちでできるというようなわけでもございませんので。この高所作業車の要請というのが、私は先ほども言いましたけれども、増えてくる可能性があると思うんですが、現段階では年間120日ということですから、まだ稼働できる可能性はあるというふうに思えばよろしいんですか。どうですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

高所作業の稼働がまだ余裕があるんじゃないかというようなことですが、全作業班の実労働日数が約7割、今おっしゃるいろんな伐採ですね。その中で高所作業が122日、約半分と言いましたけれども、高所作業も、皆さんがよく御理解されていない点があるんですが、非常に、セット、いろんな作業に入る前の準備段階、そこに持って行ってセットをしてそれから始めると、その作業範囲はわずか何メートルと、恐らく四、五メートルぐらいしかありません。そして、また次は、その同じ作業の移動をします。そのようなことで、ただ、車の上に乗って切るといふものでないんですね。だから、この244日の実伐採日数のうち、米丸議員がおっしゃるとおり、そういう依頼、あるいは危険箇所の申し込みとかあるいは受け付けとかありまして、そういう箇所に行ってやって最大限がもう122日と、昨年岩本議員がおっしゃったときは、23年が110日なんです。これが50も60も違えばまだ余裕があるということになるんですが、さらに頑張って12日延ばしたというようなことで、今現段階ではもうフル稼働であると認識しております。

○米丸 文武議員

122日でフル稼働だということですが、としますと、要するに、通常の役場の職員の皆さんですか、作業班の皆さんの出勤日数も122日しかないんですか。車はそれ以外は遊んでるんですか。そのところはどなんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

122日というのは、実労働時間の半数はもう高所作業にかかっているんです。高所作業は、御存じだと思うんですけど、道路に半分座れば、前後に交通整備が要ります。それから、落ちた始末も要ります。そういうようなことを積み上げていけば、実際もうこういう日数になって、それを例えば244フルでしなさいとか、それはもうちょっと現実的には無理でございます。

○米丸 文武議員

私どもが素人から考えますと、365日のうちの土曜、日曜、祭日というのがあります。勤務時間があります。それを準備をする延べ人員なのかっていうことは、日数ですから、これに何人かかっておられるのかわかりませんが、仮に前後の交通安全の、まあ言えば案内をする方々1人、上に乗って作業をする人が1人、切って落ちたのをしたりしたら、5人体制でされているのかどうかかわかりません。

しかしながら、要するに、そういう、これだけの高い、確か1,000万円近くしたんじゃないんですか。それぐらいの機械をですよ、使いながら、まして皆さんが、だんだんだんだん覆いかぶさってきてる危険が、場合によっては台風時期、雨の時期には、揺れて崖崩れにつながる可能性もあるわけでございますので、そういう、皆さんが今までははしごをかけてできたのは、できなくなってきてるんで、そういうのも増えてきているという事実なんですよ。このことが事実なんですよ。

だから、やはりそのようなことでまた崖崩れだとかどうとかっていうようなことにならないためにも、やはり要請がある所にはできるだけ対応していただかなければ、私はそういうのがまだまだふえてくるのかなというふうに思うんです。

ですから、やはりこの日数が適当なのかどうか私はちょっとわかりませんが、普通から考えれば少なくとも百七、八十日から200日ぐらいは、天候のかげんもあるでしょうけれども、出れるんじゃないのかなというような気もしないでもないわけですよ。ですから、そこいらのところの取り扱いについて、もうちょっとわかるように御説明していただければいいんですが、今は、課長の答弁の中ではもうこれで精いっぱいだというようなことでございます。

じゃあ、これ以上そういうのが増えたら、どのようにしていこうというふうにお考えなんだろうかなと思ってくるんですよ。その点についてはいかがでしょうかね。それ以上の要望がある箇所にはどのように対応されていく考えですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

これ以上増えた場合ということで、先ほど町長も申されましたけれども、業者委託という方法もありますし、例えば異常気象時の台風とか大雨とか、まあ、そういうときの通行制限を伴うようなところについては、業者さんをお願いしているというようなことがありまして、今後はやっぱり、町長が申されましたように、そういう方向も検討していかざるを得ないと。

ただ、先ほど申しました、何度も申しますように、建築限界という範囲があって、そこは、皆さん、全部公の道路の枝葉だということで認識されていらっしゃるかもしれませんが、個人が大分あると。だから、個人さんにも、できる分については、先ほども言いましたとおり、広報等で周知しておりますので、かねての自己管理を行っていただきたいと考えております。

○米丸 文武議員

広報を私も見ております。何か道路の高さの4メートル以上ですか、以下については町のほうではしますが、それ以上は所有者の方で処理してくださいということでございますが、とにかくこれぐらいですね、まあ言えば不在地主、空き家が増えてきますと、これは誰がそれなら来てやってくれますか。そういう実態はございませんか。皆さん、やっぱりお考えだと、感じておられると思いますよ。連絡しようとしてもしようのないところもあるわけですよ。じゃあ、そこは、管理者がわからないからほっておきましょうで、ほっといていいのか、ほっておけるかどうかということですよ。だから、そういうようなこともですね、今後の対応としてはやっぱり考えていく必要が私はあると思います。

そういうようなことで、皆さん方にこちらのほうでもそういう、また自分でもわかっているんです、したいんです、でも私はできないんですよ、じゃあ、業者をお願いしようと思ったらお金がないんですって言われたらどうします。本当に難しい問題なんですよ。ですから、やはりある程度そういうようなことを、じゃあ、どのように対応していくかということを考えてやはりそれなりの対策をせないかんだらうし。

また、県道、国道もあるわけですから、そういうところはどのような対応をされているのかも参考にしながら、やはりそれなりの方法っていうものを打ち出す必要があるのではないのかなというふうにも思っております。

いろんな形の中で人口が減っていく、若い人が減っていくというようなことは、いろんな面に支障が出てまいります。今まで自分たちでやっていたことができなくなって町がしなければならんということもほんとに大変なことで、財政的にもいろんな問題も負担も増えてくるわけでございます。そのような中で、役場としてもほんとに大変なことではあろうと思いますが、先ほど町長も今後状況に応じて検討していきたいということでございます。できるだけ早い段階で具体的

な方向性というものを出していただいて、住民の皆さんが、少しでも安心して暮らせる環境というものを維持し、道路というものを維持していただければありがたいというふうに思っておりますので、最後に、もう一度町長に御確認をさせていただきまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

いろいろ御意見等を賜りましたので、とにかくそれぞれの地域が住みやすい環境、安全な社会、そういう意味でも大事なことだと受けとめておりますので、できることを調査しながら、お互いにまた、できるところは協力し合っていく社会もつくり上げていく必要もあると思いますので、全て行政ということには難しい面もありますので、共存、共栄の、いわゆるこの共同社会の中でお互いにこのできるところを見出していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、11番、米丸文武議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。
あすは午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。
本日はこれで延会します。御苦労さんでした。

延会時刻 午後3時15分

平成25年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成25年9月12日

平成25年第3回定例会一般質問
平成25年9月12日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(9) 木下 賢治	<p>1 薩摩中央高校の維持振興について</p> <p>(1) 少子化、学級減等の危機が聞こえるが、振興対策協議会等を通じた支援の状況と現状をどう捉えているのか伺う</p> <p>(2) 卒業後は町職員として一、二名は採用するとか、もう一步踏み込んだ支援策は考えられないか</p> <p>2 入学志願者を増やす環境づくりについて</p> <p>(1) 学校現場の充実が不可欠と思うが、人材、教材、備品等の充実の為に県教育委員会に対し教育長としてこれまでの取り組みと新たな考え方がないか伺う</p>
2	(7) 岩元 涼一	<p>1 地域活性化策の検討状況について</p> <p>(1) 町域の均衡ある発展のため、それぞれの地域の主体性を確保しながら、助成制度を創設するとのことであるが、現在までの検討状況について伺う</p> <p>2 竹林整備支援事業について</p> <p>(1) 「さつまたけのこ」の産地形成を図るためには、竹林改良や作業道の整備が必要である。これまでも事業実施による改良が進められてきたが、多くの竹林が手付かずのままである。この資源を活かすためこれまで以上に作業道の整備を促進する考えはないか伺う</p>

平成25年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成25年9月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
企 画 課 長	湯下 吉郎 君	教委総務課長	上野 俊市 君
福 祉 課 長	王子野 建男 君	学校教育課長	藤崎 毅 君
介護保険課長	中村 慎一 君	社会教育課長	岩元 義治 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	農政課長	平田 孝一 君
環 境 課 長	貴島 晃人 君	建設課長	三浦 広幸 君
総務課長	紺屋 一幸 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
財政課長	下市 真義 君	商工観光課長	赤崎 敬一郎 君
消 防 長	高木 卓朗 君	文化課長	橋ノ口 賢二 君
税 務 課 長	松尾 英行 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 2 議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について

第 3 議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について

第 4 議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について

第 5 議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について

第 6 議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）

第 7 議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第2委員会室)	58	さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について
	60	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
	61	さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
	62	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金 19款 繰越金 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
63	平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	
文教経済 (第1委員会室)	59	さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について
	62	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費

【参考】

陳情

○「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関

する陳情について
(文教経済常任委員会)

- 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(文教経済常任委員会)

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1、第2日目に引き続き「一般質問」を行います。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、9番、木下賢治議員の発言を許します。

[木下 賢治議員登壇]

○木下 賢治議員

おはようございます。本日のトップの質問をいただき、町長と教育長に質問をいたします。

通告しておきましたけれども、私たち、さつま町唯一の薩摩中央高校は、来年で創立10周年ということですが、普通科の定数割れ、学級減の危機が聞こえております。現行に更なる行動を起こさなければ、少子化の時代だけに、悪い方向に急進するのではないかと、危惧されてなりません。

町長も、昨日の答弁で非常事態と捉えていらっしゃることを確認しているわけですが、振興対策協議会の会長として、活動支援の現状をどう捉えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

次に、卒業後の就職についてなんですけれども、就職率は近隣の高校とすると高いと聞いてはおりますけれども、ほとんどが町外、県外のようにあります。地元志向が今の子供たちには高いと聞いておりますけれども、町外へ若者が流出していく現状に、残念でならない思いがあります。ありがたいことに日特さんは、毎年数名の採用をいただいておりますが、ほかの町内企業の採用が少な過ぎると思えてなりません。町長も立場上、町内企業の皆さんに採用を要請されているとは思いますが、私も昨年まで、ものづくり振興会に携わっていた関係から、町内の企業の皆さんに話をしてみたわけなんですけれども、言われるには、即戦力にならないとか、仕事を覚えたころにやめられてしまってほんとに困る例が多いとか、それよりも経験者を中途採用したほうが良いというような話を聞いております。

そのようなことが、理由のようなんですけれども、町の職員325名体制の中で、年に一、二名の採用はナンセンスなんだろうかというふうに、思えてなりません。町内の企業にお願いする以上、町としてもそれなりの自助努力も検討していただきたいと思って、質問をしているところでございます。

また、その他、町長が振興対策協議会を通じて、もう一步踏み込んだ中央高校への支援策を考えていらっしゃるものか、伺います。

次に、入学志願者をふやす環境づくりについて、教育長へ質問をいたします。

教育長が、直接関与できる立場でないことは、重々わかっておりますけれども、振興対策協議会の委員として、かねてから提言をいただいているものと思っておりますが、入学対象者を入学したいと思わせるには、学校現場の充実が不可欠だと考えております。

私は、一部の人数ですけれども、保護者等の中学校関係者に中央高校への印象を尋ねてみました。けれども、余りいい答えは返ってきません。大学進学にしてもいまいちではないとか、またこれも、ものづくり振興会での話なんですけれども、工作機械にしても今の現場にマッチして

ないと聞きました。先日私ども、文教経済委員のほうに、中央高校の体育祭の案内がございまして参加をさせていただきました。プログラムの合間を見て、学校内の農場や校舎等を見学してみましたけれども、ちょうど、工学科の実習室も開放して蛍光灯もちゃんとあけていただいて、見てくださいというようなふうにしてございましたので、見学したわけですがけれども、機械そのものも本当に古く、私どもが企業訪問をする際に見る企業内で使用されている機械等は、見当たりませんでした。

当然学校で必要なものは、学校のほうから県教委へ要望をされているとは思いますが、教育長はさつま町のために、さつま町の子供のために、中央高校への人材、教材、備品等の充実を県教委に進言する考えはないか伺って、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。木下賢治議員から薩摩中央高校の維持振興についてということで、御質問をいただいたので、私の分についてお答えをさせていただきます。

まず、薩摩中央高校への振興対策協議会を通じた支援の状況と、現状をどう捉えているかとの質問であります。御承知のとおり、薩摩中央高等学校振興対策協議会については、薩摩中央高等学校の振興発展を図るため、高校振興に関する諸対策や高校教育の充実と普及に関する事項並びに高校と地域との連絡調整などを目的に、合併直後の平成17年7月に設立をしております。

薩摩中央高等学校の振興対策協議会の活動を充実するために、私も就任以来、助成額を平成22年から毎年増額をいたしまして、こういった運営の充実に努めているところでございます。また、町といたしてもこれまで奨学資金の貸与制度をつくりまして、必要とされる人については、経済的負担の軽減を図るなどの便宜を図ってきておるところでありますし、また、通学バスの乗り入れあるいはバイク通学等の安全性を確保するため、学校周辺道路を拡幅しまして、2車線化するなどの環境整備にも努めてきておるところでございます。

御質問にありますように、薩摩中央高等学校への志願者数というのは、年々減少しております。来年の公立中学校卒業予定者の進路希望調査、7月10日に行われておりますが、その結果によりますと、8月9日に県の教育委員会から発表をされております。調査結果につきましては、普通科、現在、2クラス80人の定員に対しまして、1クラスに満たない38人、45%、農業工学・生物生産科、それぞれ40人学級で2クラスということですが、80人定員に対しまして41人、かろうじて1クラスを1名超えたというところで、51%の割合でございます。そしてまた、福祉科においても40人定員に対しまして15人、38%ということで、全体的にも200人定員に対しまして94人、47%と、半数に満たない状況でありまして、非常に、緊急事態と申しましょか、非常事態というような認識をいたしているところであります。

志願者数の減少が毎年続くようでありまして、特にこの普通科につきましては、学級減も避けられないと、危機感を抱いているところでございます。現在、実施しております各地区の町政座談会の中や、この前三校同窓会もございましたけれども、その席上でもこういった現状をお知らせをしながら、地元高校への進学を訴えてきたところでございます。

なお、薩摩中央高等学校振興対策協議会におきましては、これまで著名な講師を招聘いたしましての教育講演会を開きまして、生徒の皆さん方への意欲喚起に努めたり、学校のPRを広く行うということの必要性から、全世帯に協議会だよりを発行しております。そのほか、学校におきましても、横断幕の設置あるいは中学生の一日体験入学も設けられておりますので、こういった

取り組みに対しましては、この協議会のほうからも支援をいたしておるところでございます。

本年度の一日体験入学につきましては、8月2日に実施をされまして町内の中学生を含め101名、うち町内が47名、薩摩川内市から47名、その他のところから7名参加をされております。参加者は薩摩中央高等学校に、何らかの期待、興味を持って参加されたものと思っております。この参加者をいかに呼び込めるかが重要であると思っておりますので、高等学校と連携をいたしまして、継続した情報提供を行い、確保につなげていければと思うところであります。

本年度は特に、進路希望調査の実施、いわゆる中学生への進路希望調査の実施前ではございましたけれども、総会をいたしまして、その中で現状の状況を訴えまして、生徒確保については非常に喫緊の課題であると認識をしていただいたところでございます。新たな取り組みといたしまして、町内の4中学校の保護者向けに対しまして、この薩摩中央高等学校のPRチラシというのを作成をいたしまして、配布をいたしたところでございます。

一方、高等学校におきましても、中学校へ直接出向いていただきまして、生徒、保護者への学校説明会あるいは意見交換、中学校進路指導教諭、学級担任との意見交換、中学校への出前講座の開催など、積極的なPRに努めておられるところでございます。

町といたしましても、このような事情から一昨年に続きまして、7月18日に県の教育委員会高校教育課へ「薩摩中央高等学校の募集定員・学科等の維持に関する要望」につきまして、議長と教育長並びに同窓会長も一緒に赴きまして、拙速な学級減にならないように要望をいたしたところでございます。

とにかく決まってからでは、もう時既に遅いというのがありますので、何とかこの辺の努力が必要かと思っているところでございます。

最終的な願書の提出というのは、来年の2月になっておりますので、それまでの間に高等学校と連携をいたしまして、危機感を持ち、また非常事態であると、余りこう危機をあおってもどうかと思っておりますけれども、実態としてはそのような状況に来ております。先ほど申し上げましたとおり、もう決まってからは遅いというのがありますので、今のうちに、やはり体力のあるうちにしっかりとその辺の対応をしていく必要があるかと、そのような認識のもとに、生徒確保の努力に努めてまいりたいと思うところでございます。

議員各位におかれましても、町内唯一の高等学校でありますので、地域の方々に存続と維持を呼びかけていただければ、幸いに思っております。

次に、町職員として採用するような支援策ということでございますが、気持ちとしては、たくさん若者が地元に残っていただく、これが願望でございます。いろんな役場に限らず、町内のいろんな企業に就職をして、若者が定住をして活気づくまち、そういうことを願っておりますけれども、役場の職員採用につきましては、御承知のとおり、地方公務員法の定めによりまして、競争試験ということになっており、それに合格した者でございます。あくまでも職務遂行能力を持つということが求められておりますので、そういったことにならざるを得ないところでございます。そういうことでございますので、大いに在学中に勉強、努力をしながらその難関を突破してほしいと願っているところでございます。やはり、公務員に限らず、自分が志望する職場あるいは目指す進学校を実現できるような努力というのが、学校全体でも望まれるところであるというふうに考えております。

このようなことでございますが、町内の企業においても、いろいろ採用のお願いも、その都度お願いをいたしておりまして、企業によっては、毎年地元の高校として採用をいただいている企業もあるところでございます。これは、なかなか経済状況のいかん次第でありますので、その辺の見込みを立てた上で採用をしていきたいというような経営者の考えもあるところござい

ますが、今後も引き続き、その辺はお願いをしまいたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

おはようございます。薩摩中央高等学校の入学者数につきましては、少子化の影響もありまして減少している状況にあります。町教委としましても大変憂慮しているところであります。町長からも今ありましたけれども、先月8月に公表されました平成26年度の公立高等学校入学志願状況につきましても、全学科で定員に満たない状況にあり、特に普通科では2学級の定員に対し1学級弱の希望でありますことから、大変危機感を持っているところでございます。

中学校の卒業予定者が、減少している状況でありますけれども、薩摩中央高等学校の入学志願者をふやす環境を整えることは大事であり、教育長としましても薩摩中央高等学校振興対策協議会と一緒に、県教育委員会への要望活動に取り組んできたところであります。

なお、議員からもございましたように、県立学校の人材、教材、備品等のこの管理運営事項につきましても、県立学校長が直接することになっておりますことを、御理解をいただきたいというふうに思います。

町教委の取り組みといたしましては、一つには管内中学校から入学者を増やさないことにはどうにもならないことから、その対策をとっているところであり、2つ目には議員からもございましたように、高校が目に見える実績を上げることが大事であり、特に普通科においては進学実績を上げることが肝要で、そのための方策等を機会あるごとに校長と話をし、裏からの支援をしているところであります。3つ目は当然のことではありますが、薩摩中央高等学校を地域の皆様が我がまちの高校であるという、意識を持つことが必要であると考えております。

このため、今までも取り組んでまいりましたけれども、今後も引き続き、一つには小中学校の管理職研修会で薩摩中央高等学校の実情を説明し、各小中学校の進路指導において、できるだけ地元の高校に児童生徒の興味、関心が向くような指導をお願いし、管理職の指導をしているということ。2つ目は小・中・高連携の研究会を学期ごとに、例えば1学期は小学校、ことしは盈進小でやりましたけれども、2学期は中学校、3学期は高等学校、こういう形で開催し、授業参観、授業研究、生徒指導の現状等について、お互いに学校としての意見を交換し、小中教職員にも薩摩中央高等学校の様子を理解させておくと、これは全ての教職員ではございませんが、進路の関係の教職員に指導をしていると。3つ目は、薩摩中央高校の小中学校への出前授業を充実するように、お互い小中と高校が連携をとって、高校の教育活動を小中学生に大いに宣伝していただく、いわゆる児童生徒への宣伝でございます。こういうことをやっております。

本年度、また新たな取り組みといたしましては、町教委が段取りまして、町内4中学校の校長と高校の校長が一堂に会して、どうしたら、薩摩中央高等学校への生徒の興味・関心が向くか、率直な意見交換を行い、中学校の進学指導の一助としております。

2つ目は薩摩中央高等学校長へ依頼しまして、中学校の行事、例えばPTA総会とか3年学年部会等に校長自らが出席していただいて、薩摩中央高校のよさを、生徒、保護者、職員に直接アピールしていただくようお願いをしておる。このようなことを本年度、特にまた新たに組んだところでございます。

高等学校は、地域の文化の殿堂と考えておまして、義務制の小中学校の意気にも大きく影響いたしますことから、その活性化につきましては、薩摩中央高等学校と連携を図りながら、町教委としましてもさらに努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○木下 賢治議員

最初に、教育長のほうから質問をさせていただきたいと思うんですけども、御答弁ありがとうございました。

それなりに高校への思いを持って、かねてから振興協議会の活動を中心に、取り組まれていることを伺えたわけですけども、私が先ほど言いました、中学校関係者への意見聴取の中で、今の学校の先生方、高校の先生方が悪いということではないんですけども、授業参観をされた方が、中央高校の授業参観をされた方が現状を見て、自分の子供、自分の教え子にあの学校に行きなさいと言えるような状況でなかったという話も実際聞きました。そういう中で、子供たちは選択の権利とか自由を持っておりますので、やはり子供たちの意向を傾けることが、もうどうしても必要なことだろうと思います。

そういう中で教育長は、県教委への在籍の経験もあられる中で、やはりそれなりのパイプもあられることでしょうし、中央高校からの、学校現場からの県教委の要請に対しては、検討していただくように要請というか、そういうことがしていただけるなら、本当にありがたいがなという思いがあって、教育長へこういう質問をしたわけですけども、今後も本当に学校と連携をとって、少しでも町内の子供たちが中央高校への意向を示すような努力をお願いしておきたいと思えます。

町長にですけども、町内の中央高校は先ほど言いましたように、町立の高校ではございませんので、相手があるだけに何らかの手だてを打つにも、ワンクッション置かなければならないし、難しい面もあるかとは思っております。

私の知る農業高校で近年、鹿児島市内など非農家の入学志向が増えてきている現状を聞きました。それは、なぜかと言いますと、やはりマスコミを介した広報だそうです。県の畜産共進会や全国の枝肉共進会への出品で、優秀な成績を修めた報道とか、生徒による新聞の広場欄への投稿、また家畜の解体実習等で命を考える授業のテレビ報道とか、学校と地域の密着活動等で学校を知り、そうしたことが選考理由のようであります。

中央高校もアンテナショップや花のプランターの提供、交通安全のキャンペーンとか、先日も夏祭りがございましたけれども、先生方を含め多くの高校関係者も参加しているのを見たときに、本当にありがたいし、うれしかったです。私も以前、いちご栽培するときに、農業高校時代でしたけれども、学校と連携して成長点培養によるフリー苗の育成について、JAと一体となって取り組んできた、そういう経験もあります。そうした地域と密着した活動等が、やはり報道により入学対象者へ知らせることが、ほんとにアピールとなり、そういう意向を促すきっかけになるのではないかと思います。町長も町のイベント等に、当然学校と連携をしなければならないわけですけども、町のイベントに積極的に関与して、そういう報道の機会をつくるということも、考えていただきたいというふうに思いますけれども、その点について町長の考えをお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

薩摩中央高等学校につきましては、普通校と職業専門校が、農業高校が一緒になって、選択の幅も生徒の皆さん方にとってはいろいろ多様化しておりますので、そういう機会もあるし、そういった選択をしながら、一つの夢に向かって、就職とかあるいは進学の実現を高めていくという機会になる、特色のある学校だということでスタートしているわけでありまして、それらをもっともっとやっぱり高めていくことは、非常に大事なことであるかと思っております。

そしてまた、今のこの薩摩中央高等学校については、今、議員おっしゃったとおり、非常に地

域との密着性はある学校でございまして、学校としましても日ごろから地域と一体化し、地域とともに発展する学校と、こういうことを目指されているわけでありますので、今おっしゃったとおり、町のいろんなイベント等についても生徒の皆さん方が積極的に参加をして、やはりよく頑張ってるなということをお互いにもPRすることが、非常に大事かと思っているところで、今回も夏祭りには、薩摩中央高校の生徒の皆さん方がいろんなところに出でいただいております。

例えばニコニコ動画についても、高等学校の生徒が、そういう呼びかけをして、ここに誘致をしてもらったということで、これは全国3,300万人の会員の方がいらっしゃるということで、ほとんどが10代、20代、30代の方らしいですが、当日も、おかげさまで夏祭りを盛り上げていただいて、相当な若い人たちが町外から集まっていたところでした。また、夜のいろんな催しについても、この生徒の皆さん方が参加をされております。そういうことでもありますので、そういう面では、地域密着の本当にすばらしい取り組みだなというふうに、感謝もいたしているところでもあります。

そのほかにも、さつまフェスタとか、いろんな催しもありますので、できるだけ地元の生徒の皆さん方は、そういう機会に、時間的な余裕がある、あるいは研修の意味合いとかいろいろあると思いますが、そういう機会があったら、また学校とも十分連携をしながら、進めてまいりたいと思うところがございます。

各地区で行われておりますいろいろなイベントについては、既に学生の皆さん方が小学生から中学生あるいは高校生もだと思っておりますが、いろんなガイド役を務めたり、やっていたりするので、ほんとすばらしいことだと思っているところで、これからはほんとに、この特色のある学校として、やはり対外的に認知をされる、存在感ということを認知をされる。このことが大事かと思っております。

かつては、野球部が決勝戦まで行って、相当な公立高校であれだけ行ったというのは例のないことでもあります。そういう面でも非常にPRになったと思っております。それだけいろんな場面で活躍をして、また地元高校として、一体となって推進をしていく必要があると思っておりますので、そのような気持ちで取り組みをしていきたいと思っております。

○教育長（東 修一君）

先ほど高校生の授業の状況等の話もございましたが、少ない中でも大半は管内の学校からの卒業生が入っているわけでございますので、中学校でも送り出したならそれまでじゃなくて、やはり問題、問題と言ってしまうのが悪いですが、気になったような子供たちについては、高校の状況はどうなのかというようなことで、職員間の連絡も取るような形で、連絡をするように現在もしておりますが、今後もまたそれを強めていこうと、いわゆるフォローを。小学校は中学校に送れば終わりじゃなくて、小中の連携、中高の連携ですね。こういうことを深くするようにやっていきたいということ。

もう一つは、これは管内の義務制の子供たちにも言ってるわけですが、子供たちは学校の動く広告塔であると。やはり生徒の服装とか、そういう、挨拶とか、そういうものが学校の評価を決めるんだというようなことで、義務制の学校にも言っておりますし、私の管内の学校にも言っておりますが、高等学校の校長にも、そのようなことをお願いをして、ぜひ指導をお願いしたいと。

それから、いろんなことが私のところにも電話が参りますので、すぐ高校と連絡をとりまして現場に行っていたりとか。例えば、この前、今、屋地の中央のまちでまちなか美術館を開催しているわけですが、あそこが冷房がきいてる関係で、高校生が来てたむろしているというようなこと等もありましたので、すぐ連絡をとりまして薩摩中央の生徒であるかどうかはわから

ないんですが、一応行ってみてくれということで、すぐ教頭、生徒指導主任が行って、管理人とも話をし、メガネのギルドの管理人の方とも話をしていただいたようなふうにして、そういう形で、とにかく生徒は動く広告塔なんだということで、指導をお願いをしているということでもあります。

それから、私も県のほうにはお世話になっておりましたけれども、もう退職をしておりますので特段のことはできませんけれども、できる限りで、出張をした際等に関係課に挨拶をして回って相談はしている、というのが実情でございます。

以上でございます。

○木下 賢治議員

次に、学校の活性化という点で、部活の活性化も重要と考えております。先ほど町長のほうからもございましたように、野球部の活躍は本当に町民を沸かせましたし、ほんとに元気づけた一例でもあります。

一般の広報にもございましたけれども、インター杯出場の坂井君を激励、町長が激励する場面が掲載してございましたが、ことしも九州の水泳大会に7名参加しておりますし、やっぱし、できれば、そういう結果を出した人に、九州大会とか全国大会対象者には、それなりの町としての激励なりがあるわけなんですけれども、結果を出してない、頑張っている部活にも、何か支援ができないものかというふうに考えてなりません。

もう、でき上がったところはいいとは言いませんけれども、やはり育つ間に肥料やら栄養が必要なんですので、やはりそういうとにかく一生懸命頑張っている部活に、何らかのまちとしての支援が欲しいな、してもらえないかなという思いがございまして。歴史ある水泳あるいは吹奏楽部に対しても、花を咲かせていただきたいなという思いがあつてなりません。

今月の指宿市の補正予算で見たんですけれども、9月補正で71万円余りを山川高校へ支援されるようでございます。内容は、生徒を九州の農業先進地に派遣したり、市内の農家との交流事業、また生徒による校内活動の情報誌を発行して、それを市内あるいは鹿児島市内の中学校に配布するという事業のようで、それを指宿市が支援するような手だてのようでございますけれども、私も、まちとして何かそういう財政的な支援の中で、できないかと考えましたところ、現在、寮もあるわけなんですけれど、19名の入寮者だそうでございます。26名収容できるそうなんですけれども19名ということで、寮費は月3万9,000円だそうなんですけれども、町外の方が入られているようですが、その寮費の町外からの入寮者に対して、寮費の、少なくともいいですので、一部助成等は考えられないものか。そういう支援があれば、町外からの子供たちの呼び込みというのにも促されるんじゃないかというふうを感じるわけなんですけれども、町長のお考え、その点についての考えをお願いします。

○町長（日高 政勝君）

今、高等学校の支援については、具体的に何らかのアピールをしたほうがいいのかなということで、この前の振興対策協議会の中で、私のほうからこういう考え方を持ってますけどということで、お知らせをしておるんですが、例えば、今まで出ましたとおり高校振興対策協議会という、せつかくの関係の機関が集まったそういう組織もありますので、そういったことを通じて、そういった活動に対する、生徒さんが頑張っている、そういうことに対しては支援が、何らかの検討が必要かなとは思っているところであります。

この前も、ウエイトリフティングで初めてそういった専門の先生がいらっしゃって、非常に興味を持った生徒が高校総体まで、九州大会まで行って、そのときも、県代表ということだったんですから、激励に行って、あるいは激励の品も贈呈をさせていただきましたけれども、そうい

う形でいろいろやっておるんですが、具体的にこれだけもう生徒数が減少するということになる、何らかの手を、やっぱり町としても地元高校という形で、支援が必要かなと思っております。

今、奨学資金の貸与制度はありますけれども、それだけではなくて、たとえば今ありましたとおり、この遠距離から薩摩中央高校にいらっしゃる生徒のために寮がございます。紫雲寮でありますけれども、定員が男子が16名、女子が10名ということで、26名定員であります。寮費がおっしゃるとおり3万9,500円ですけれども、この辺の町外から、例えば野球にしろ、ほかの目的もあるかと思いますが、そういう人たちがせっかく来ていただくためには、やはり親御さんたちの負担というのは大変だろうと思えますから、授業料は今は免除というふうになっていきますけれども、その辺の支援ができて、町外からのそういった生徒確保の一助になればなあというふうに、そういうことも振興対策協議会の中に申したところであります。

それから、通学費が、町外からどの程度の通学費を払っていらっしゃるかはわかりませんが、通学費の支援をこうしたらちょっとまた親御さんたちへの負担が減って、生徒数が集まるのかな。そういう経済的な負担に対する支援というのはできないかなとか、あるいはこういう専門校の科目がありますので、通常の資格は何ですけど、就職を目指すとなると、いいところに就職をするとなると、資格取得というのがやはり必要かと思っております。それで、相当レベルの高い資格取得に頑張った生徒については、何らかの、資格取得のための試験の費用とか、その辺の助成もできないかなとか。そういったことを私のほうから提案もしてみたところであります。この辺もまだ具体的にということはありませんけれども、今後こういう厳しい状況になると、その辺の支援策も具体化していく必要があるのかなと思っておりますので、今後研究をさせていただきたいと思っております。

今、非常に絶対数そのものが減っていく中で、学区が北薩学区に変わって、この前も申し上げましたけれども、普通高校の場合が川内、出水があります。そういう進学率の高いところに流れていくというのは、もうやむを得ないところがありますけれども、そういうことや、またお隣の大口高校なんかが、ちょっと少ない小規模だということで、ほかのところから、学区外からもいいですよということで、今度また規則も改正になったようですけれども、そういうことで非常に環境的には厳しいところがあるんですが、何らかの手を打っていかないと、非常に将来的に大変だなというのがありますので、この辺は十分真剣に取り組みをさせていただきたいと思うところであります。

○木下 賢治議員

さすが、町長もそれなりに振興会長として考えていらっしゃることが伺えて大変安心するわけですけれども。もう一点の提言なんですけれども、先ほどの説明でもございましたように、福祉科においては、ほんとに入学者が少ないようでございます。近年、福祉に関しましては、そういう介護職員の報酬というものが、仕事に対しての報酬というものが、ほんとに厳しいんではないかというようなことで、若い人たちもそういう福祉への意向がそぐわれているようなふうに聞きますし、そういうのを実際感じているわけですけれども、例えば福祉科を卒業して、町内の施設で働き町内で住んだ場合には、やはりそういう介護報酬が厳しいということですので、報酬支援というようなことも加えて、検討していただけたらというふうに思うわけですけれども、昨日から町の財政健全化の話が飛び交っている中で、ほんとにこういうのは町の財政出動に関する要望等は、言いにくい提言であるわけですけれども、やはり中央高校はまちのシンボルでもありますし、やはり高校を守るということは、私たちのまちにとっても使命であるというふうに考えておりますので、そのための投資は許されていいんじゃないかなというふうにも感じられてなりません。

近年は私立の高校への志向も高まっておりますし、説明がございましたように、ほかの学区の枠が広がった感じで、選択肢も広がっているような中で、そういう現況でありますけれども、先ほどから申しておりますように、薩摩中央高校がほんとに充実すれば、子供たちは近い学校でもありますし、保護者にとっても経済的な負担にしても、やはり町内の学校に進学してくれることが一番ありがたいことだし、要するに、子供たちが行きたいという、そういう思えるような学校にさせていただくために、私どもは、町民は、町はそういう、介しての支援ということにしか力は注げないわけですが、何とかしてそういう盛り上がりをつくって、薩摩中央高校を町民と一緒に盛上げていきたいという思いがあって、こういう質問をしたわけでございます。

ぜひ、町長のそういう積極的な考え方は伺いましたので、今後の英断を期待して、質問はもう終わりたいと思っておりますけれども、思いが伝わっていただければ大変ありがたいと思っております。

教育長、町長、それなりに締めとして今後の抱負的なものでもいいですので、ございましたらお願いして、終わります。

○町長（日高 政勝君）

薩摩中央高等学校、まあ統合になって八、九年ですかね、そういう時期を迎え、来年はまた10周年という節目の年を迎えるわけでありまして。前身からいきますと、やはりこの100年を超えるような非常に歴史、伝統のある学校でありますし、ここで何とかやっぱり維持を図っていくということは、本当、地元の唯一の高校として、何らかの一緒になって取り組みをしていかないと、これから子供さんたちが地元高校に行きたい、こういう学校を出て農業をしたい、あるいはこういう福祉の仕事をしたい、それがかなわないとなるとこれは大変なことですので、何とか町民挙げて、やっぱり取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、先ほどから申し上げますとおり、いろんな手だてを一緒になって考えていきたいと思っております。

福祉科についても本当は、今これから高齢化が進んで、ますます福祉需要というのは高まっていく中で、就職率は100%ですが、なかなか定員割れをしていくという実態を見ると、需要としては大きいんですけど、やっぱり待遇面というのが、労働に対しての待遇面というのがそぐわない、そういう面があつてのことかなと考えておりますけれども、これについてもこの辺のところは報酬を何とか見直しをしたいという考えもあるようですが、もっともこの辺の配慮があれば、就職率はまだまだ伸びてくるのかなと、また希望も出てくるのかなと思っております。いろいろとまた考えさせていただきたいと思っております。

○教育長（東 修一君）

私の一番の願いは、さつま町で生まれた子供はさつま町で育てると。特異な才能を持つ子は別にしまして、小学校、中学校、高校と、いわゆる地産地育といいましょうか、高等学校まで何とか、大きな人材が育たないかということで、今、一生懸命、小中学校でも頑張っているところでございます。

まあ一つ気になりますのが、やはり親の意識が、どうしても子供に一生懸命進路指導で働きかけましても、親が向こうがいいとか、そういうのに左右されるのが、これがもう子供たちでございます。

それで、やはり我がまちの学校であるという町民の皆さんの意識、これを高めながら、また私は私のできる範囲の小中学校で進路指導を充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、9番、木下賢治議員の一般質問を終わります。

次は、7番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告に従いまして、2項目について質問をいたします。

初めに、地域活性化の検討状況についてであります。

町長は、所信表明の中で、町域の均衡ある発展のための周辺部における活性化対策について、地域の主体性を確保しながら、話し合い活動、小規模住宅造成、空き家購入や改修等の周辺整備対策を検討していく。また地域経済活性化のための住宅リフォーム助成制度について、本町の実情に即した内容で早い機会に創設したいと表明されています。

これまでも定住対策については、さまざまな議論や検討がなされ、議会としても施策を提言してきたところでありますが、町長も町政座談会や町内のさまざまな会合、あるいは個別の意見検討会などに参加され、町民の思いを直接聞かれる中で、施策の必要性を感じておられるのではないのでしょうか。

今回、町長が所信で表明された政策については大いに期待するところでありますが、できるだけ早い時期での施策実施が望まれます。財源の問題や条例、施行規則の策定など細部について規定しなければならないことがあることは理解しますが、実施時期が先になれば、その施策の助成対象として該当しなくなる事案が発生することも考えられます。

その中で、住宅リフォーム支援事業については、他の活性化策と区別して早く創設したいことから、今回、平成28年3月31日までの期限つき施策として取り組む意欲を示されましたが、その他の施策として言及しておられる周辺部における地域活性化策について、現在までの検討状況及び実施時期をいつごろと考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、竹林整備支援事業についてであります。

本町は広大な竹林を有していることから、青果用としての早掘りたけのこや加工用たけのこの生産が盛んに行われており、輸入品の産地偽装問題が発覚してからは、加工用の国内産たけのこの需要が高まっているところであります。

また、竹チップ工場が誘致、創業されたことにより、これまで切り捨てられていた間伐竹が資源として販売できるようになったことから、その支援策の一環として町単で実施されている買い取り上乘せ支援策についても評価すると同時に、たけのこについては、今後も生産拡大が期待できる品目に成長するのではと感じているところであります。

しかし、そのためにはたけのこの搬出や竹林改良及び伐竹などの搬出に欠かせない作業道の整備が不可欠であります。これまでも県の特用林産物総合対策事業の導入とあわせて、竹林整備支援事業による竹林改良や作業道の整備を支援されておりますが、作業効率の向上や生産面積の集約化を図るためには、さらなる林内作業道の整備が必要ではないかと思うところであります。

「さつまたけのこ」の一大産地づくりに意欲を燃やしておられる町長の考えをお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から2項目にわたりましての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1問目の地域活性化策の検討状況ということで、町域の均衡ある発展のための助成制度の創設に係る検討状況についての質問でございます。

合併をいたしまして、若者が利便性の高い中心市街部のほうに集中をして、周辺部に活気が失われて寂れるとの声をよくお聞きするところでございます。

そこで、町域の均衡ある発展のため、周辺地域を含めた地域活性化策、特にこれまで人口減対策についての議論も出されているところでございます。こういったことを含めまして、企画課を窓口にし、関係課による検討を指示をしております。

検討の基本的なことにつきましては、まず周辺地域の範囲というのをどう定義づけるか。この辺の定義づけについて、まず検討をいたしております。

次に、具体策となります、例えばきのうもありましたけれども、所得制限のない住宅及びミニ団地の造成など、周辺地域の建設の必要性、それと地域振興策並びに周辺地域活性化対策事業、こういったことについて検討を進めてきております。

特に周辺地域の定義の関係につきましては、例えば、高齢化率や若年者の比率等をもとに地域分けを行って、町内を3地域に分けるなどの検討も行ってきたところございますが、なかなかそれぞれの地域で実情が異なるということもございます。一概に高齢化率が高く若者の比率が低いから周辺地域かと、そういう考え方でもないとか。あるいは高齢化率が低くて若年者の比率が高いから中心地域であると、そう言いたいところもあるというようなこともあって、また、周辺地域と中心地域が混在する状況もあるということもございまして、定義づけというか、そしてまた一方、公平性という考え方から見ますと、なかなか難しい、大変苦勞の多いところもございまして、時間を要しておるところであります。結論的には役場を基点といたしまして一定距離を基準に区公民館も単位として、町内の地域分けを中心地域と周辺地域の2地域に分ける方向で整理を進めているところであります。

また、政策内容につきましては、定住に対する支援策に絞り込みまして、町外からの転入者、もう一つは中心地域から周辺地域へ、ふるさとに帰るといふ方の転居者を対象に住宅の新築または購入、そして先ほども申し上げました住宅のリフォーム、こういうものに対しての支援、それと町内施行業者の活用というのを基本に置きながら、その中でもどうしても町外でなければということも若い人はあるようでありまして、町内施行業者をやっぱり活用された場合は優遇をするということ。

そしてまた、少子化対策の一環がありますので、当然若者が周辺部に住んでいただくということの策としまして、誘導策になるかと思っておりますが、子育ての世代については加算をする。

そしてまた、今の木材利用の関係が、いろんな昨日もポイント制とかいろいろ出ましたとおりの、地元木材の利用をしてもらう。やはり山の活性化につながるというようなこともございますので、そういった場合は加算をするとそういったこと等についても整理を進めているところであります。

助成内容の細部につきましては、まだ調整とか、この財源の関係はどうするかということも検討が必要であります。大体、年額幾らぐらいを見込むかということの設定も必要かと思っておりますので、年内に最終的な詰めを終えまして、来年度の一つの目玉事業として当初予算に計上できるように準備を進めてまいりたいと考えております。固まり次第、事前に議会へも報告をしていろいろと御意見もいただきたいと思っております。

昨日もちょっと定住関係のところ、人口の歯どめ策として質問をいただきました。思い切って町単独の収入制限のない住宅をつくったらどうかというお話もいただきました。これらも一つの有効な方策と考えられるところでございますが、行政として、一方では町内の民間アパートをつくれる方とか、そういう民業との兼ね合いというのは当然出てまいりますので、公のそういった官がそこまでやるべきかということは当然出てくるかと思っておりますので、その辺のところも十分考慮に入れた上で取り組む必要はあるかと思っております。

もう一つの竹林整備支援事業についてであります。さつま町は竹の産地ということで、もう以前からありますけれども、今でも早掘りのたけのこ、いわゆる「さつまたけのこ」として日本

一の早いたけのこととして有名でありますけれども、何とかこの辺のところ、竹のまちとしてのイメージアップ、第2ステージをつくり上げていきたいと、そういう思いで、この竹林整備、もう高齢化が進んでなかなか荒廃竹林も多くなっているところではありますが、この「さつまたけのこ」の産地形成をやっぱりやっていきたいというようなことで、一大産地づくりをしましょうという提唱をいたしております。

本町の森林面積については、町面積の約65%、約1万9,869ヘクタールございます。森林面積の約5%に当たります約1,014ヘクタールが孟宗竹林であります。このうち、たけのこ専用林として計上されておりますのが約119ヘクタールということでございます。非常に広大な森林面積でございますので、やはり地域資源を生かすという意味合いからも、現在整備中の2路線を含む54本の林道あるいは森林作業道等の路網整備、また過去5年間で約1万1,000メートル以上の竹林作業道の開設を含む竹林整備を進めてきておるところであります。

今回の私のマニフェストにもこの「さつまたけのこ」の一大産地形成をつくるということで、今申し上げましたとおりであります。竹林改良とこの作業道を例えばセット的に整備促進をして、いわゆる農家所得の向上とかあるいは産地形成、そういうものをしていきたいという考え方に立っております。今回の9月補正でも町単独の竹林整備事業の支援事業を計上いたしましたところでもあります。県の事業とあわせまして、今回、竹林改良、竹林作業道の開設ということで、700万円を超えるような予算規模で進める考えでいるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

今回、住宅リフォーム支援事業につきましては、早期に始めたいということで、今回の予算にも提案されているというところでございますが、所信で表明されました他の施策については現在検討中であると、それはもうなるだけ早くと私も申し上げましたけれども、いろいろ基準とかそういうものを考えれば、そう単純にできるものではないということは私も理解します。それに取り組む意欲があるかどうかですね、それはもう所信で表明されておりますので、実際されるだろうということはわかっておりますけれども、12月、1月ごろまでにそういうのを策定して、そして当初に計上したいという、実際そういうことも話されましたので、それが施策として動き出していくという確信を得たところでもありますので、その点については理解します。

なるだけ、また早くやっていただくように、定住対策については課題であるということはもうこれまで議会でもやっておりますし、いろいろなところでも出ておりますので、そういうところを町長も理解されて、今回施策として出すということになったんだろうとは思いますが。

これについては、住宅リフォームについては説明があったんですが、これについても町税等を滞納しないこと、これが条件であるという形で入っておるようでございます。これについて、今回、12月、1月ごろまでに策定したいと考えておられる施策、その全てに関して、例えば滞納そういうものがあつた場合には対象としないと、そういう厳格な態勢で臨まれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今回、9月補正の中でこの住宅リフォーム制度についての予算約1,000万円、計上いたしております。それだけ細かな基準を定めておりますが、今回、ただいま御説明申し上げました周辺地域の整備の中でも、リフォーム分というのは当然掲げておりますので、これについてはいろいろ条件的にも要件と申しますか、じゃればやっぱり周辺部にお帰りになったら必ず公民会に入ってくださいと、そうしないと地域の活性化というのはなっていかなと思っておりますので、そういうことを条件に、要件にしたいと思っておりますし、やはり、もちろん基本的なことですけど、助

成金を出す以上は税金もちゃんとやっぱり100%完納していただいている、そういうことはもう基本的なことだと思っております。そういうことがないと対象にはしませんということであり、周辺部の方と一般的な住宅リフォームどっちも入っておりますが、やはりそこは住み分けをやっぱりしていかにかい、まあ二重ということはないと思っております。

○岩元 涼一議員

その滞納者については、当然対象とならないというのはいろんな施策でしょうけれども、いろんな施策において申請者本人は当然ですけれども、いろいろと空き家対策というか、そういうものに対しても購入する事業が出てくるかどうかはわかりませんが、そういうものもあるだろうし、それから宅地造成、そういうのをしようとするときに購入して、じゃあやりましょうというようなものまで対象にするとなれば、今度はそこまで申請者だけじゃなくて、それに伴う土地、建物、そういうものに対しても、例えば滞納が発生しているとか、そういうのがあれば対象にしませんよとか、そこまで踏み込んでいかれるのか、それとこの住宅リフォームもですけども、例えば業者、そういうところまで含めて、滞納されてない業者とかそこまで厳格に考えていくのかどうか、そこら辺についてはいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

住宅リフォームにつきましては、当然、今、空き家がかなり増えてきております。国のほうもこれは固定資産税を免除しようとか、例えば解体したら土地の固定資産税が上がってくるんです。それについては免除しますとかいうような検討も自民党のほうではされておりますが、今後、この空き家に対してはいろんな施策が出てくるかと思っております。町のほうとしては景観上、防犯上あるいは防災上、そういう観点から解体については助成の措置を単独でいたしまして、今回の補正でもさらに600万円ですか、追加をいたしておりますけれども、非常にそういう意味では有効効果が出てきているのかなと思っております。

それで、今回の場合も、やはり住宅空き家を購入して、リフォームをしてそこに住むということは当然対象にしていきたいと思っております。空き家活用というのは、新築の場合と違って経費も少なく済むだろうし、いろいろせつかくの資産を活用するという面もありますので、できたらそういうことも対象にしていきたいと。

それで、業者の皆さん方も当然として、町内の業者あるいはこの対外的にもどうしても若い人は住宅メーカーを使われるところもありますので、それはだめですよというわけもいかないと思っておりますので、せつかくやっぱり周辺部にお住まいになるということになれば、それらについては、町内業者の場合とは、若干差をつけないといかんのかなと思っております。

当然として、基本的には町税を完納していただく。これはもう当然のことだと思っております。いわゆる対象者であろうと、いわゆる地主さんであろうと、その本人さんであろうと全て、これはもう滞納がないということは原則にしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

当然、それが本筋であろうと思うところであります。もし、そういうの事例が発生しないように、厳格に審査をされて運用していただきたいというふう思うところがございます。

この住宅リフォームにつきましては、委員会とかそういうところもありますので、そういうところでまた審議を、審査をしたいと思っております。

それと、町長がおっしゃるこのリフォーム事業については町内業者を優先して、地元にも及ぼす経済的な波及効果が大変大きいと、いろんな附帯業者もあられるということで、町長もそう申されたと思うんですが、業者によりましては町外から来られる業者もですけども、町内業者にしましてもチームを組んでされてるところは町外の業者が附帯業者であったり、町長が思うように、

地元を経済的効果が及ばないという例も十分考えられますので、地元業者として採用されるのであれば、なるだけ地元の資材業者というか、そういうところを使ってくださいというような指導といたしますか、そういうところまでして、せっかくの町長が思いを込めてやられる施策ですので、地元にも少しでも経済効果が及ぼすように、そういうふうに進めていただきたいと思いますのですが、これに対して町長、お考えを。

○町長（日高 政勝君）

ちょっと、周辺部のものと住宅リフォームの関係、ちょっと似たような制度でありましたので、先ほど申しました周辺部の中で空き家を活用して、例えば住宅を新築をしたい、あるいはこのリフォームをしてということでありましたが、周辺部の場合は、町内業者と町外の業者そこにはちょっと差異を設けたいということです。今回リフォームの場合は9月に出しております、この分については、あくまでも町内に本社営業所等の事業所を有する法人、あるいは町内に住所を有して、かつ現に居住している個人事業者が施行する。これは、あくまでも住宅リフォームについては町内業者と法人、そういうことに限定をしております。町外はもうだめですよと、ということで、町のあれですから。それで、周辺部の場合はちょっと緩和してありますけれども、その辺は。町外もいいですけど、ちょっと補助金は違いますよという内容であります。

○議長（舟倉 武則議員）

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時53分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○岩元 涼一議員

先ほどの町長の答弁ですけれども、空き家対策とこのリフォーム事業、これらは別個だということで、私はそういうふうに理解はしておったんですが、そのリフォーム事業をされる場合にも、全てそういう滞納がない、そういう関係は全部適用するという考えであるということでしたので、そのような形で進めていただきたいと思います。

所信表明の中で、その定住対策とリフォーム事業は、「また」という言葉でつないであります。まあリフォーム事業は早急にしたいというふうに解釈して、その他の施策については、検討していきたいという読み方をすべきであったと考えているところであります。

今後も日本全体の人口は減少の方向にあるというのは、これはもうわかっていることございまして、本町の人口もたしか2025年ごろでしたか、半減していくであろうというような予測も出されているところでございます。町長も申されましたように、もう人口が増えていくのは望めないんだと、今いる人口をいかにして減るスピードを抑えていくか、そういうところに主眼を置くべきであるというふうに申されておりますが、私もそうだと思います。

それが現実的課題ではないかと考えているところでございますが、厳しい財政状況の中で、取捨選択をしながらの町政運営は重責で大変なこととは思いますが、本町の実情に即した内容で、早い機会に創設していきたいという考えを持っておられるようでございますので、早い機会に創設していただくように期待をいたしております。

仮に施行後において、過誤や不足などの不都合が生じた場合には改正すると、「改むるに憚る

こと勿れ」という言葉もございますので、進め方を早急に進めていただくように、要請をいたしておきたいと思えます。

時間がございませんので、次に、竹林の支援事業について、これについても、この事業については滞納がないことが採択条件であるということでもございましたが、この申請があった中で、今までこの滞納関係があって事業採択されなかったというような事例があったものかどうか、これは担当課長で結構ですが、あればお示しいただきたいと思えます。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

竹林関係の滞納による事業採択がなされなかったかということでもございますが、これにつきましては私が聞いた範囲では今まではなかったと、そのように聞いております。

○岩元 涼一議員

なかったということでもございますので、納税意識が徹底しているというふう感じて、理解しているところでもございますが、竹林面積については先ほど説明があったわけですけれども、この早掘りたけのこ、加工用たけのこ、全て合わせた生産額というか、そういうのはどの程度ぐらいであると把握されているのか。あとでまた、わかりますか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

たけのこの生産でもございますが、昨年度の24年度は旧宮之城で924万円ということになってます。旧鶴田のほうは93万6,000円、旧薩摩のほうは553万2,000円となっているようでもございます。以上でもございます。

○岩元 涼一議員

これは青果用が主ですか。加工用まで含めた数字かどうか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今の金額につきましては、青果用の金額でもございます。以上でもございます。

○岩元 涼一議員

青果用でざっと1,600万円ぐらい、加工用については、相当な金額が産出されているのではないかなと考えます。

たけのこの処理加工場も本町にも2つですか、あるようでもございますので、その操業状況等を見ますと、相当大きな額になるのではないかなと思うところでもございますが。この竹林面積から比較したときの作業道の整備率といえますか、改良されたところが119ヘクタールでしたか、これが大体この事業等で整備した竹林となっているものかどうか、そういうふう理解すればいいですか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今、議員がおっしゃるように、その面積119ヘクタールにつきましては、この事業でつくった面積であるということでもございます。また、作業道につきましても、このできた竹林についてはそれなりの作業道を有しておりますので、率的には12%程度の整備というふう理解しております。

○岩元 涼一議員

今、12%程度ということでもございましたが、これの作業道の整備に関しては、希望調査のようなものを実施されているかどうか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

希望の調査につきましては、広報のお知らせ版を活用したり、振興会の総会やたけのこの管理研修会などで事業の紹介をいたしまして、希望を収集しているところでもございます。以上であります。

○岩元 涼一議員

それぞれ集落座談会、区の座談会ですか、そういうところで示されております、農林業研修会の資料等を見てみますと、延長が大体2キロメートルとか面積が2ヘクタールとか、それから、予算をこれぐらいというようなその程度しか載ってないんですよ。ですから、町内のお知らせ版とかそういうところでもされてるとは思うんですが、先ほどもありましたように、まだ、12%程度ですので、町内の竹林面積から考えると、希望される方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うわけですが。

それと今までの経過から申しますと、予算の関係で、当然、予算の関係で整備をする距離、面積そういうのは限定されるわけですが、そこに改良申し込みをされて、実際その枠内にもう入らなくて、事業採択されなかったというような事例もあろうかと思えます。そういうのに対しては、例えば、翌年に実施するとか、そういう形で、事業対応されているのかどうかですね。というのが、申請してもう枠がありませんということで、申請してもう枠がないんだから、どうせ申請しても、出しても対象にならないんだからといって、申請されない方もいらっしゃるよにちょっと聞くことがあるもんですから、そこら辺についての対応をどのようにされているか、お知らせいただきたいと思えます。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

県の事業につきましては、昨年度が申請に対して43%の採択であったということでございますが、ことしにつきましては、要望どおり100%、県のほうの事業は採択になっております。

これにつきましては、他の県内のほかの市町村の申請の件数等で、変わってきているというふうに考えているところでございます。

今、言われたように、ことし採択にならなかった場合は、来年ということで、申請者の方には御理解をさせていただいているところでございます。以上です。

○岩元 涼一議員

ということは、ことし100%であれば、希望された方には大体事業採択がされて、事業対応できているという解釈でよろしいですか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

ことしの分は100%でございますので、ことし申請された方につきましては、全て事業が実施できると、このようなことであります。

○岩元 涼一議員

それとあと、この事業を実施して改良された竹林がその後管理をされなくなった。といいますか、例えば申請者がお亡くなりになったとか、さまざまな条件があろうかと思いますが、そのような形でその後管理されなくなっているような竹林というのもあろうかと思いますが、そこ辺については把握されていますか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

どれほどの面積とか、件数についてのちょっと把握はしていないところでございますが、管理されていない、高齢化等によりまして管理されていない竹林もあるようでございます。また、こういう竹林につきまして、個人間での貸し付けもあるということは、聞いております。

以上でございます。

○岩元 涼一議員

個人間でのあっせん対策というか、そういうふうになっているということのようです。せっかく改良された竹林というのは、財産といいますか、そういう形になろうかと思えますので、そこを引き続き誰かにというような制度というか、そういう形でスムーズに引き継がれるように、そ

ういう努力もまた担当課のほうではしていただくようにですね。

町長も、たけのこについては本町の魅力ある作物で、希望が持てるというような形で考えておられるようです。一大産地として生産拡大するためには、生産条件の改善、改良、そういうのが当然必要になってきます。そのためには、作業道の開設、充実、これがもう必要不可欠でありまして、改良するにしても、生産したたけのこを搬出、あるいは伐竹を搬出、そういうのについても、作業道が入っているかないかによって、大きな違いがあるように思います。

そういう観点から、非常に昨日からの一般質問の中でも、厳しい財政というような形であるわけですが、町長が町政のトップとしてこれを生かしていくというような決意があれば、その希望者は100%であったということになっておりますけれども、この竹林面積からしますと、まだまだ改良の余地が十分にあるというふうに思いますので、そういう財政状況を踏まえながらといいますか、そういうのを考えた上で、これを一大産地にしていくという、それを政策として打ち出していくという考えをお持ちかどうか、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

さつま町の特産となり得るこのものとして考えられるのは、薩摩西郷梅、それと私はたけのこだと思ってるんですね。まあ代表的なもの。そのほかにもいろいろありますけれども、特にこの地域資源として生かす、そういう意味合いからも、先ほど申し上げましたところ、竹林面積というのは県内でも有数の面積を有しているわけですから、こういったものを有効に活用して、林家所得の向上を図っていく。これがまた税収にもはね返ってくるわけでありまして、それを一大産地事業ということでやっていきたいということで、マニフェストにも掲げているわけです。

今回、県の事業も導入をしますと同時に、町単でもやっぱりこの竹林作業道、管理路と一緒に竹林改良を進めていきたいということで、予算も計上いたしているわけでありまして、何とかやっぱり荒廃竹林を少しでもなくして、所得の向上につなげていく。伐採をしたら今そういった形でさつま林産のほうに持ち込めば、町のほうから1円上乗せをして、そういう伐採も進んでいる事実がありますので、今後ますますこういった事業の取り入れによって、竹林改良が進んで、早堀りたけのこの産地として拡大していけば、本当にありがたいなと思っているところでありますので、これも力を入れていきたいと思っております。

今のところ、伐採、管理道路、そういうできればセットでして、これがある程度進んだら、今度はまた施肥というのが当然出てきますので、施肥も来年あたりセットの形で推進ができればいいと計画を考えているところであります。

○岩元 涼一議員

私もたけのこだと思うのです。ですから、このたけのこを育てて、産地として、今以上に育てるために、どうしても支援といいますか、そこは当然必要になってくるだろうと思っております。

いろんな話の中で、個人の財産とかいろいろな反面がありますけれども、その点については、やはり産地として確立していくためには、当然支援も今後必要であろうと思っておりますので、町長もそのように答弁をいただきましたので、納得をいたします。

高齢化や労力不足により放置されている竹林というのは、先ほどからありますように大変多いと、これを生かすためには、どうしても管理路が必要になってくるところであります。たけのこは、農薬などを使わずとも成長して出荷できる貴重な自然食品といいますか、そういう面もあり、消費も今後もまた伸びていくのではないかなと思うところでありますし、また、若い林業従事者がいらっしやいますけれども、それらの方々に話を聞きますと、たけのこ生産にも意欲を持っておられる方もだいぶおられるようです。

しかし、そのためにはやっぱり集約化、機械化、そういうのが一つの条件といいますか、そう

いう形になるようでございますので、どうか一大産地づくりに向けた竹林改良と林道整備、作業道整備、これにつきましては、今後また積極的に推進されますように期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、7番、岩元涼一議員の一般質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時25分とします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時22分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、9月9日に提案がありました「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」から、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑をお願いします。

まず、日程第2「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」、日程第4「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第5「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第3「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」から、日程第5「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」までの議案3件を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

肉用牛の件に関してなんですが、今回条例を変えて、2頭から認定業者は5頭以内、それから、認定業者以外は2頭を3頭に改めるとなっているんですが、これは非常にいいことだと私も考えております。

今までは、薩摩川内市は以前から5頭まで補助されておりました。この中で、一つだけお聞きしたいのは、認定農家はわかるんですが、認定農家以外、小規模の農家の場合、例えば、後継者不足もあると思うんですが、60歳定年をしてから、自宅のほうでやはり牛を飼ってみようかという方々も最近おられるみたいです。そういう中から考えていきますと、2頭を3頭というのは非常にありがたいことなんですが、ここのところの認定農家だけでなく、5頭まで増やすことはできないのかなというふうに考えられるんですが、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

今回の改正で、これまでは60歳以上に限っていたのを、一般の方も貸し付けを受けられるようにということとさせていただきます。その中で、最初に一般の方については3頭を決めさせていただいたわけなんですが、本町の場合に、これは平成25年の1月現在の統計でありますけれども、町内の繁殖雌牛飼養戸数農家が446戸ございます。飼養頭数が3,450頭、その中で、1戸当たりの飼養頭数が約7.7頭となっております。これを417戸が全体の93%を占めておまして、この417戸の飼養農家の平均頭数が4.9頭となっております。この4.9頭の更新をするときのめどとしまして、10年で8産した牛——8匹の子牛を産んだ時点で、一つの更新を目安としたときに、5年間で2.45頭、切り上げて3頭ということで、3頭にしたところであります。

あと、認定農業者につきましては、5年後を目標としまして経営改善計画書を作成して、目標達成に向かって頑張っておられる地域農業の担い手であることから、2頭の差をつけさせていただいたところとあります。5頭とすれば全部いいんですが、やはりまた全体の基金の額の関係とかございまして、一応、今回3頭と5頭という形でさせていただきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○柏木 幸平議員

同じく特別導入事業基金の関係ですが、今回の改正で年齢枠を広げたこと、それと頭数の増になったわけですが、この基金の残高が7月の例月のあれから見ますと2,224万9,000円となっております。それで今後、この基金以上の申請もちょっと考えられるわけですが、基金の関係は今後どのようにされていこうとするものかをお伺いしておきます。

○農政課長（平田 孝一君）

先ほども議員のほうからございましたように、今回の改正につきましては、対象者の年齢制限や貸付頭数の見直し、そして譲渡対価の納付期限の変更、こういったものが主でございます。基金の総額については、変えておりません。平成24年度末の基金状況で、現金が2,140万9,367円となっております。貸付分が2,998万1,380円、これが72頭分になります。全体の額が5,139万747円ですから、これを42万円で割りますと、大体122頭程度貸し付けられるということになります。現在もう72頭ほど貸し出しをいたしておまして、残りがもう50頭ぐらいしかないとしたときに、今後も返還が、5年ごとに返還をしていただくわけですが、その返還分を見込んで、ある程度したときに、大体5年間としますと、年間平均

25頭程度が貸し付け可能になるんじゃないかなと考えております。

そうしたときに、やはり基金が不足するのではないかという、今、御質問ですけれども、私もとしては、できれば増額をさせていただきたいと考えておりますが、鹿児島県とされてもこの事業廃止に伴い、県内の自治体でも事業をやめる自治体があるということでもあります。県において、今、対象市町村に事業存続の、そういった意向調査をされておられるようでありまして、廃止される市町村分を、今度はまた増頭を希望される市町村に再配分をされるというような計画もあるようですので、それが年内にある程度見込みが立つようであれば、増額の補正予算でもお願いできればと考えているところであります。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

議題の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○米丸 文武議員

財政課長より説明があったわけですが、大変こう一緒にたくさんの説明をされまして、内容を書きとめたりすることができませんでしたので、もう一度確認の意味で質問をさせていただきますが、14ページの2款総務費1項の総務管理費の中に、14目のふれあい交流館の施設整備費1,940万円ございますが、この内容についてもう一回御説明をお願いしたいのと、それから24ページ、3款民生費の児童福祉費の中の3目保育所運営費の1,828万4,000円、これは県からの、要するに、保育士の処遇改善特別事業補助ということで出されておりますが、現在の保育士の方々の処遇がどれぐらいの実態であるのか、大変厳しいというような話も聞いておりますが、これをされることによって、どれぐらいまで改善されていく見通しなのか、その点についてお伺いをします。

次に、41ページ、9款消防費の中の1項3目の消防施設費の1,000万円、施設改修費ということで、耐震の関係で塔屋を七、八メートル撤去するんだというようなことですが、これは、今どのような形の中で塔屋自体を活用されておったのか、これを撤去することで、これに代わるものは必要としてこないのかどうか、その点についての質問をさせていただきたいと思っております。

○企画課長（湯下 吉郎君）

14目のふれあい交流施設費の工事請負費でございます。1,940万円をお願いをしておりますが、これについては、あび〜る館のプールの部分の経年劣化による屋根の雨漏りの関係、そ

してまたプールから発生される湿気の関係で内部のさび等々ございまして、今回、その屋根の防水改修工事あるいは外壁の改修、そしてまた内部の改修ということでお願いをするものでございます。

○福祉課長（王子野建男君）

保育士等の処遇改善臨時特例事業費の補助金の1,828万4,000円、これに対する改善の金額はどれくらいなのかというような御質問でございます。御案内のとおり、町内には12の保育園がございます。この全保育所が処遇改善に取り組むということで計画が上がっておりまして、この措置によりまして保育士、町内に232名が、これは非常勤保育士も含めてでございますが、いらっしゃるわけでございますけれども、年平均にいたしますと約7万8,000円の改善が図られるということになります。

○消防長（高木 卓朗君）

御質問のありました消防施設の改修工事費1,000万円の内容でございますが、このペントハウス部分、塔屋部分につきましては、以前は壁面に15メートルのはしごをつけてまして、はしご登はん、はしごを登る訓練であります、その訓練施設として使用しておりました。そしてまた、最上階部分には、無線アンテナ塔あるいは給水塔を設置しておりましたが、増築後につきましては、新しい建物のほうに訓練施設はできております。現在のところ、この塔屋部分については使用実態はございません。使用しておりません。

○米丸 文武議員

あび〜る館のプールの屋根の防水とか、それからさびとかというようなことで、プールの工事をしたいということでございますが、これは、工事期間中のプールの使用というのは、当然屋根ですから使用できないということになるだろうと思うんですが、この期間はどれぐらいまで休止する形になるのか、その点についてはいかがなのかということをお伺いします。

それから、児童福祉費のほうについてでございますが、今の説明で年間7万8,000円程度の改善になるんだということでございますが、実際に言えば保育士の方々も本当に大変だというふうに聞いておりますが、これが改善されまして、県のほうの基準として、これだけ上げれば県内どこも保育士の待遇というのは同じようなレベルになるのかどうか、さつま町に対してはこうだけでも、またよその市町村とはそれぞれ待遇が違うんじゃないかというような気もするわけでございますが、その点などについては県内が大体統一されてくるような形で、これが補助が出されるのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

それから、消防署のほうの関係の塔屋のことで、これは撤去しても影響はないんだというような説明でございますが、塔屋を利用されておりました15メートルのはしごで訓練に使っておいた分は、現在の建物でそれが可能だということなのか、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○企画課長（湯下 吉郎君）

この改修工事につきましては、数カ月ほどかかると考えております。その中では、やはり利用者への周知、それから安全面への配慮をしながら、しっかりと利用者への周知をしていながら工事を進めたいと考えております。

○福祉課長（王子野建男君）

保育士の給与等について、県内の状況等を比較した場合はどうかというような御質問でございます。御案内のとおり、この私立保育所にありましては、それぞれ法人を設立をされておまして、それぞれ基本的な給与水準ということを示されたにしても、そこは法人によりまして、ある程度の給与の格差というものはあることは、これはいたしかたのないことだというふうに思っております。

おります。ただ、昨年の夏ごろだったでしょうか、国の自民党が保育士の給与を1万円ほど改善をしようというような新聞記事等もあったわけでございますけれども、それに伴って今回このような措置が講じられたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、約7万8,000円程度の改善が図られたということであります。町内におきましても、この法人によりまして、給与の体系というものは若干ずれがございます、そのことによってそれぞれこの体系そのものは若干違ったにしても、その辺の改善が図られるということであります。

ただ、この保育所にありましては、今現在不足でございます。保育士不足でございます、各保育園、非常に保育士の確保に困っていらっしゃるということでございまして、退職された方を何とかお願いしようということで、いわゆるシルバー保育士といいますか、そういうことで取り扱っているということでございます。

○消防長（高木 卓朗君）

御質問にありました、はしご登はん訓練施設、これについてへの御質問でございますが、新しく増築した部分に、この訓練施設もまた無線のアンテナ設備も増築部分のほうに全て移設しております。

○米丸 文武議員

消防のほうについては、了解をいたしました。

今、あび〜る館のプールの工期については数カ月かかるというような説明でございますが、大体どれぐらいを予定をされているのかということで、夏場、冬場、温水プールというようなこともありまして、年間を通して利用もされているというふうに思うわけでございますけれども、やっぱりそこらの利用の関係というようなものもあるだろうというふうにも思うわけでございますが、その期間としてはどれぐらいを予定されているのかお伺いします。

保育士のことについては、いろいろそれぞれの園によっての経営もあると思いますが、皆さんが全国的にも、今課長が説明されたように、待機児童がどうかというようなこともあたりしておりますし、また、今度は保育士の方々もいろんな待遇の面で厳しいので、なかなかその希望者が少ないんだというようなこともお伺いしております。できれば、本当に子供たちを安心して預けて、また自分たちはその時間でやっぱり勤務をしたりとかというような形の中で、生活を支えていかなきゃならん状況でもございますし、そのようなことで、できれば少しでも保育士の待遇をもっと改善していければ、本当にもうちょっと充実した子供たちの保育もできていくのかなという気もいたしますので、お伺いしておるところでございますが、保育士のことについては町としましてもどのように持っていったら、あと、ちょっと言いにくいところがあるかもわかりませんが、どの程度まで本当ならあれば、もっと保育士の確保がしやすいのかな、改善されたらいいんじゃないかなと思われるような線というものは考えておられないのか、お伺いをしたいと思います。

3回目ですので、これで質問を終わりますけれども、御答弁をお願いします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

温泉プールは、年間約1万人ぐらいが利用されておまして、この議決をいただければ速やかに準備をして発注ということにさせていただきたいんですが、時間的には秋から冬にかけての工期となりますので、できるだけそこらについても配慮をしながら、早く工事が完了して利用が再開できるようにしていきたいと考えております。

○福祉課長（王子野建男君）

先ほど申し上げましたとおり、実は手元に国の保育士の基準というのは持っておりません。持ち合わせておりませんが、今回こうして少しでも改善されていくということ。保育行政に携わる

者としまでも、うれしく思っているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、保育士、非常に不足してございます。そうしたことからいろんな、先ほど申し上げましたシルバー人材センターのほうとも連携をとりながら、そうした保育士の確保というものに、我々のほうでも協力を割いていただいているところでございますけれども、ただ、繰り返しますけれども、保育士のほうの給与の基準というものにありましては、国の基準はあったにしても、それぞれの法人が定めるものであるというふうに理解しておりますし、そこにありましては、極力このサービスの提供、そういうものが一番、そういうことによりまして児童が入所してくると、入所がないとなかなか運営もままならないということもございますので、そうした園長会等を通じまして、そうしたサービスにも努めてもらうように周知、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から9月19日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第2委員会室、文教経済常任委員会が第1委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

10月2日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時46分

平成25年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成25年10月2日

平成25年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成25年10月2日 午前9時38分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
企画課 長	湯下 吉郎 君	教委総務課長	上野 俊市 君
福祉課 長	王子野 建男 君	社会教育課長	岩元 義治 君
介護保険課長	中村 慎一 君	農政課 長	平田 孝一 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	建設課 長	三浦 広幸 君
環境課 長	貴島 晃人 君	監査事務局長	本田 孝市 君
総務課 長	紺屋 一幸 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
財政課 長	下市 真義 君	水道課 長	脇黒丸 猛 君
税務課 長	松尾 英行 君	商工観光課長	赤崎 敬一郎 君
消 防 長	高木 卓朗 君	総務課長補佐	角 茂樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について
- 第 2 議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について
- 第 3 議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 4 議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 5 議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 8 議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第10 議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第12 議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第13 議案第72号 さつま町副町長の選任について
- 第14 陳情第 3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 第15 陳情第 4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 第16 発委第 2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について
- 第17 発委第 3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）の提出について
- 第18 発委第 4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について
- 第19 報告第 9号 平成24年度健全化判断比率の報告について
- 第20 報告第10号 平成24年度資金不足比率の報告について
- 第21 議員派遣の件
- 第22 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時38分

○議長（舟倉 武則議員）

改めまして、おはようございます。ただいまから平成25年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。教育長から欠席の届け出がありましたので、お知らせいたします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」、日程第2「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」、日程第3「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第4「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第5「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第6「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」から日程第6「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」、「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案5件のうち、議案第62号を除く議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第62号は否決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」であります。

さつま町高齢者ふれあい館は、旧鶴田町時代の平成2年度に高齢者の健康増進と竹細工の伝承を図ることを目的として建設されたものです。建設当時は生きがづくりや竹細工技術の向上を求めた高齢者の利用が多かったものの、その後は年々利用者の減少が続き、平成17年度の合併当時の利用者は317名となり、平成24年度の利用者は皆無という状況であります。

町の公の施設の管理のあり方に関する検討委員会での審議を踏まえ、また、地元と協議を実施した結果、目的に沿った利用実績もなく、今後の利用者の増加も見込めないため、本施設は廃止することとあります。

質疑の中で、本施設を廃止したあとの利用法についてただしましたところ、廃止条例の議決に

よって行政財産から普通財産となり、福祉課から財政課へ移管される。町の倉庫としての利用や、公売による処分も想定されるが、いずれの場合も、今後検討されるものであるとの説明であります。

次に、「議案第60号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

今回の条例の一部改正については、子育て環境の充実を図るため、子供に係る医療費の助成対象を、小学校就学前の乳幼児から、小学生・中学生まで拡充して保護者の経済的負担軽減を図ろうとするものであります。

次に、「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」であります。

今回の条例の一部改正については、これまで事業者が工場等を増設する場合、固定資産税の課税免除について「同一敷地内、隣接敷地内」と限られた場所でしか適用されなかったが、この規定を削除することで、さつま町内であれば課税免除の対象となり、事業者による新たな設備投資と工場等の増設が行いやすい環境が整うとのことであります。なお、課税免除については、事業者が投資した償却資産等の固定資産税を3年間免除するものです。

次に、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分についてであります。

債務負担行為の補正については、クリーンセンター等運転管理業務委託料として、平成25年度から28年度にかけて限度額1億2,061万5,000円を設定し、追加するものです。民間委託後の職員配置については、クリーンセンターの事務所の職員を1年間事務引継ぎのため2名から3名と1名増加させるが、ほかの職員は環境センターに配置換えを行うとのことであります。環境センターは事務所の職員を3名から2名に1名減とし、場内の職員2名のままで臨時職員を3名から2名に1名減とする。くみ取りについては、職員3名、臨時職員3名として本年度との変更はない。平成26年4月以降の両施設の職員数の合計数は10名とするとのことであります。現在はシルバー人材センターに委託しているプラットホームの作業に加えて、中央操作室、最終処分場まで含めた形で民間への委託を行おうとするものであります。

質疑の中で、行政改革の推進に反対するものではないが、環境課から提出された資料では、民間委託することによって逆に経費が増加している。町長の推進する行政改革とは逆方向の考え方ではないか。また、地元を活用すれば見積もりを作成した業者より安い経費で済むはずではないかとただしましたところ、退職によって環境センターが運営できなくなるため、クリーンセンターから職員を補充して対応するしかない。委託先については、県内のクリーンセンター施設の様態や専門性、賠償問題への対応等を踏まえて、施設を建設したプラントメーカーや実績のある管理会社等を検討したことがあるとの説明であります。

次に、歳出の2款1項、ふれあい交流施設等費、健康ふれあい施設管理費については、あびる館の施設設備工事に、1,940万円を計上するものであります。現在、あびる館のプールの屋根で雨漏りが発生しているため、崩落の危険性のある天井板を外して営業している。今回の工事では、あびる館の屋根を補修し、防湿対策等を実施するとの説明であります。

次に、3款2項、保育所運営費、保育士等処遇改善臨時特例事業については、保育士等処遇改善臨時特例事業補助として、町内の保育所に対して1,828万4,000円の助成金を交付するものです。近年、全国的に保育士が不足しており、本町においても保育士の確保に苦慮している状況であるため、保育士の確保対策を推進するための一環として、保育士の処遇改善に取り組む町内全12保育所に対してその経費を助成しようとするものです。

次に、9款1項、消防費、常備消防施設費については、消防署の塔屋部分の解体撤去及び漏水補修工事に1,000万円の工事請負費を計上するものであります。消防署の庁舎は昭和56年

に完成しましたが、平成9年7月に耐震診断を受けた結果、塔屋部分については耐震強度が弱い
ため、撤去もしくは補強の必要があると指摘されていたものです。

質疑の中で、解体する部分の現在の利用状況についてたどしましたところ、建設当初は最上階
に消防無線アンテナを設置し、壁面はロープやはしごの登はん訓練施設として利用していたが、
これらは平成10年に庁舎を増築した際に移設されたため、現在は利用していない状態である
との説明であります。

次に、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」に
ついてであります。

歳出の5款1項、償還金については、前年度の介護給付費に係る負担金の償還金であります。
内容としては、地域支援事業分の国庫負担金、支払基金の負担金、災害臨時特例補助金への返還
金であります。

5款2項、繰出金、一般会計繰出金については、平成24年度分の精算分を一般会計へ繰出金
として支出するものであります。

このほか、クリーンセンターの民間委託について、特に町長の見解を求めたところであり
ます。

議案第62号の一般会計補正予算では、債務負担行為補正として、クリーンセンター等運
転管理業務委託料の限度額を平成25年度から28年度にかけて、1億2,061万5,000円追加
する補正が計上されている。この委託料の積算根拠は、業務の内容や現在のクリーンセンター
の実情が反映された適正なものであるか、また、平成26年4月から民間委託した場合、地元業者
には参加する機会がなくなることも予想されるため、当分の間、民間委託の開始時期を延ばせ
ないか、町長の考えをたどしましたところ、さつま町は合併した平成17年から行政改革大綱を策
定し、行政改革を推進してきている。公の事務についても民間のノウハウを活用しながら、より
よい住民サービスの向上に取り組んできている。その中で、クリーンセンターと環境センターに
ついては、総合的に勘案しながら退職者が出ても新たな職員を補充しておらず、民間委託に向
けた準備を進めてきた。平成24年度から、クリーンセンタープラットホームの作業についてシル
バー人材センターに委託しているが、これも行革推進の一環である。平成26年3月末に環境セ
ンター職員2名が退職することに伴い、クリーンセンターと環境センター相互の施設で適切な職
員配備を進める中で、平成26年4月から民間委託を実施することが最も適切であると判断し、
今回、契約に必要な債務負担行為限度額の補正を計上したものである。

委託料の積算については、建設工事等と同様、公表されている公益社団法人全国都市清掃会議
の要領に基づき算定しており、実際の入札では競争原理が働くため落札価格は抑えられるものと
考えている。

また、今回の民間委託は特殊な業務であるため、入札参加者を選定する際は、指名推薦委員会
により資力や信用の調査、確実な履行の確保等を十分に審査し、町に損失を招くことがなく、住
民サービスを低下させないことを基本とするものである。業務を分割して委託する方法もあるが、
予算額が増加するため民間委託のメリットがなくなる。地場産業の育成については、これまでも
十分に実施しており、今後も地元のできることは地元が発注する機会をつくっていききたいとの答
弁でありました。

この答弁を受けて、岸良光廣委員から議案第62号について修正案が提出されました。岸良委
員からは「予算的な問題、地場産業の育成・地域活性化について考慮した場合、現時点でのク
リーンセンター民間委託は妥当ではないと考えられるため、修正案を提出する」との説明であり
ました。修正案の内容につきましては、平成25年度一般会計補正予算（第4号）の第2条を削
除するもので、クリーンセンター等運転管理業務委託料に関する債務負担行為の補正のみ削除、

その他の歳入歳出予算等の補正については、原案のままとするものであります。

続いて、平八重光輝委員が議案第62号の原案賛成者として討論を行いました。討論では「町長は平成26年3月末、環境センターから2名退職者が出る今のタイミングがクリーンセンターを民間委託する一番よい時期と判断されたものである。委託料の落札額についても予算額より必ず低くなるため、原案に賛成する」とのことでありました。

採決では、まず、議案第62号の修正案について、起立採決を行いました。修正案に賛成する委員3名が起立しましたが、過半数に達していなかったため、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

引き続き、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分について起立採決を行い、原案に賛成する委員3名が起立しましたが過半数に達せず、賛成者少数となりましたので当委員会として、否決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」及び「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第59号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」であります。

主な改正は、肉用雌牛の貸し付けを受ける者の要件を「満60歳以上の者」から「満20歳以上の者で、貸付期間満了時の年齢が80歳以下の者」とすること及び1対象者に対する貸し付け頭数を「2頭以内」から「3頭以内とし、認定農業者については5頭以内」とする内容であります。

質疑の中で、今回の改正に伴う貸し付け頭数をどの程度見込んでいるのかただしましたところ、貸し付け要件を緩和したことで要望もこれまでより多くなるものと思う。基金総額から5年償還として貸し付け可能頭数を考慮すると、年間25頭程度になるが、既貸し付け分もあることから、ある程度貸し付けに対する調整、制限が必要になってくると考える。現在、県において県内市町村での事業調整をされており、今年度中に県からの加算配分が受けられるようであれば、基金の積み増しを行い、貸し付け頭数を増やしていきたいとのことであります。

次に、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。

4目、水田農業対策費に農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金92万4,000円が計上されています。これは、北さつま農協が県の補助事業により米の真空パック包装機械を伊佐地区に整備するもので、事業費の3分の2を県と北さつま農協がそれぞれ負担し、残り3分の1を薩摩川内市・伊佐市・さつま町で北さつま農協全体の米の集荷実績に基づいて応分の負担をするものです。米の販売促進を図るため、100グラムパックや200グラムパックを製造し、香典返し、お祝い進物用、お歳暮等のギフトや地域特産品とのセット販売、都市部での一般消費者販売など多角的な販売を計画しているとの説明であります。

この説明を受けて委員からは、3市町が補助金を出して整備される施設であることから、活用については、1市町に偏ることがなく、適切な運営がなされるよう要望する意見が出されました。

次に、8目、担い手育成費の中心経営体等施設整備事業補助は、人・農地プランに位置づけられている中心経営体（認定農業者個人）が融資を受けて農業用機械や施設の導入を行う場合の経費に対し助成をするもので、今回の補正は、2地区3中心経営体に対する補助金823万6,000円が計上されています。

質疑の中で、認定農業者からの事業導入の要望も多いと思うが、国の審査結果で採択から外れた方への対応等についてただしましたところ、今年度は、全認定農業者に対し事業の要望調査を行った結果、7地区11経営体から要望があった。認定農業者個人に対しての補助事業が現在はこの事業に一本化されたことから、全国的にも非常に競争率が高い。担い手育成支援室では、巡回訪問をする中で、いろんな改善計画が立てられているので、その目標達成に向けた取り組みをしていただくよう今後も指導・助言をしていきたいとのことであります。

次は、2項、林業費についてであります。

2目、林業振興費の有害鳥獣捕獲事業費に鳥獣被害防止対策協議会交付金5,786万2,000円が計上されています。これは、柘野地区、神子大俣地区、柏原片野地区の3地区で、鳥獣から農林産物を守るため、金網、ワイヤーメッシュによる防護柵を整備するもので、さつま町鳥獣被害防止対策協議会が事業主体となって事業を実施し、完成後の施設はそれぞれの地区に無償貸与される。工事の施行方法としては、柘野地区は請負施行、その他の地区は原材料支給による直営施行であるとの説明であります。

質疑の中で、事業実施地区に防護柵を設置することで、他の地区での被害が発生することが予想されるが、今後におけるこの事業の継続見込みと有害鳥獣対策のあり方についてただしましたところ、県の補助金を伴う請負施行は平成24年度までで、本年度からは国の補助金のみで直営施行が原則になったが、柘野地区については、特別にモデル地区として認可を受けた。国・県の財政も厳しくなる中で事業採択も困難になってくるものと考えているが、この事業に対する期待は大きいものと思われるので、継続が図られるよう今後もあらゆる機会を捉えて、国、県への要望活動を行っていきたい。また、今後における有害鳥獣対策については、農作物を守るためのこのような防護対策と耕地林業課で取り組んでいる捕獲対策との両面に対応していくことが重要であると考えているとのことであります。

次は、7款1項、商工費についてであります。

2目、商工振興費のプレミアム付商品券発行事業補助530万円は、本年度における2回目の景気対策として、年末に向けての消費喚起を図るため、額面総額5,500万円の商品券を発行するもので、これに対するプレミアム分500万円と事務費30万円であります。

質疑の中で、商工会の会員である大型店と小売店における商品券の換金率についてただしましたところ、小売店での換金率は、昨年11月の発行分で42.9%、ことし7月に発行した分の直近の状況では、52.3%となっているとのことあります。

また、3目、物産観光費の観光交流推進事業費には、第1回目となる、さつまカップ高校男子バレーボール選抜大会に町から提供する優勝カップ購入のための報償費等が計上されています。今回は、九州選抜大会ということで、県内8チーム、九州管内の県外8チームの計16チームが出場予定で、大会は11月30日と12月1日に開催するとの説明であります。

次は、8款1項、土木管理費についてであります。

1目、土木総務費に計上されている住宅リフォーム支援事業は、補助期間を平成28年3月31日までとする新規事業であります。

本事業は、快適な住まいづくりと地域経済の活性化、雇用の創出を目的とし、既存の個人住宅の増改築、屋根・外壁・内装等の改修などリフォームに係る20万円以上（消費税相当額を含む）の工事費に対し20%の助成をするもので、上限額は一般世帯で20万円、子育て世帯は30万円であるとの説明であります。

質疑の中で、この事業の趣旨は地域活性化と雇用創出を図る目的としているが、制度の内容は子育て世帯に対して優遇がなされている。事業を検討する中で、どのような協議がなされたのかただしましたところ、事業内容の検討に当たっては、近隣市町の事例等も参考にしたが、本町の独自性を出したいということもあり、協議した結果、本来の目的である経済対策とあわせて福祉対策としての子育て世帯を優遇した制度にしたとのことであります。

次は、10款、教育費についてであります。

2項小学校費及び3項中学校費に14万円と4万円の謝金がそれぞれ計上されています。これは、県内教職員のたび重なる不祥事があったことから、全小中学校を対象に、信頼される学校づくりのための委員会を設置し、学期1回年3回程度開催し、信頼回復に努めるよう県から町教育委員会へ指導がなされた。本町では現在、学校関係者評価委員会を設置していることから、この委員の方に兼任していただき、当該委員会を設置することとした。これに伴い、不足する1回開催分の1校当たり1万円の謝金であるとの説明であります。

次に、5項、社会教育費の自治活動推進費に計上されている区公民館長連絡協議会への補助金82万9,000円は、11月に計画している区公民館長の青森県鶴田町との友好交流及び先進地研修に対する助成で、町の旅費規程に基づき算定した区公民館長19名分の旅費のうち、交通費に係る経費の3分の1相当額であるとの説明であります。

質疑の中で、今回の研修内容についてただしましたところ、単に訪問して交流をするのではなく、鶴田町の自治活動や活性化の取り組み等について研修し、その後関係者の方たちとの意見交換、懇親会等も計画しているとのことであります。

次に、7目、文化振興費の国民文化祭事業費に計上されている負担金21万円は、第30回国民文化祭さつま町実行委員会への負担金であります。国民文化祭は平成27年度に鹿児島県で開催される予定で、本町も主催事業を実施することから、現在準備作業を進めている。実行委員会の設立総会は、負担金が計上されている今回の議案の議決を経たあとに開催する予定であったが、県から8月6日に、関係の市町村においては9月10日までに実行委員会を設立してもらいたい旨の依頼があった。これを受けて、町長、議長、教育長等の日程調整を行い、実行委員会の設立総会を9月2日に開催し、予算審議の中で事情を説明し、承認をいただいたとの説明であります。

この説明を受けて委員からは、実行委員会の予算支出は10月以降とのことであるので事前執行とは受け止めないが、8月6日に県からの通知があったなら、実行委員会開催前に議会に諮る機会があったのではないか。それが難しかったのであれば、全員協議会等の場で状況等を説明するなどの配慮をすべきではなかったかとの意見が出されました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

ここで、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」に対しては、森山大議員及び岸良光廣議員から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。森山大議員。

[森山 大議員登壇]

○森山 大議員

おはようございます。「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」に対する修正動議、上記動議を、地方自治法第115条の3及びさつま町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をします。

提案理由としては、今回クリーンセンターの一部を民間委託するという事で、平成26年度から28年度までの3年間で1億2,061万5,000円追加する債務負担補正が計上されています。現在クリーンセンターは、職員5人、臨時職員3人、シルバー人材3人から5人、環境センターでは、職員8人、臨時職員6人で対応しており、両センター合わせて、職員13人、臨時職員9人、シルバー人材3人から5人である。これが、民営化後の計画ではそれぞれの部門で人員を削減し、職員では26年度は13人から10人になりますとの説明であります。退職される職員は2人ですということは、あとの1人はほかに配置転換をされるわけで、町全体から見れば2人しか退職しないのに、経費算定の比較は3人減らしてあります。町全体で3人減るのであれば人件費削減の効果は2,409万9,000円ということですが、あとの1人は一般会計で負担をするので町全体としては経費の節約になっていない。

このことを踏まえまして、1番目に、議会としても行政改革を推進することに異を唱えるものではありませんが、実質職員が2人しか減らないとすれば、執行部の試算した167万5,000円の削減効果に1人分の人件費約800万を足すと、年間約1,000万円近くも負担が増加することから、行政の改革の目的の1つである経費節減にはなっていない。再度、委託料を試算し直す必要がある。

2番目に、今回の委託の案では、これまでシルバー人材センターに委託していた分も含まれるため、平成26年4月以降、シルバー人材センターへの委託は想定されていない。シルバー人材センターの育成、高齢者の雇用の場の確保ということに逆行することになり、大きな問題となる。シルバー人材センターへの委託について、配慮、検討すべきである。

以上のほかにもまだまだ大きな課題もあり、調整すべき事項も多々ある。私は民営化に反対するものではありませんが、何のための民営化にするのか、民営化のメリットの算定に疑問がある状況にあります。このような中では民営化は時期尚早であると言わざるを得ません。執行部におかれましては、このクリーンセンターの民間委託をもう少し検討していただくためにも、今回の債務負担の予算措置は見送るべきであると私は考えます。

以上の理由から、本修正案を提出するのであります。内容といたしましては、別紙のとおりであります。

「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」に対する修正案、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の一部を次のように修正する。

第2項を削り、第3条中、第3表地方債補正を第2表地方債補正に改め、第3条を第2条とする。
よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

[森山 大議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、修正案に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」から「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案4件について一括採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第58号 さつま町高齢者ふれあい館条例の廃止について」から「議案第61号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」まで、以上の議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の原案に賛成の立場から討論をいたします。

委員会の審査で争点となったのは、第2条債務負担行為の補正、クリーンセンター等運転管理委託業務委託料であります。今回の補正予算では、クリーンセンターの民間委託についての債務負担行為が計上されており、平成26年4月から運転管理業務の委託を予定しております。これは、議会がこれまで特別委員会をつくり、執行部に対して要請してきた行政改革の一環であり、クリーンセンターの運転管理を民間委託することで、職員数の適正化と将来的には経費の削減が見込まれるものであります。平成26年3月に環境センターの職員2名が退職されることと1名の異動により、3名分の人件費が削減されることとなります。役場全体としては職員の新規採用を抑えることで総人件費の抑制につながり、定員管理計画実現の推進にもつながります。

また、債務負担行為における年額4,020万5,000円は上限額を計上したものであり、委託先選定の中では、業者間競争により実際の契約額は計上された限度額より低くなるものと考えられます。

委託先の選定については、今後指名推選委員会により協議されるものですが、有害物質の管理運営など非常に厳しい基準に対応できる知識や技術、人員などが必要であります。薩摩川内市や

いちき串木野市では設立当初から民間委託されております。県内のクリーンセンター施設の状況を踏まえながら、町民へのサービスが低下しない委託先を選定されるとのことであります。

今後、地元からの雇用も期待できることなどから、原案に賛成をいただきますよう申し上げ、賛成の討論といたします。

[平八重光輝議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

次に、修正案賛成者の討論を許します。岸良光廣議員。

[岸良 光廣議員登壇]

○岸良 光廣議員

修正案に対する賛成討論を行います。

答弁に立つのが今回が初めてですので、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、お許してください。

先ほど、平八重議員より原案の賛成についての討論がありました。まず一番最初に考えなければならないことは、今回のクリーンセンター一部民営化については環境センターの職員が2名退職するということが一番の要因であります。先日、町長総括のときに、町長を初め執行部の方々にその点について、職員がくみ取りのバキュームカーの運転手が1名、場内の作業員が1名退職するとのことでした。それについて、職員が退職されるのであれば、人事の有効活用を考えて臨時職員を2名ふやして対応したらどうですかという質問をしましたところ、執行部からは、バキューム車については職員1名、臨時1名で対応すると、臨時職員2名での対応は考えていないという説明がありました。しかし、よく考えてみますと、今は薩摩川内市の管轄になっております入来町、それから祁答院町、これは以前さつま町の管轄でした。つまり、さつま町の職員によるくみ取り作業を行っておりました。この同じ作業が、現在は地元企業でありますあさくま浄化槽、松崎商事、この2社が請け負っております。ということは、民間委託という言葉になりますと、産業界の言葉で言いますと、発注者が行政であり受注者が民間企業、いわゆる下請けに出したという形になります。それを考えますと、なぜ、さつま町は職員が1名必ず乗車しなければならないのかなど。

これは、まず私が一番疑問に思いました点は、今回、環境センターのほうが2名退職されます。執行部より提出されました人件費を見ますと、平均約1名年収800万円です。2名退職されることによって1,600万円の人件費が減となります。それに加えて、今回執行部から出された臨時職員の年間給与については、1人当たり約220万円が平均所得になります。ということは、今回退職される職員の方の補充を臨時職員2名で補充した場合に、職員が退職されて1,600万円給与が減額されて、臨時職員2名を採用しますと約年間440万円、そこで、臨時職員を採用するだけで、約1,100万円強の削減になるわけです。要するに、臨時職員を採用することによって、町長が財政健全化を言われておりますが、何をしなくても、ただ臨時職員2名採用するだけで1,100万円の支出が減になるというのを、まず覚えておいてもらいたいと思います。

次に、今回のクリーンセンターで一部民営化を計画されておりますが、先ほども森山議員のほうから委託料の約4,000万円強の金額が大きいのではないかという指摘がありました。これについて、現在の今回民営化されるプラットホーム、これはシルバー人材センターが3名から5名で作業をしております。それと臨時職員が1名入っております。それに中の中央操作室、それから、最終処分場で職員が作業をされておりますが、今回民営化されようとしているところの人件費の総額は、現在年間約5,376万円です。これを執行部が提出されています民間委託の予算計上された4,020万円を比較してみますと、民営化すると現状5,376万円の予算が

6,620万円にはね上がります。要するに、民営化することによって、クリーンセンター今は人員が不足しておりせん。環境センターが2名不足しております。にかかわらず、民営化することによって予算が1,000万円以上はね上がります。それと、先ほど申しました環境センターの来年春退職されます2名の方を臨時職員に置きかえた場合には、約1,100万円の経費削減ができますというふうに述べましたが、これとあわせると、約2,200万円の経費増と、町長、執行部が言われる、民営化することによって経費削減を行うんだということを言っておられますが、現実に数字を見ていきますと、人員数ではなくて金額面で1,000万円強の経費増額となっております。

次に、3番目は、町長はこの前の町長総括で、現在はシルバー人材センターに委託してあるプラットホームの作業に加え、中央操作室、最終処分場まで含めた形で民営化を図るということを述べられましたが、先ほども森山議員の説明でありましたように、これはシルバー人材センターをもう使わない、切るんだという説明と同じなんです。ということは、民営化をするのはいいんですが、地元で雇用されるのはいいんですが、現在雇用しておる臨時職員とシルバー人材センターの仕事を取り上げてしまう、そういう内容の決定になっております。それともう一つは、今回の作業が地元ではできない専門職なんだという説明がありました。そこについて、今回の民営化について応募したい企業に対し、必要事項があります。まず一番目に、廃棄物処理施設技術管理者、これは年1回、福岡で講習会がありまして、1年に1回試験が実施されております。2番目に、クレーン運転手、これは5トン未満です。5トン未満といいますのは、土木建設業の方々が通常ユニック車——トラックについてるクレーンがあります、ああいう5トン未満のクレーン技術者が必要であるちゅうこと。3番目に、酸欠の危険作業責任者、これは調べてみますと、大体3日間の講習で取れるそうです。それから、4番目に、危険物取扱責任者、これは乙4種、乙4種というのは、ガソリンスタンドの職員が務めております資格です。これも調べてみますと、消防署等での講習会があり、それによって試験を受けて得られる資格であります。5番目に、ショベルローダー——タイヤショベルです。これも地元の建設業者、あるいは浄化槽の埋設工事をする業者も持っております。6番目に、フォークリフト、これも通常の民間の地場産業の企業の方は持っておられる企業がたくさんあります。7番目に、ガス溶接作業責任者、要するに、ガス切断、ガス溶接。8番目に、アーク溶接作業責任者、溶接をする、これも地元企業はかなり資格を持っている方がおられます。そのほかに、関係法令上必要なものの資格となっておりますが、大まかに今述べましたこの資格だけで、町長が特殊な作業と言われますが、よく考えていただきたいのは、今回民営化されるのは、プラットホームの作業、シルバー人材センターが3名から5名で行っている仕事が1つ、それから、中央操作室、これはクレーン作業です。それと、あとは最終処分場。この最終処分場も、今おられる方が退職するわけではありませんで、今回、来年3月に2名退職されますが、その後は平成31年まで退職者は出ないそうです。それを考えると、今ここで本当に急いで民営化することが、先ほどから原案の賛成される方が安くなるんだという説明をされますが、本当に数字を細かく見ていきますと、人員ではなくて金額を見ますと、民営化することによって増額をしておるということを、まず皆さんに理解をしていただきたいと思えます。

次に、一番最後が一番大事なことですが、私が今述べました地元企業の参入について、これも約1年間、もしくは1年半、この民営化を時間を先延ばしにさせていただいて、地元企業へまず情報開示をしていただきたいと思えます。というのは、私が先ほど申し上げました参入に必要な条件、これと「民営化をしますよ、地元企業の皆さんも参入してみませんか」そういう、まず地元企業に対する情報を説明して、その中で必要な資格、大体私が先ほど述べました最終処分場のこ

の件だけが年に1回だけですので、これが約1年間あれば、来年度取る資格の時間は十分出てきます。そうすると、私がなぜ修正案に賛成かといいますと、この必要な資格はさつま町の土木建設業者、それから、浄化槽をやっている業者、水道工事をやっている方々、そういう方々が本当に参入しようと思えばできるわけです。これを、最初から地元企業に何の情報開示もせずに割高な民営化を急いでやろうとしている。これについては、我々は議員として本当に地元住民にこの民営化の予算を説明できるのかなという点で、修正案に賛成をしたものです。

それと、今回のこの民間委託の進め方については、予算の約4,020万円ですか、この予算について先日町長総括で尋ねましたところ、福岡の業者から見積もりをもらいましたと。その内容を聞いてみますと、人件費のところで福岡の人件費で算出されております。福岡の人件費と、このさつま町の人件費の違いが、皆さんわかると思います。というのは、なぜここを言うかといいますと、先ほどシルバー人材センターを切って民間委託をするということを説明をしましたが、執行部から聞きましたら、シルバー人材センターには1日6,500円の人件費支払いを行っているそうです。1カ月間、20日間動いて約13万円の収入になります。しかし、この民間委託をしますと、そこに、森山議員から附帯資料として出ておりますが、この約4,000万円が競争入札をすればどのぐらい下がるのか。これも先日の町長総括で聞きましたところ、5%ぐらいは下がるんじゃないかと。5%下がって約200万円です。しかし、200万円下がっても、1,000万円近い予算が増えるんですよということを執行部に申し上げましたが、その点は理解されただけでないことが非常に残念でならないのですが、ここで皆さんにお願いしたいということは、まず、シルバー人材センターで働いている職員の方、それと臨時職員で働いていらっしゃる方、この方々の雇用の場を失うことにもなりかねませんと。一番大事なことだと思います。そのことを考えて、また、地元企業に、一番最初申し上げました我々さつま町の地元企業であります松崎商事とあさくま浄化槽が、以前さつま町が行っていった入来町と祁答院町のくみ取り作業が、もう民間委託されてるんです。その同じ仕事をするさつま町の場合は、臨時職員だけではだめだという、こういう考え方をまず変えて、臨時職員でもできるのだというふうな考え方を変えれば、一番最初に申し上げましたとおり、そのことだけで1,000万円強の人件費が削減されるということを最後に申し上げて、議員の皆さん方の御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで討論を終わります。

これから「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の採決を行います。

まず、本案に対する森山大議員及び岸良光廣議員から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立多数です。したがって、「議案第62号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時50分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7「議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、8月31日から9月2日にかけての集中豪雨によります農地農業用施設災害復旧費及び道路橋りょう河川災害復旧費、治山事業費、林道施設災害復旧費、並びにごみ処理費としてクリーンセンターの設備修繕に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,004万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,863万7,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の議案第66号の表紙の関係でございますが、第2条の地方債の補正のところで見出しが抜けてるんじゃないかと思いますが。

○財政課長（下市 真義君）

まことに失礼いたしました。見出しが抜けておりまして、地方債の補正ということで挿入をお願いしたいと思います。

申しわけございませんでした。

○議長（舟倉 武則議員）

訂正されたものとして、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第9「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第10「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第11「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第

12「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第12「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの、議案5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、提案の理由を御説明申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

顧みますと、平成24年度の国の経済情勢につきましては、東日本大震災からの復興需要やより効果の高い施策に予算を重点配分する日本再生重点化措置などの政策によりまして、景気回復に向けた動きが見られたものの、年度の後半には円高の進行や世界経済の減速等を背景としまして、輸出や生産が減少するなど景気は弱い動きとなり、底割れが懸念をされる状況となりました。

こうした状況の中、政権が民主党から自民党へ移行しまして、新政権のもとで平成25年1月に日本経済再生に向けた緊急経済対策が策定をされ、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とする地域の元気臨時交付金が、24年度補正予算において創設されたところであります。24年度から25年度にかけて、公共事業及び施設費等の地方負担軽減が図られているところでございます。

本町における24年度の当初予算におきましては、財政の健全化を図るべく、人件費や公債費を中心とした経常経費削減に努める中で、6月には合併以降の懸案となっておりました新庁舎の建設事業に着手をいたしまして、そのための予算として平成24年度から26年度までの3カ年にわたる継続費の予算を計上いたしたところであります。

また、旧宮之城中学校跡地を太陽発電所用地として民間企業へ貸し付けるため、校舎等の解体工事を行うなど、公共用地の活用法として新たな取り組みも行ったところであります。

そのほか、総合振興計画の重点プロジェクトを基本とし、町長マニフェスト関連事業を推進しながら、町民が夢と希望を持てる元気なまちを目指してまいりました。

決算状況におきましては、歳入において新庁舎建設事業関連の財源を中心に、県支出金、繰入金、町債等が前年度に比較して増額となりました。普通交付税、国庫支出金、財産収入等が減額となっております。一方、歳出におきましては、普通建設事業が増額となり、公債費、積立金、人件費等が減額となりまして、全体として新庁舎建設事業に伴う影響が大きく、歳入歳出ともに前年度を大きく上回る決算額となったところであります。

主要財政指数におきましては、財政の弾力性を示す経常収支比率につきましては、公債費や人

件費の減少によりまして前年度よりわずかですが改善をいたしました。また、健全化判断比率につきましては、地方債借入額の制限等により、実質公債費比率、将来負担比率とも順調に改善しているところであります。今後、さらに基幹産業であります農業を初め、商工業の産業振興、少子高齢化に伴う医療福祉対策など、地域社会の活力再生に向けた取り組みを進めなければならないと強く感じているところであります。

また、全国各地で豪雨や竜巻など自然災害が多発し、住民の防災への意識高まる中、本町におきまして平成18年度から始まった河川激特事業が24年度をもちまして完成をいたしました。さらに、今回、治水対策と安定的な電力供給のための鶴田ダム再開発事業の追加事業費が決定をいたしましたところであります。川内川流域における安全安心が確保されつつあるところでございます。今後ともあらゆる災害等を想定した危機管理体制の構築に努力をしまいたいと考えております。引き続き、議会の皆様を初め、町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

各会計の決算状況について申し上げますと、まず一般会計におきましては歳入決算額で155億7,542万6,000円、普通会計で155億7,403万円となりまして、普通会計では前年に比較しますと6億756万7,000円、4.1%の増となっております。

また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が40億7,877万5,000円で全体に占める割合が26.2%、地方交付税や国県支出金などの依存財源が114億9,525万5,000円で73.8%となっております。全体に占める自主財源の割合は低く、依然として国県などの依存財源の割合というのが高くなっているところであります。

一方、歳出決算額におきましては、一般会計で145億636万9,000円、普通会計で145億497万3,000円となりまして、普通会計で前年度に比較しまして4億3,045万8,000円、3.1%の増となっております。

決算規模が増額になった要因としましては、先ほどから申し上げております庁舎建設事業、あるいは旧宮之城中学校の校舎等の解体工事など、大型の公共工事を実施いたしました関係にあわせまして、少子高齢化の進行に伴います社会福祉費の増大に伴います民生費を初め、基幹産業であります農業基盤の関係の整備、あるいは生活基盤としての道路整備、こういった関係の経費が前年度を大きく上回るものとなったことによります。

性質別経費の増減で主なものにつきまして申し上げますと、建設事業費が8億1,331万2,000円、企業立地助成金や地方交通対策の補助費等が5,418万5,000円、社会福祉サービス費や保育所運営費の扶助費が6,843万7,000円の増となったところであります。

一方では、公債費が2億6,286万2,000円、災害復旧費が7,857万5,000円、庁舎建設費の基金、電源立地交付金事業の基金、こういった積立金をあわせると6,210万2,000円、そのほか、人件費が5,675万2,000円、それぞれ減となったところでございます。

歳入から歳出を差し引きました形式収支におきましては10億6,905万7,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源2,835万5,000円を控除いたしました実質収支は10億4,070万2,000円の黒字となったところでございます。

主な財政指標につきましては、普通交付税の減少が大きく影響する中で、行財政改革の成果や公債費の減少等により、おおむね行革大綱に沿った改善ができていると思っております。

主な財政指標につきましては、普通交付税の減少が大きく影響する中で、行財政改革の成果等

によりまして改善ができていますと考えております。具体的には、経常収支比率が89.7%から88.4%へ1.3%改善をいたしております。主にはこの経常一般財源であります普通交付税が3,014万5,000円、あるいはこの児童手当、子ども手当の地方特例交付金というのがございまして、それが4,176万円ということで減額になったわけではありますが、経常経費のうちに先ほどから申し上げております交際費の減というのが2億5,000万円余り、そのほか、人件費が6,387万円余りというようなことで、大幅に減少したことによる効果であるというふうに考えております。

また、実質公債費比率が公債費負担適正化計画に沿った順調な推移によりまして、今年度においても着実に改善をいたしまして、3年間の平均値が地方債許可基準となっております18%を大きく下回る13.6%となりまして、前年度と比較しまして1.9%改善をいたしました。とはいっても、県内の自治体の中ではまだ依然として高い数値にありますので、さらなる改善を図っていく所存でございます。

なお、基金の積み立ての関係につきましては、財政調整基金を初め特定目的基金等への積み立てを、努めて実施してまいったところでありまして、財政調整基金につきましては決算積み立てを含めまして2億3,228万4,000円、それから、公共施設整備基金が2億2,008万円の増ということになったところがございます。さらに、新たにまちづくり振興基金を創設をいたしまして、それに2億4,016万円、それから、コミュニティバスとかあるいは乗り合いタクシーなどの地域公共交通対策のための地域公共交通対策維持確保基金というものも創設をいたしまして、それに3,000万8,000円を積み立てたところでありまして、基金総額におきまして、これらによりまして6億3,220万2,000円増額をいたしました。

平成24年度におけます施策の具体的な内容、成果につきましては、決算書あるいは主要施策の成果説明書、そのほかの総合振興計画の実績調書も添付をしてあるところがございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、特別会計についてであります。まず国民健康保険事業特別会計におきましては歳入決算額35億3,433万2,000円、歳出決算額33億7,380万5,000円、差し引き1億6,052万7,000円の黒字となったところであります。

国民の生命と健康を守る医療制度、被保険者の高齢化というのが非常に進んでおります。そういう関係、それから、疾病構造の変化というものもございまして、医療技術がかなり高度化し進行しておりますので、そういったこと等で医療費の給付というのはこうして大きく伸びているところでございます。このようなことから、国保財政運営につきましては依然として非常に厳しい状況にあります。今後におきましても、医療費の適正化対策、保険税収納率の向上対策に取り組むとともに、平成20年度から保険者に義務化をされました特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導の利用率の向上、こういったこと等を初め、さらに被保険者の健康増進のための事業を積極的に展開をいたしまして、保険事業の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額は3億1,240万円、歳出決算額が3億767万2,000円で、差し引き472万8,000円の黒字となったところであります。本町の医療費につきましては58億5,221万3,000円ということで、一般会計から町の負担分としまして4億5,447万3,000円を県の後期高齢者医療広域連合へ支出をいたしたところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額29億7,357万5,000円、歳出決算額29億73万4,000円、差し引き7,284万1,000円の黒字となりました。歳出決算額におきましては23年度比較で9,267万3,000円、3.3%の増となったところで

す。また、歳出決算額の大部分を占めます保険給付費の総額が27億2,716万8,000円で、前年度と比較しまして3,242万8,000円、1.2%の増となりました。今後におきましても、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図りながら高齢者の支援を行ってまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入決算額2,192万7,000円、歳出決算額2,173万5,000円で、差し引き19万2,000円の黒字となっております。歳出決算額は23年度比較で106万4,000円、4.7%の減となっております。今後におきましても、適切な介護予防ケアマネジメントに努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額5,078万8,000円、歳出決算額4,446万円、差し引き632万8,000円の黒字となっております。現在の加入戸数は382戸で、前年度に比較しまして10戸の増となったところです。今後におきましても、加入促進を図りながら農業用水の水質保全、農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

次に、「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、未処分利益剰余金の処分の関係であります。24年度におきまして水道事業の会計の未処分利益剰余金としましては1,178万9,288円ということで、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」でありますけれども、年間の総給水量は105万414立方メートルで、前年度に比べ2万484立方メートルの減となっております。一人一日当たりの使用量は300リットルということでございます。

給水人口におきましては年度末の現在9,579人で、昨年度に比べ140人の減少となっております。給水量が昨年度と比較して減少いたしておりますが、給水人口の減少、あるいは節水意識の高まり並びに長引く景気低迷などが一つの原因かと考えられております。水需要の減少傾向につきましては、今後も続くものと予測をいたしております。なお、給水区域内の普及率は99.2%ということで、昨年度と同じであります。

一方、経理の状況であります。収益的収支においては収入額が1億4,084万9,000円、支出額が1億2,906万円で、差し引き1,178万9,000円の純利益が生じたところであります。この純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。資本的な収支におきましては、収入額が1,583万9,000円に對しまして支出額は8,637万2,000円で、不足する額7,053万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。また、5%以上の高利率の企業債については、公的補償金免除の繰上償還を行いまして、利子負担の軽減に努めたところであります。

施設の整備につきましては、河川激特事業に伴います宮都大橋の配水管の本節工事のほか、国道328号の配水管移設工事などを行いまして、施設整備の充実に努めてまいりました。

次に、「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」でございます。

まず、未処分利益剰余金の処分についてであります。この額が2,177万6,330円であります。これを全額、建設改良積立金に積み立てようとするものであります。

次に、議案第71号の簡易水道事業の決算の認定についてでありますけれども、年間の総給水量は125万1,907立方メートルで、前年度に比まして4万5,869立方メートルの減となっております。簡易水道事業におきましても水道事業と同様に給水人口が減少の傾向にありまして、年度末における給水人口は昨年度と比較して257人の減でございます。1万2,423人

となったところです。給水量におきましては、一人一日当たりの使用料が276リットルで、収益面に直接影響を及ぼします有収率につきましては80.9%でございまして、昨年度とほぼ同数であります。

一方、経理の状況であります。収益勘定におきましては収入額は2億3,812万5,000円、支出額が2億1,634万9,000円ということで、差し引き2,177万6,000円の純利益が生じたところであります。この純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。資本勘定におきましては、収入額が1億64万4,000円、支出額は1億9,732万8,000円で、不足する額9,668万4,000円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金と建設改良積立金等で補てんをいたしました。また、簡易水道事業におきましても5%以上の高利率の企業債については公的な補償金の免除繰上返還を行いまして、利子負担軽減に努めたところであります。

施設整備におきましても、大俣線配水管の移設工事のほか、紫尾水源地のポンプの取りかえ工事などを行いまして施設整備の充実に努めたところであります。また、薩摩祁答院線の配水管移設工事を他事業との調整によりまして翌年度へ繰り越しをいたしました。

ただいま、それぞれの決算等について御説明申し上げましたが、議案第68号及び議案第70号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。それから、議案第69号及び議案第71号の各決算につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付しまして、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いしようとするものでございます。

以上、平成24年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備、住民福祉の向上、水道事業の健全経営に努めてまいったところでございます。ここに改めて議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、あわせて、よろしく御審議を賜り、認定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。柏木幸平議員。

○柏木 幸平議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案5件につきましては、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま、15番、柏木幸平議員から、ただいま議題となっている議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項

の規定によって、新改秀作議員、森山大議員、木下敬子議員、柏木幸平議員、米丸文武議員、宮之脇尚美議員、桑園憲一議員、新改幸一議員、以上8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく議事を中止します。

△日程第13「議案第72号 さつま町副町長の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「議案第72号 さつま町副町長の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第72号 さつま町副町長の選任について」であります。

平成25年7月9日より空席となっておりますさつま町副町長につきまして、紺屋一幸氏を選任しようとするため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

内容につきましては、総務課長補佐に説明させますので、御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長補佐（角 茂樹君）

「議案第72号 さつま町副町長の選任について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。ただいまの議案第72号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。委員会付託を省略します。

これから討論を行います。議案第72号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで討論を終わります。

これから「議案第72号 さつま町副町長の選任について」を採決します。本案の採決は会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまから議案第72号の採決を会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は15名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、木下賢治議員及び10番、川口憲男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

ここで念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（舟倉 武則議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（舟倉 武則議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は向かって左側から登壇して投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票を願います。

[議員投票]

○議長（舟倉 武則議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。木下賢治議員と川口憲男議員の開票立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（舟倉 武則議員）

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成13票、反対2票、以上のとおり賛成が多数です。よって、「議案第72号 さつま町副町長の選任について」は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△日程第14「陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」を議題とします。

文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

当委員会に付託されました「陳情第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、全国森林環境税創設促進議員連盟、会長、板垣一徳氏から提出され、平成25年8月12日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、平成24年10月に地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置の導入はされたが、その用途はCO₂排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。このようなことから、自然災害などの脅威から国民の生命と財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めるといった意見書の採択を求める内容であります。

執行部担当課からの説明を受け、審査の過程で、委員からは、本町の面積に占める森林面積の割合は3分の2と非常に多く、森林の持つ地球温暖化防止や国土の保全、水資源の涵養などその機能が果たす役割は大きいと考える。この財源が確保されることにより、荒廃しつつある森林の再生と整備が図られるのではないかなどの意見が出され、採決の結果、本陳情については陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これからただいまの文教経済常任委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第15「陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題とします。

文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

当委員会に付託されました「陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について」に関する陳情書について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町宮之城屋地847番地、鹿児島県教職員組合北薩地区支部、書記長、大石健司氏から提出され、平成25年8月30日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。また、文部科学省が実施した調査でも、保護者の約6割が30人以下学級を望んでいる。特に、本県においては複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

また、社会状況等の変化により、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっており、多くの課題が山積し深刻化してきているため、こうした解決に向けた計画的な定数改善が必要である。

さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。

このような観点から、「教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること」、「OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること」、「義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること」の3項目について要請をする内容であります。

委員会審査に当たっては、学校教育課長から本町の小・中学校における現状等について説明を受けたところであります。本町の現状としては、小規模校が多い関係で、1学級当たりの平均児童・生徒数は、小学校が13.6人、中学校が25.2人で、全国平均は下回っているが、OECDの平均を中学校は上回っている現状である。学校別では、盈進小学校が1学級当たりの平均児童数が25.7人で、全国平均の27.9人を下回っており、宮之城中学校は1学級当たりの平均生徒数が34人で、全国平均の32.8人を上回っている。ただ、本県においては「かごしまっこすくすくプラン」の中で、1学級における児童数の緩和や指導加配教員、非常勤講師の配置等を行うなどの対応を実施しているとの説明であります。

委員からは、本町においては小・中学校ともに1学級当たりの平均児童生徒数は全国平均を下回っており、加配教員を配置するなどの対応がなされていることから、あえて意見書を提出する

必要があるのか、との意見が出されました。

また、一方では、本町平均では全国平均を下回っているが、宮之城中学校ではそれを上回っている状況であり、また、教育の機会均等という観点からも複式学級の解消に向けた適切な措置を講ずることは必要ではないか、との意見も出されました。

最終的に採択と継続審査の意見が出されたため、採決の結果、採択賛成者多数により、本陳情についてはその趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これからただいまの文教経済常任委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第16「発委第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「発委第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。米丸文武委員長。

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

ただいま議題となりました「発委第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）」について趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情書」と同趣旨であり、お手元に配付してあります意見書（案）のとおり、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求め、衆参両院並びに内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
以上で趣旨説明を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第17「発委第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第17「発委第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。米丸文武委員長。

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

ただいま議題となりました「発委第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）」について趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の陳情と同趣旨であり、お手元に配付してあります意見書（案）のとおり、3項目に関する要請をするため、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第18「発委第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第18「発委第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

「発委第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、道州制の導入について、これまで町村議会議長会全国大会において、その総意で「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である」とする緊急声明を行うなど、政府・国会に対して、道州制を導入しないことを要請してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、野党の一部も道州制導入に関する法案を国会に提出しており、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高く、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。町村はこれまで国民の生活を支えるため、食料供給、国土保全に努め、伝統・文化を守り、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきたが、効率性や経済性を優先してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。

多様な自治体の存在を認めること、個々の自治体の活力を高めることは、ひいては、全体としての国力の増強につながっていくため、道州制の導入に反対するものであります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、衆議院議長ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから発委第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19「報告第9号 平成24年度健全化判断比率の報告について」、日程第20「報告第10号 平成24年度資金不足比率の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第19「報告第9号 平成24年度健全化判断比率の報告について」及び日程第20「報告第10号 平成24年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第9号 平成24年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第10号 平成24年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれに付きましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第9号 平成24年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

次に、10ページのほうをお開きいただきたいと思ひます。

「報告第10号 平成24年度資金不足比率の報告について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第9号及び報告第10号を終わります。

△日程第21「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第21「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第22「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第22「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成25年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後1時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 岩 元 涼 一

さつま町議会議員 新 改 幸 一

